

中間市男女共同参画プラン きらりⅢ

令和6年度～令和10年度

“ひとり一人が生きるまち なかま”
をめざして

令和6年3月

中 間 市

はじめに

中間市では、平成16年に第1次「中間市男女共同参画プラン」を策定後、平成25年10月には「中間市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成26年からは第2次「中間市男女共同参画プラン～きらり～」を策定以来、全ての市民が互いに一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる“ひとり一人が活躍のまち なかま”を目指して、さまざまな取組を進めてきました。

令和4年度に実施した中間市における男女共同参画に関する市民意識調査から見てきた本市の課題としては女性の社会進出が進むにつれ、固定的な性別役割意識を持つ人の割合が低くなっていく傾向がみられる中で、家庭における性別役割分担意識はいまだに残っていることが見て取れます。また、自治会などの地域における意思決定の場に参加する女性の割合は依然として低く、今後の防災対策においては、災害発生時の避難所運営等に関する、被災者の多様なニーズに対応するためには女性の参画は急務であると考えられます。

国においては、令和2年に「第5次男女共同参画計画」が策定され、4つの基本事項を掲げ、男女共同参画社会のさらなる実現に向けて取り組むこととされています。

こうした国の取組に沿って、これまでの本市の取組の評価・課題と市民意識調査の結果を踏まえ、ここに第4次「中間市男女共同参画プラン きらりⅢ」を新たな5年間のプランとして策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆さまをはじめ、団体、事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、男女共同参画社会の実現に向けて全力発信で取り組んでまいります。

最後になりましたが、本プランの策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました中間市男女共同参画審議会委員の皆様、市民意識調査やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。



中間市長
福田 健次

令和6年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の背景	2
第2章 計画の概要	5
1. 計画の基本理念	5
2. 計画の名称とテーマ	5
3. 計画の基本目標	6
4. 施策の体系	7
5. 計画の性格	8
6. 計画の期間	8
7. 計画策定に係る調査等の概要	8
第3章 計画の内容	11
第1節 地域における女性の活躍推進	11
第2節 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進	22
第3節 男女の自立促進と生活・子育て支援	33
第4節 男女の健康づくりと暴力の根絶	45
第5節 男女共同参画社会の 実現に向けた啓発・教育の推進	54
第4章 推進体制の整備	58
第5章 男女共同参画行動計画一覧表	59
資料編	69

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的

我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取り組みとも連動しながら、男女共同参画基本法に基づく計画や成長戦略等を通じた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をはじめとしたさまざまな取り組みが進められてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会が大きく変わり始めています。さらに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

しかしながら、政治の場や社会通念、慣習、しきたりなどで固定的な性別役割分担意識は依然として根深く、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。また、非正規雇用労働者の多くを女性が占めることで、社会的・経済的な自立が難しくなる一方、正規雇用労働者として基幹的業務が集中する男性が長時間労働に陥る状況が依然として解消できていません。さらに、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、全国的な非正規雇用労働者の失業や減収、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）など、課題の根深さが顕在化しており、男女共同参画社会の実現に向けたより一層の取組が必要となっています。

このような状況の中で国は第5次男女共同参画基本計画を策定し、以下の4つを目指すべき社会（女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会）とし、その実現を通じて、基本法が示す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

以上のように男女共同参画社会を形成していくため女性が様々な分野でその力を発揮する機会を得ることは、公平・公正の理念からも必要ですが、2022（令和4）年度に実施した「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」からは、すべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「社会通念・慣習・しきたり」と「政治や政策決定の場」での男女不平等感がみられる状況です。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進む中間市にとって、あらゆる分野、局面において、活気を取り戻すためには、女性の活躍が重要といえます。

中間市においては、全ての市民がお互いに一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目標に、2004（平成16）年「中間市男女共同参画プラン」の策定を手始めに、その後、5年ごとに見直し、2019（平成31）年に見直しを行いました。その後5年が経過し、今年度が計画の見直しの年にあたることから、施策の評価や課題をふまえた上で、新たに計画を策定しました。

2. 計画の背景

(1) 世界の動き

戦後、国連を中心に世界的な規模で女性の地位向上への取り組みが進められてきました。

1979（昭和 54）年の国連第 34 回総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。この条約は、四半世紀にわたり、各国の女性政策の基盤となりました。

また、1995（平成 7）年には「平等・開発・平和への行動」をテーマに第 4 回世界女性会議が北京で開催され、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として、「女性のエンパワーメント」をキーワードに、「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性とメディア」等 12 の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択され、世界的な注目を集めました。

その後、2000（平成 12）年にはニューヨークの国連本部の特別総会として女性 2000 年会議を開催し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されています。

その他にも、国連婦人開発基金（UNIFEM）と国連の機関が共同で、2010（平成 22）年 3 月 8 日の国際女性の日に、「女性のエンパワーメントのための指針」（以下、WEPs という。）を発表しました。この指針では、管理職、執行役員、取締役への女性の積極的な採用・任命や、意思決定過程とガバナンス部門における女性の参画割合を 30%以上とすること等が提言されています。WEPs を支持する企業の署名数は大きく伸びており、2014（平成 26）年 2 月末現在、世界レベルで目標を超え 670 社に到達しました。

2015（平成 27）年にはニューヨークにおいて国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位向上委員会）が開催されたほか、第 3 回国連防災世界会議が仙台市で開かれ「仙台防災枠組」が採択されました。同年 4 月には、東京都文京区の文京シビックセンター内に、アジア地域で唯一のリエゾンオフィスである、国連女性機関（UN Women）日本事務所が開設されました。リエゾンオフィスとは、UN Women が主要な地域機関や国連加盟国と、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのための政策対話や政策提言、資源動員の貢献等において体系的に連携ができるよう設置したものであり、持続可能な開発目標（SDGs）のビジョンを女性と女兒にとって現実のものとするために活動に力を入れています。同年、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、「ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

なお、世界経済フォーラムが令和 5（2023）年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」によると、日本は 146 カ国中 125 位で、前年（146 カ国中 116 位）から 9 ランクダウン。順位は 2006 年の公表開始以来、最低となりました。分野別にみると、政治が世界最低クラスの 138 位で、男女格差が埋まっていないことが改めて示されました。

(2) 日本の動き

わが国では、日本国憲法をはじめ、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等により、男女共同参画社会の実現に向けて、法的には整備されてきましたが、現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下、「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成 21 年 8 月公表）においても、多くの課題が残されています。

これを受け、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、第3次基本計画が策定されました。この中では、2020（令和2）年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みにおいて、積極的改善措置「ポジティブ・アクション」を推進し、女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消に対する施策の実施を強調しています。

2015（平成27）年には「女性活躍推進法」が成立するとともに、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。翌2016（平成28）年に「女性活躍推進法」が完全施行されるとともに、「女性活躍加速のための重点方針2016」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定され、実効性のある取り組みが展開されようとしています。その後、2020（令和2）年には現行計画である「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。2022（令和4）年6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」の中では、第5次男女共同参画基本計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組みの更なる具体化を行うとともに、新たに取組む事項として、①女性の経済的自立②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現③男性の家庭・地域社会における活躍④女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）を掲げ、速やかに各取組みを進めるとされています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されました。これらの暴力を防止し被害者を保護するため、2001（平成13）年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が制定され、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、これまでに二度改正が行われていますが、2007（平成19）年の改正で、「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「DV対策基本計画」という。）の策定が努力義務とされました。地域の実情に応じて、市町村において行われている被害者に対する自立支援施策の充実が求められます。

2018（平成30）年5月には、国や地方の議員選挙において政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。2020（令和2）年5月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」が策定され、同年6月には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる施策に対し、男女共同参画の視点の反映や困難に直面する女性への支援に向けた取組の充実を図っています。

（3）福岡県の動き

福岡県では、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、1980（昭和55）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。1986（昭和61）年に第2次、1996（平成8）年に第3次計画を策定し、女性の地位向上の取組みを進めてきました。1999（平成11）年には男女共同参画社会基本法が制定され、同法をふまえ、2001（平成13）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌2002（平成14）年に「福岡県男女共同参画計画」を策定、2006（平成18）年に第2次策定を行い、それ以後、5年ごとに計画を策定し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。この間、1996（平成8）年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センターあすばる」（2003〔平成15〕年に「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称）を開設し、2006（平成18）年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定、2011（平成23）年に第2次、2016（平成28）年に第3次計画を策定しました。第4次計画では、2015（平成27）年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以

下「女性活躍推進法」という。)もふまえ、「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」「性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会」「仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会」の実現を目指して様々な取組みを進めてきました。こうした取組みにより、女性の就業者の増加や管理職や審議会委員への登用、セクシュアルハラスメントの防止などにおいて一定の成果が見られるものの、未だ道半ばの状況です。また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など、平常時と異なる状況下における新たな対応も必要となっています。

こうした社会情勢の変化やこれまでの課題をふまえ、2021(令和3)年に「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定し、以下の3つの柱のもと施策を推進しています。

- 柱 1 男女がともに活躍できる社会の実現
- 柱 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現
- 柱 3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

(4) 中間市の動き

中間市では、1995(平成7)年を初年度とする「中間市第3次総合計画」に女性政策を掲げ、同年12月には「中間市女性行政推進協議会」(現在の「中間市男女共同参画推進委員会」)を設置し、市内における男女共同参画推進体制を整えました。その後、国や県の取り組みが進展してきたことから、関係機関や各分野から講師を招いての研修や講演会等を実施し、市職員はもとより市民の意識改革を図ってきました。

一方、市内の女性団体から女性政策推進のための要望書が出されたことを受けて、1996(平成8)年、市内の女性団体・グループによるネットワークづくりにも取り組み、1997(平成9)年7月には、「女性の地位向上を図り、男女共生社会をめざした地域づくりに寄与すること」を目的としたネットワーク、「女性ネットなかま」が発足しています。

こうした動きを捉え中間市では、男女がともに地域を創造していく上で、男女共同参画社会の確立に向けた「中間市男女共同参画プラン(10年計画)」(以下、「プラン」という。)を策定し、同年「中間市男女共同参画行動計画」を策定しました。

その後、「プラン」策定から中間年に当たる2009(平成21)年に、市民と協働し、中間市の男女共同参画の推進を図ることを目的に「中間市男女共同参画審議会設置条例」を制定し、「中間市男女共同参画審議会」(以下、「審議会」という。学識経験者・有識者・市民団体・一般公募市民等、11名で構成)を設置しました。同年には市民意識調査を実施し、その調査結果等を基礎資料として、「審議会」において「プラン」の見直しを行い、改訂版を策定しました。その「プラン(改訂版)」を実効性のあるものにするため、2010(平成22)年「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定し、さらに2013(平成25)年10月1日には後期行動計画の主要な施策であった「中間市男女共同参画推進条例」を制定し、「ひとり一人が生きるまち」を目指した男女共同参画へ向けた取り組みを展開してきました。

この「プラン」が2013年までの計画であることに伴い、2012(平成24)年には、男女共同参画に関する意識や中間市の現状を把握し、今後の施策に反映させるため、市民意識調査を実施しました。この調査結果及び、国や県の情勢等をふまえて、中間市の実質的な社会状況に合わせて「プラン」の見直しを行い、2014(平成26)年「中間市男女共同参画プラン きらり」を策定しました。その後、国においては2015(平成27)年8月に「女性活躍推進法」が成立し、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入るとともに、長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等さまざまな側面からの課題が浮上しました。このような課題をふまえた上で施策の評価を行い、2019(平成31)年3月に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定しました。

第2章 計画の概要

1. 計画の基本理念

本計画は、以下に示す「中間市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指します。

中間市男女共同参画推進条例より (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係のもとに、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して自ら決定し、個人の意思が尊重され、生涯にわたり身体的精神的及び社会的に良好な状態が確保されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

2. 計画の名称とテーマ

中間市男女共同参画計画の名称とテーマは、前計画のうち“ひとり一人が生きるまち なかま”を踏襲し、以下のとおり設定します。

名 称 中間市男女共同参画プラン

“ひとり一人が生きるまち なかま”をめざして

※中間市民一人ひとりの存在を大切にするために、「ひとり一人」と表記しています。

3. 計画の基本目標

中間市男女共同参画プランの基本目標は、お互いに認め合い、様々な困難に対し、協働して立ち向かっていく、「市民社会」の構築にあります。

市民社会の構築にあたっては、性別、年齢等に関わりなく、市民一人ひとりが自立し、自らの意志をもって社会にかかわり、強い絆を形成していく意識づくりの高揚を図ることが必要です。

これらの考えに基づき、以下にあげる 5 つの目標を「基本目標」として設定します。また、それに伴う計画の推進体制について第 4 章に記載します。

- 1. 地域における女性の活躍推進**
- 2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進**
- 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援**
- 4. 男女の健康づくりと暴力の根絶**
- 5. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進**

4. 施策の体系



5. 計画の性格

- ① 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに、福岡県の「第5次福岡県男女共同参画計画」との整合性を図り策定しています。
- ② 本計画は「DV防止法」に基づくDV対策基本計画として位置付けます。
- ③ 本計画は「女性活躍推進法」に基づく本市の推進計画として位置付けます。
- ④ 本計画は、男女共同参画の視点に立ち、性別による差別等の問題点・課題を解決するため、分野ごとに「具体的施策」を明示しています。

6. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度【2024（令和6）年4月から2029（令和11）年3月】までとします。

7. 計画策定に係る調査等の概要

（1）中間市男女共同参画に関する市民意識調査

① 調査の目的

中間市では、平成25年にこれまでの取組をふまえながら、「中間市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成26年に「中間市男女共同参画プラン きらり」、同31年に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定し、市民だれもが一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画に関するさまざまな施策を推進してきた。この度、本施策の一環として、さらに「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」の見直しのための基礎資料を得るために男女共同参画に関する市民意識調査を実施することとした。

② 調査実施期間

令和5年2月10日～3月31日

③ 調査対象者

満18歳以上の市内在住者の中から、無作為抽出した1,500人

④ 調査方法

郵送による配布・回収

本人記入方式

※本人による記入が難しい場合は、家族等による代行記入

⑤ 調査項目

- ・男女平等について
- ・結婚・家庭生活について
- ・介護における男女参画について
- ・防災対策における男女参画について

- ・子どもの教育やしつけについて
- ・仕事と家庭生活との両立について
- ・地域の社会貢献活動への参加・参画について
- ・パートナー間の暴力・人権などについて
- ・男女共同参画の施策に関する意識・関心について

⑥ 有効回収票

466 票(有効回収率 31.1%)

※本計画書の本文では「など」を「等」で表現するように統一しましたが、調査結果（内閣府調査を含む）を示すグラフ等の表現は実際に調査で使用された選択肢の原文をそのまま掲載しています。

(2) 庁内職員による座談会

① 座談会実施の背景と目的

中間市では、平成 25 年にこれまでの取組をふまえながら、「中間市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 26 年に「中間市男女共同参画プラン きらり」、平成 31 年に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定し、市民だれもが一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画に関するさまざまな施策を推進してきた。この度、本施策の一環として、さらに「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」の見直しのための基礎資料を得るために座談会を実施することにした。このため、庁内の関連部署の実務責任者（担当係長）から、それぞれの部署が抱える男女共同参画に関係する課題を把握することを目的にこの座談会を実施した。

② 座談会の手法

グループインタビュー法で実施。

- ※ グループインタビューは参加者に井戸端会議のように自由に語っていただき、人権教育・啓発の推進に関する課題を把握していく手法。この方法は、インタビューのフローを作成し、このフローの中で**司会者が話題を投げかけ、参加者が井戸端会議のように話題に対して自由に語り合ってもらう**ことで、アンケート等の定量調査では得られない定性的な情報を得ることを目的とする。

【話し合いのルール】

- ①ご出席の皆さま方どうして、ワイワイ賑やかに話し合いをしてください。
- ②皆さんに聞こえるようにできるだけ大きな声でお話してください。
- ③ご自分の意見と逆の意見が出ましたら遠慮せずに反論して「自分はこう思う」と言ってください。この会はいろいろな意見がたくさん出ることを大切にしています。
- ④お話しされる時は、頭の中で意見をまとめてから話すのではなく、思いついたらすぐ言葉にして飾らずにお話ししてください。

③ グループ分けの考え方

庁内の関連部署の実務責任者（担当係長、それぞれが近い年代と思われる）から、2つのグループをつくり、それぞれのグループに対し 90 分間の座談会を実施。

男女共同参画行動計画一覧表（令和 4 年度取組状況確認表）の基本目標と担当課の関係から、2グループに分けてインタビューを実施した。

④ 座談会の流れ

1) 自己紹介と係としての課題

まず自己紹介をお願いします。右側からか左側から始めてもらうか？じゃんけんで決めてもらいます。持ち時間は1人2分程度とします。

[適宜確認]

・この時点では男女共同参画についての問いは事前説明を除いて一切行わないが、男女共同参画についての話題が自発的に出てくるかは確認する。

2) 女性の活躍に関する現状と課題

「地域における女性の活躍」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

3) 働く場における男女平等に関する課題

「働く権利の保障と働く場における男女平等という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

4) 男女の自立促進と生活・子育て支援に関する課題は何か

「男女の自立促進と生活・子育て支援」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

5) 男女の健康づくりと暴力の根絶に関する課題は何か

「男女の健康づくりと暴力の根絶」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

6) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進に関する課題は何か

「男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

7) 男女共同参画社会の実現に向けての中間市の優先課題は何か

ご自分が市長になったら「男女共同参画社会の実現に向けてどのような政策や事業を行うか」ということについて自由に話し合ってください。

第3章 計画の内容

第1節 地域における女性の活躍推進

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会を、活力があり持続可能なものとするためには、地域社会づくりの中で男女双方の意見を反映させることや、性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりへの取組みが必要です。地域活動については、担い手の確保や高齢化が課題となっています。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、さまざまな視点から課題解決ができる性別、年齢等を問わない多様な人材の確保が必要です。そうした観点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが持続可能な地域づくりの重要な要素となってきています。

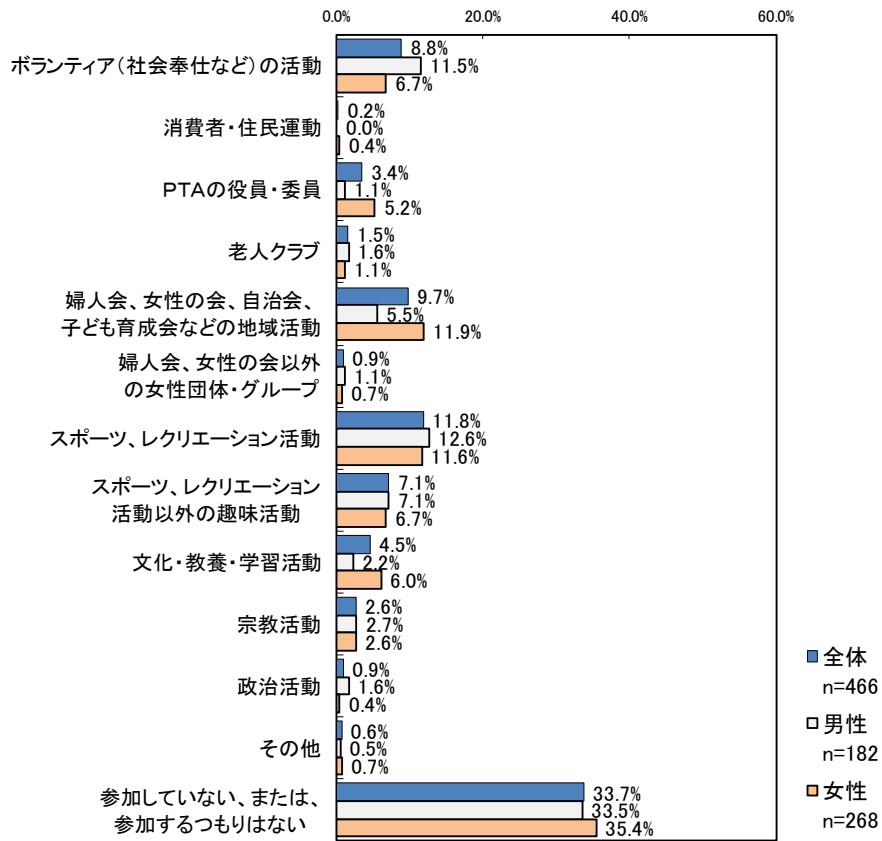
本市の地域の社会的貢献活動への参加状況（令和4年度中間市男女共同参画に関する市民意識調査、以下「令和4年度市民意識調査」と表記）をみると、現在、何らかの活動に参加している人は少なくなっていますが、参加している活動の中では、「スポーツ、レクリエーション活動」、「婦人会、女性の会、自治会、子ども育成会等の地域活動」、「ボランティアの活動」が多くなっています。今後の参加意向をみると、「ボランティアの活動」に参加したいという人が21.9%で最も高く、現在参加している人が8.8%であることから、今後新たに参加してみたいという人が約1割いることがわかります。

女性が団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向については、73.5%の女性が団体の長や代表者にはなりたくないと回答しています（男性は60.4%）。「団体の長や代表者」は地域のさまざまな課題に対して解決策等の方針を決定する話し合いに関わる機会が多い立場ですが、多くの時間と労力をさかなければならないことや共働きの世帯が増加していること、話し合いの場に女性が出ていくことを慎ませるような何らかの阻害要因があり、そうした活動に対する忌避感の強さが際立っています。

有職者が地域活動に参加しやすくなるための条件整備としては、前回調査と比べ4.2ポイント増加した「労働時間を短くして余暇を増やす」（20.0%）ことが最も求められており、これに「仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」（16.3%）が続いています。このことから、性別や就業状況等に関わらず、地域活動への参加を促し女性の活躍を促進するためには、企業等と連携した労働時間の短縮策、仕事と家庭の両立を支援する体制整備等が必要であることがうかがえます。

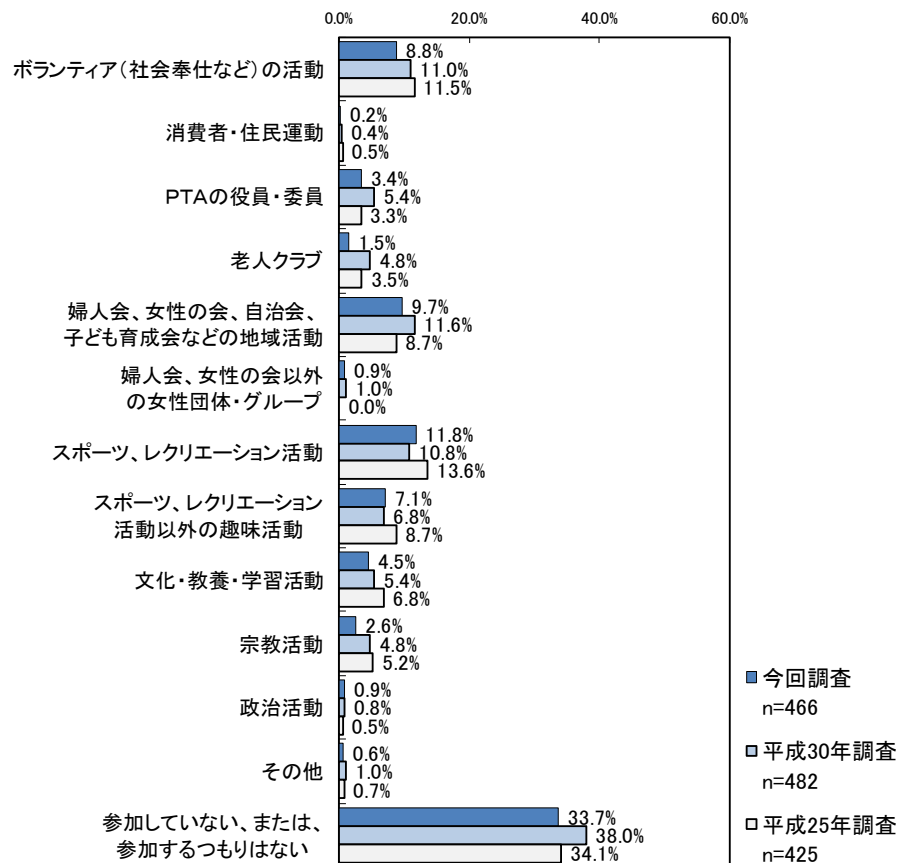
男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画するためにも、地域コミュニティにおける男女共同参画の環境づくりが重要です。

現在参加している活動 【全体、性別】



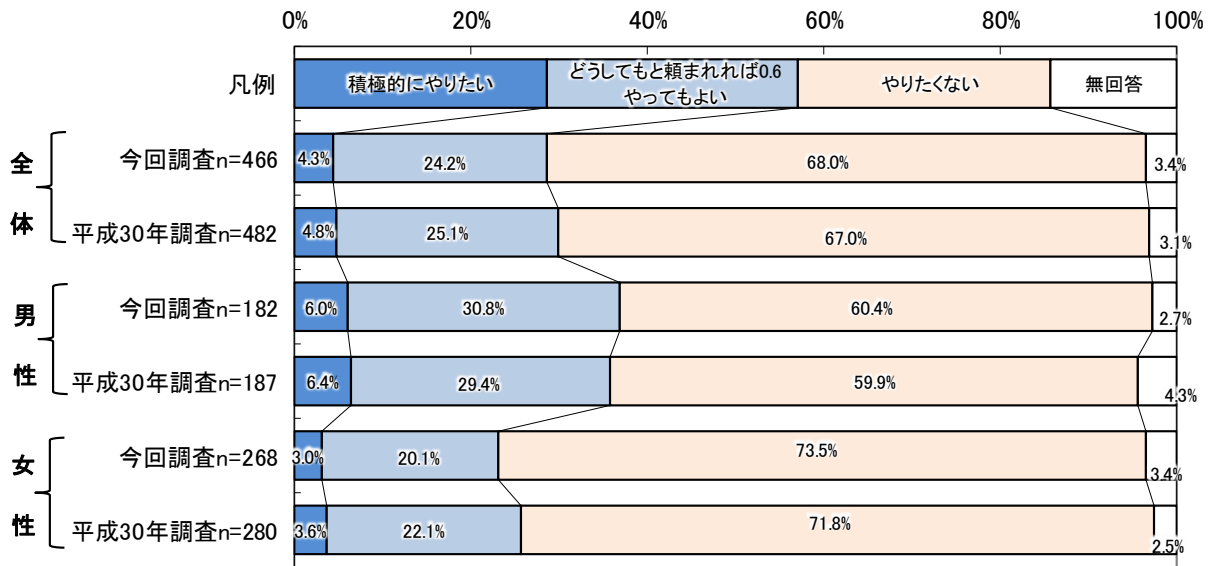
※令和4年度市民意識調査

今後の引き続き(あるいは新たに)参加してみたい活動 【全体、性別】



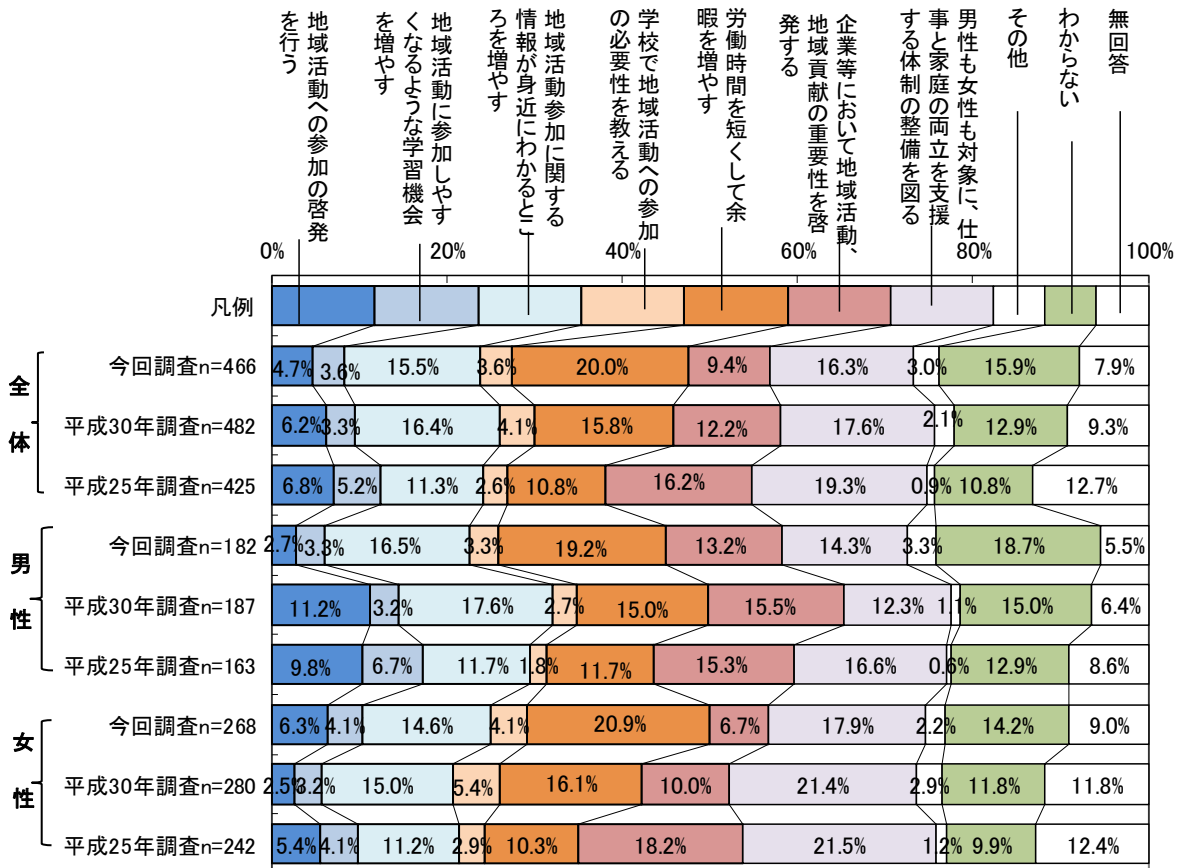
※令和4年度市民意識調査

団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向 【全体、性別】



※令和4年度市民意識調査

有職者が地域活動に参加しやすくなるために必要なこと 【全体、性別】(前回調査比較)



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

1) 地域活動における男女共同参画を推進する。

- 自治会長並びに民生児童委員等及び人権擁護委員の地域指導者に対し、男女共同参画社会への理解促進のための学習会・講演会等を実施するとともに、広報紙やホームページ等、様々な手段を活用して地域指導者に対する男女共同参画に関する情報の提供を行う。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、人権男女共同参画課、福祉支援課

2) 地域活動を通じた子育てに関する啓発を図る。

- 男女共同の子育てに関するサークル活動・ボランティア活動の促進等の情報提供を広報紙や市ホームページ等を通じて行う。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課

- 各校区のまちづくり協議会や民生児童委員協議会、小中学校 PTA 役員会等に、男女共同参画の視点に立った地域活動を通じた啓発を推進する。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課、生涯学習課、福祉支援課

- 校区のまちづくり協議会と連携し、地域の人々が協働して子育てを支援していく意識を広めるための啓発を行う。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課

② 地域社会における男女共同参画の推進

1) 男女が平等に地域役員を担える環境づくりを進める。

- 自治会や NPO・ボランティア団体等の実態を把握し、男女が地域の役員を担える環境づくりを推進する。また若い世代の人材育成や確保策の在り方を検討する。

【担当課】安全安心まちづくり課、人権男女共同参画課

2) 男女共同参画に関する理解促進のための研修会を実施する。

- 地域での多世代学び合いを促進するために、自治会長、民生児童委員等の地域指導者を対象に、地域コミュニティが直面する身近な課題等関心が高いテーマについて、幅広い世代から関心を持ってもらえるような男女共同参画の講座や学習会を開催し、男女共同参画に対する理解・認識の向上を図る。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

- 市内の女性団体ネットワーク組織「女性ネットなかま」等をとおして、男女共同参画社会への環境づくりに努める。また「女性ネットなかま」の会員が増えるよう方策を検討する。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 男女が平等に地域リーダーとして十分に活動できる意識改革を推進する。

- 自治会長の自主学習会等各種機会を捉えて、啓発資料の配布等を通じた地域役員等に男女平等意識改革に関する啓発を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、人権男女共同参画課

- 男女が平等に地域のリーダーとして活躍できるよう、男女共同参画の公民館講座を実施し、指導者の育成・支援体制を推進する。また市民の興味を引くような企画の在り方を検討する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進

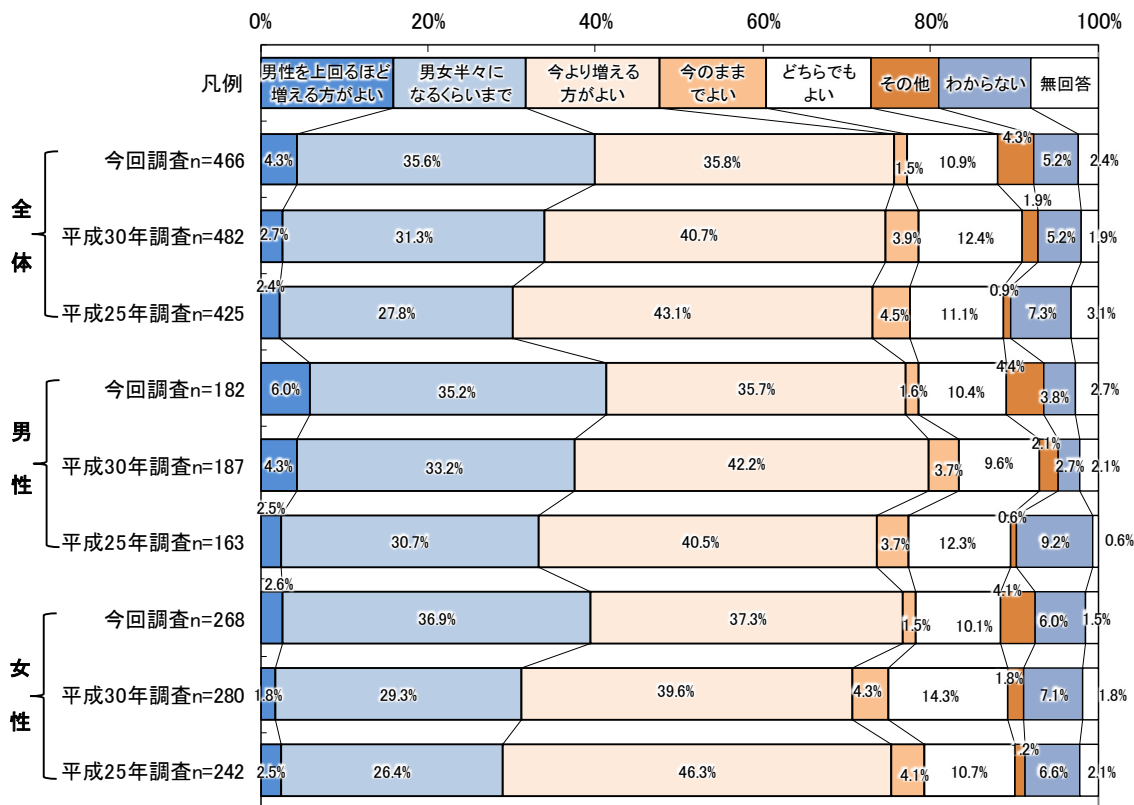
政策・方針決定過程への女性の参画へは国を挙げて取り組んでおり、第5次男女共同参画基本計画では「2020年代の可能な限り早期に30%」という目標を掲げています。これは、社会のあらゆる分野において、2020年代の早い時期までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とするものであり、2022年（令和4年）6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」の中でも、新たに取組む事項の一つとして、女性の登用目標達成を掲げて取組みを進めるとされています。さらに、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（「働き方改革関連法」）が成立したほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立するなど、女性活躍を推進するための法律や制度が相当程度整備されてきました。

令和4年度の市民意識調査においても、「政策決定の場等への女性の参画」について改善を望んでいる人が7割台となっていますが、女性で改善を望んでいる人の割合は前回平成30年調査の70.7%から令和4年度は76.8%に増加しています。

令和5年4月1日現在の中間市における審議会・委員会等への女性の登用率をみると、30%を超えている審議会等がある一方で10%台も散見されます。中間市の役職（係長以上）に占める女性の割合も各階層で10%台以下にとどまっています。

女性の参画を促進するには、女性の能力開発・人材育成による職域拡大、管理職登用に努めることが柱となります。そのためには、意思決定における男女共同参画を阻害する要因と促進する要因を十分に議論、検討した上で、女性自身の意識改革に向けた研修会・勉強会の開催、地域における女性リーダー養成と人材発掘等に努め、女性が積極的に参画できる環境づくりが必要です。

政策決定の場等への女性の参画について〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等（抽出）の女性の登用状況

審議会等	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（％）
市区町村防災会議（会長を含む）	29	4	13.8
市区町村防災会議（委員のみ）	28	4	14.3
民生委員推薦会	7	1	14.3
国民健康保険運営協議会	16	7	43.8
介護認定審査会	42	21	50.0
環境審議会	12	0	0.0
地方青少年問題審議会	21	6	28.6
公民館運営審議会	12	5	41.7
社会教育委員会	7	3	42.9
スポーツ推進審議会	15	7	46.7
図書館協議会	7	5	71.4
市区町村都市計画審議会	12	2	16.7
市区町村国民保護協議会	17	3	17.6
中間市障害程度区分認定審査会	10	6	60.0
中間市子ども・子育て会議	12	4	33.3
中間市要保護児童対策協議会	45	29	64.4
人権擁護委員協議会（中間市の委員数）	6	3	50.0
中間市人権教育啓発審議会	13	5	38.5
中間市男女共同参画審議会	8	6	75.0
中間市地域密着型サービス運営委員会	8	2	25.0
中間市地域包括支援センター運営協議会	8	2	25.0
中間市奨学資金貸付審議会	5	2	40.0
中間市予防接種被害調査委員会	7	1	14.3
中間市歴史民俗資料館運営協議会	5	2	40.0
中間市行政不服審査会	7	1	14.3
中間市政治倫理審査会	6	2	33.3
中間市情報公開・個人情報保護審査委員会	5	2	40.0
中間市コンプライアンス委員会	5	0	0.0
中間市民生委員児童委員協議会	67	29	43.3
中間市文化財専門委員会議	4	2	50.0
介護保険運営協議会	8	2	25.0
中間市教育支援委員会	14	6	42.9
中間市点検評価委員会	2	1	50.0
中間市民の健康づくり推進協議会	9	4	44.4
第9期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会	15	7	46.7
中間市総合計画策定審議会	9	1	11.1

※福岡県 中間市 男女共同参画推進状況調査（令和5年4月1日現在）

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等（抽出）の女性の登用状況

審議会等	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（％）
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	3	75.0
監査委員	2	1	50.0
人事委員会（公平委員会）	3	0	0.0
農業委員会	7	1	14.3
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3

※福岡県 中間市 男女共同参画推進状況調査（令和5年4月1日現在）

中間市農業委員会における女性議員の割合

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定数	13	15	15	8	8	8
女性	2	2	2	1	1	1
男性	11	13	13	7	7	7
女性比率	15.4%	13.3%	13.3%	12.5%	12.5%	12.5%
適用	市長任命	市長任命	市長任命	市長任命	市長任命	市長任命

※産業振興課

中間市の役職（係長以上）に占める女性の割合

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
管理職総数	47	46	44	45	43
女性	5	5	4	4	4
男性	42	41	40	41	39
女性比率	10.6%	10.9%	9.1%	8.9%	9.3%
課長補佐級	20	21	12	14	21
女性	3	3	2	2	2
男性	17	18	10	12	19
女性比率	15.0%	14.3%	16.7%	14.3%	9.5%
係長級	83	84	76	73	70
女性	14	14	12	12	13
男性	69	70	64	61	57
女性比率	16.9%	16.7%	15.8%	16.4%	18.6%
計	150	151	132	132	134
女性	22	22	18	18	19
男性	128	129	114	114	115
女性比率	14.7%	14.6%	13.6%	13.6%	14.2%

※総務課

◎ 具体的施策

①政策・方針決定の場における女性の登用促進

1) 女性委員の割合を、2020年代のできるだけ早い時期に40%を達成する。

- 女性の社会参画を推進するため、市の各種審議会及び委員会等に女性委員の積極的な登用を各課に要請する。また達成率に差が認められることから、できるだけ多くの分野で目標達成できるよう努める。

【担当課】企画課、人権男女共同参画課

2) 女性公務員の職域拡大を促進する。

- 固定的な性別役割分担を解消するため、女性職員の職域拡大を推進するために、女性職員が勤務しやすい職場環境の整備等に努める。

【担当課】総務課

3) 女性職員の管理職登用を促進する。

- 現状では、対象となる世代の女性が少ないため、女性の多様な実務経験をふまえた能力の評価を促進し、長期的な視点で女性の管理職への登用に努める。

【担当課】総務課

②女性人材の育成と人材リストの充実

1) 女性の人材育成の促進を図る。

- 様々な分野の女性リーダーの発掘・養成のため、男女共同参画講座等の企画・開催や、県や関係機関の研修会等の周知に努める。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

2) 各分野で活躍する女性人材リストを作成し活用を図る。

- 市の審議会等に女性の登用を促進するため、企業や地域等で活躍している女性リーダーの人材リストの活用の在り方や、周知方法等の見直しを行う。

【担当課】人権男女共同参画課

(3) 防災・災害時における男女共同参画の推進

近年は災害が相次いでいます。平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨等、大規模災害が発生し、また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定されています。大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらす、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けています。

非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性や女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化する事例が多発しています。

このような過去の災害対応における経緯をもとに、国は 2013（平成 25）年 5 月 31 日に、「男女共同参画の視点からの防災・復興取組指針」を定めました。

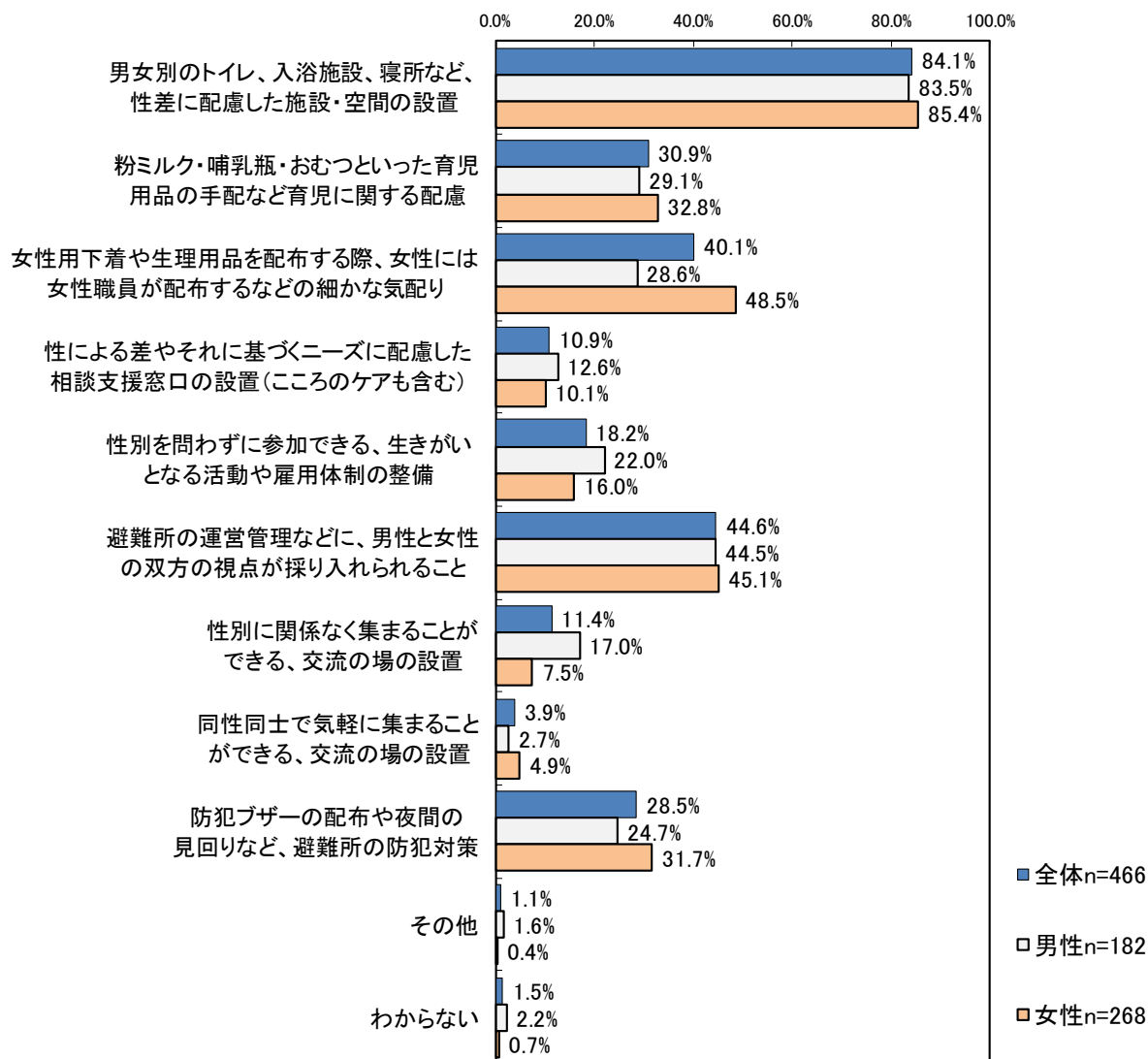
この指針では、「災害リスク軽減」（災害が起こる前に、災害に対する脆弱性やリスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じる）という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

中間市においては、豪雨による遠賀川の氾濫等に加え、これまで想定していなかったような自然災害が発生するおそれがあります。

特に、災害時の緊急避難所における問題として、令和 4 年度市民意識調査によると、災害時の緊急避難所における支援として望むものとして「男女別のトイレ、入浴施設、寝所等、性差に配慮した施設・空間の設置」が男女ともに 8 割台となっているほか、「避難所の運営管理等に、男性と女性の双方の視点が採り入れられること」を望む方の割合が、男女ともに 4 割台となっています。このほか、女性では「女性用下着や生理用品を配布する際、女性には女性職員が配布するなどの細かな気配り」が 48.5%に達しており、性差及び性の多様性に配慮した対応が望まれています。

今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要があります。

避難所での望ましい民間および行政の支援 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①防災分野における女性の参画の拡大

1) 防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大する。

- 男性が多い各団体や部局等の代表者で構成する防災会議や水防班に女性の参画を促すとともに、多様な意見交換のための女性参画の必要性についての理解促進に努める。

【担当課】安全安心まちづくり課

②男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進

1) 防災・災害復興対策について、事前に性の多様性の視点から検討する。

- 中間市地域防災計画に女性及び性の多様性に沿った視点を取り入れ、性差や性の多様性に配慮した施設・空間の設置等の対応を行う。計画書及び各種マニュアルの作成段階から積極的に女性の意見を取り入れるよう努める。

【担当課】安全安心まちづくり課

第2節 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

(1) 雇用の場における男女平等の促進

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援等に対する企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等による積極的な取組により、出産・育児期において女性がいったん就業を中断しその後再就職するパターンが多いことを示す、いわゆる M 字カーブ問題は解消に向かっています。

また、全国的には第1子出産前後の就業継続率は5割を超えたとされますが、25歳から29歳をピークに女性の正規雇用労働者比率の低下が見られるほか、依然として、育児や介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性が多数存在しているとされています。職業能力は十分に有しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識を背景に、そもそも就業を希望していない女性も少なくないものと考えられます。

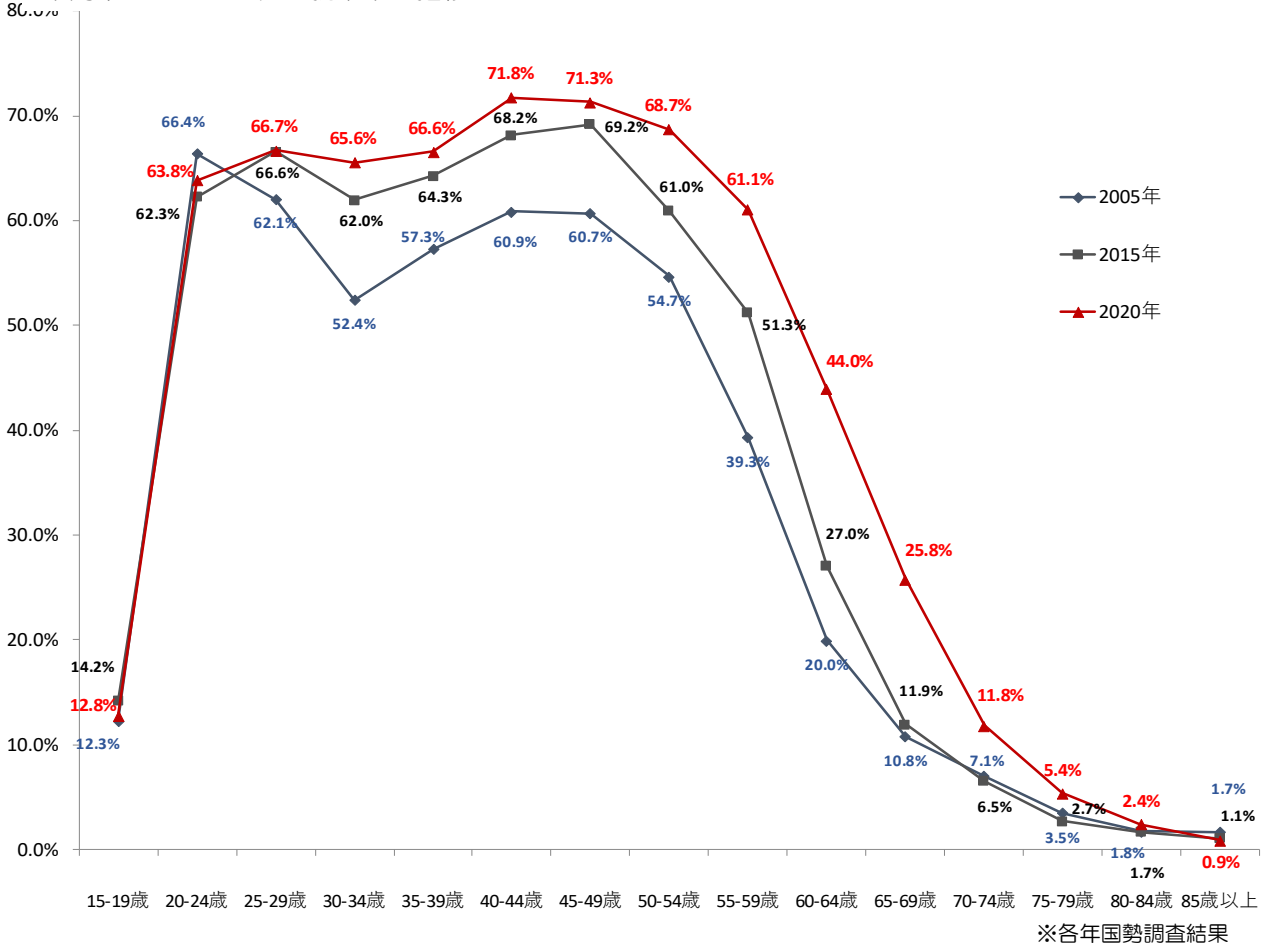
近年では新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用や所得に影響が強く現れており、こうした状況を注意深く把握し、必要に応じた取組みが求められています。一方で、感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。テレワークの活用を全国的に一層促進することは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものであり、男女共同参画の推進の観点からも新しい日常を支えていく取組みが重要になってきています。

中間市における女性の就業率の推移をみると、2005（平成17）年の時点では典型的なM字カーブとなっていますが、2020（令和2）年では凹みが解消されています。ただし、家事や育児等の家庭内での役割分担はさほど進んでいないのが実情です。

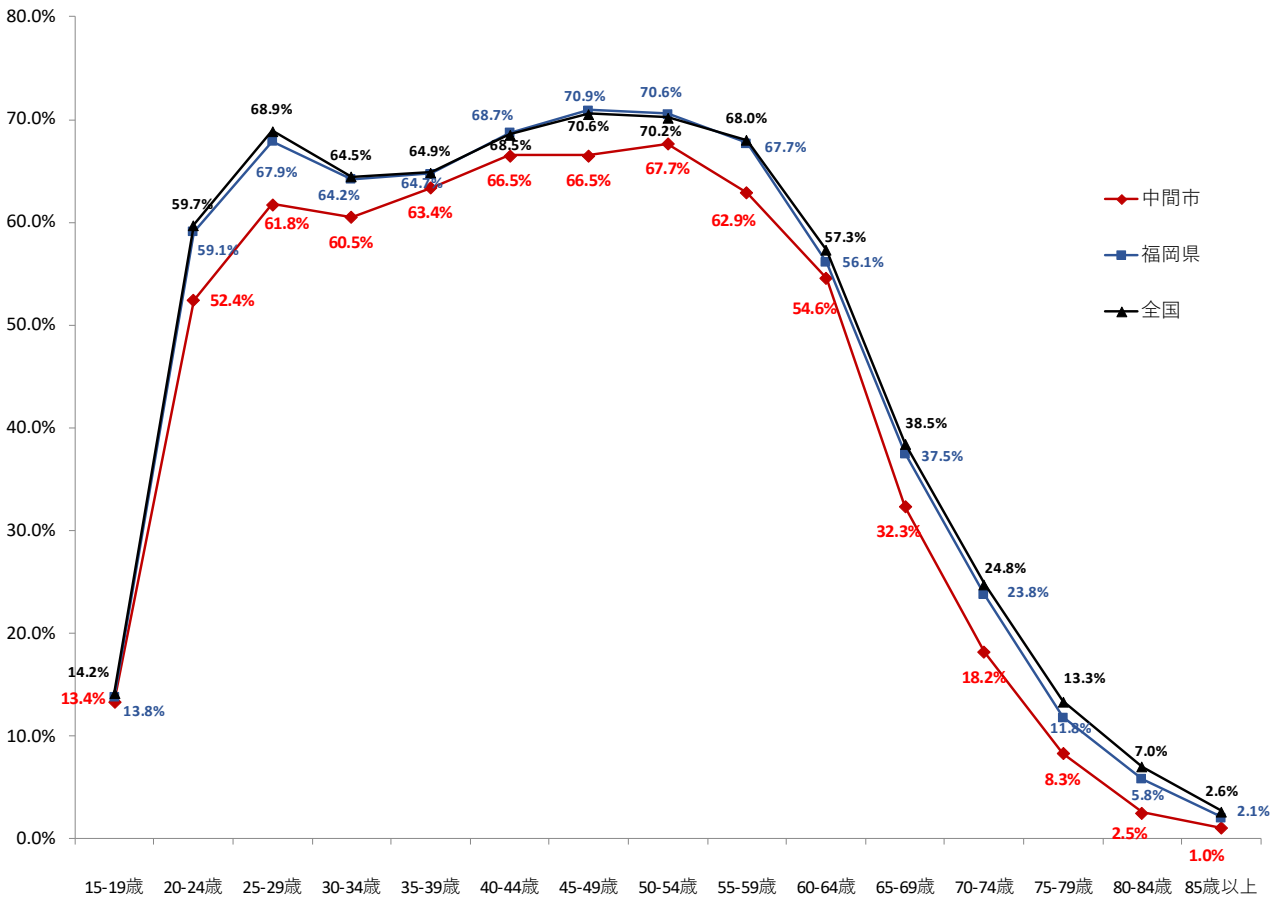
女性の進出を促進するための条件として、令和4年度市民意識調査では、「都合で一度退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」に次いで、「男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする」、「育児や介護のための施設・サービスを拡充する」が上位に挙げられており、育児や介護が女性により負担がかかっていることがうかがえます。

女性と男性が均等な扱いを受け、意欲と能力に応じた待遇を受ける社会をめざすため、男女が双方に理解し合うことをはじめ、男女を問わず能力開発と意識変革のための学習機会の提供等、それぞれが能力を発揮して働くことができる環境を整備することが必要です。

中間市における女性の就業率の推移

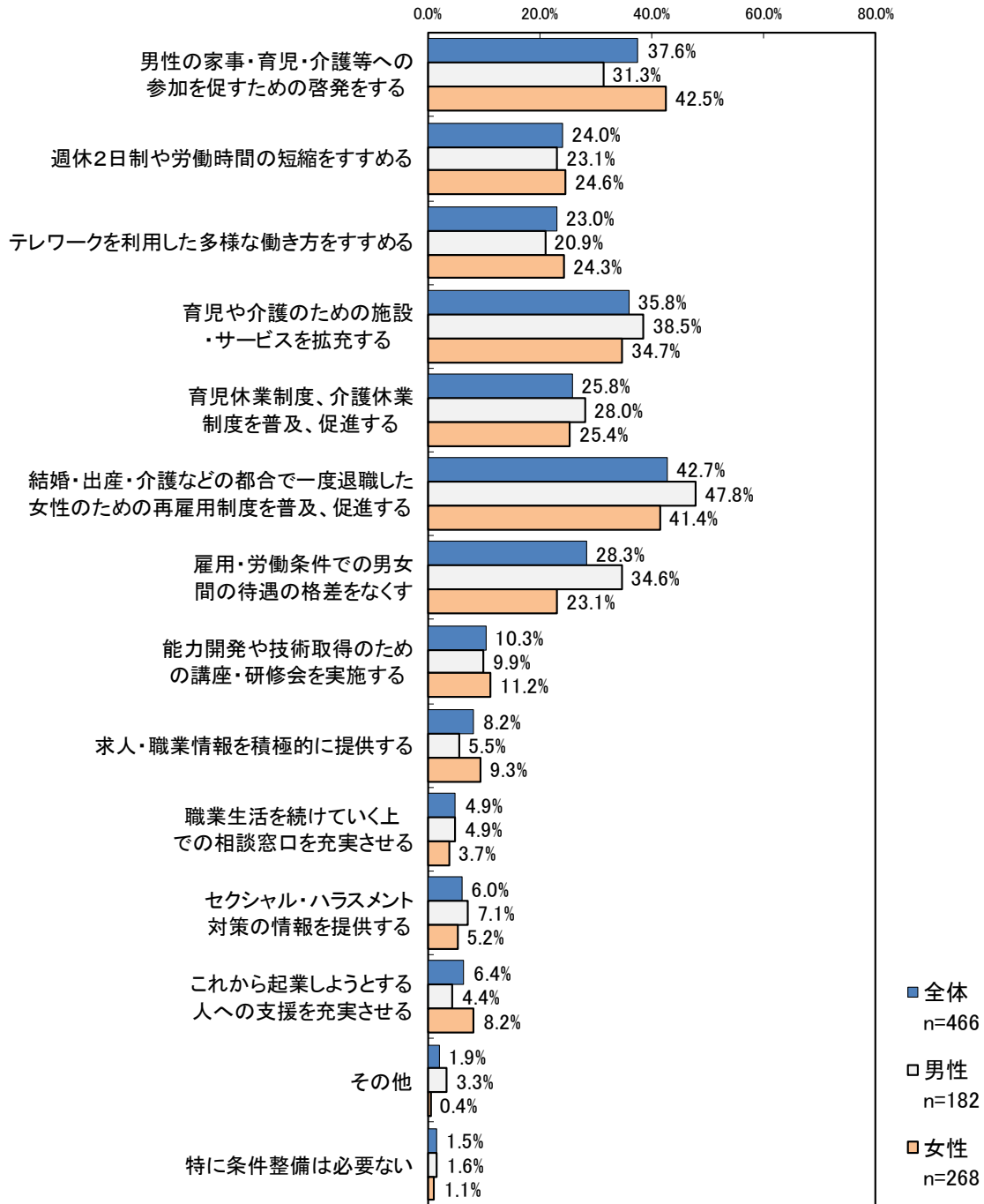


女性の年齢階級別就業率の比較



※国勢調査（2020年）結果

女性の職場進出のための条件整備 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①事業所・事業主に対する男女平等意識の啓発活動

1) 男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法を浸透させるための啓発活動を行う。

- 国・県等の関係機関と連携し、各事業所・事業主を対象とした「男女雇用機会均等法」や「積極的改善措置」等の周知・啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 性別による賃金や昇進、昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。

- 国・県等の関係機関と連携し、市広報やパンフレット等で、事業所等の性別による賃金や昇進・昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

3) 職場における男女共同参画に関する相談・支援体制の整備を推進する。

- 各事業所に国・県等の「企業内の相談・支援体制の整備」に関する資料・参考パンフレット等、情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

②女性が能力を発揮しながら安心して働くための支援活動

1) 女性従業員の研修への理解促進と参加ができる環境整備を推進する。

- 各事業所に女性従業員の男女共同参画の研修会へ参加を促すため、経済団体等と連携し女性従業員に対する理解と環境整備を図ることを推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 働く女性のための各種情報の提供を図る。

- 働く女性が能力を発揮できるよう、国や県他市町村等関係機関のさまざまな講演会・学習機会の情報を市の広報やホームページ、パンフレット等で提供する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

3) 事業所内において女性の能力が発揮できる職域の拡大と体制の整備を啓発する。

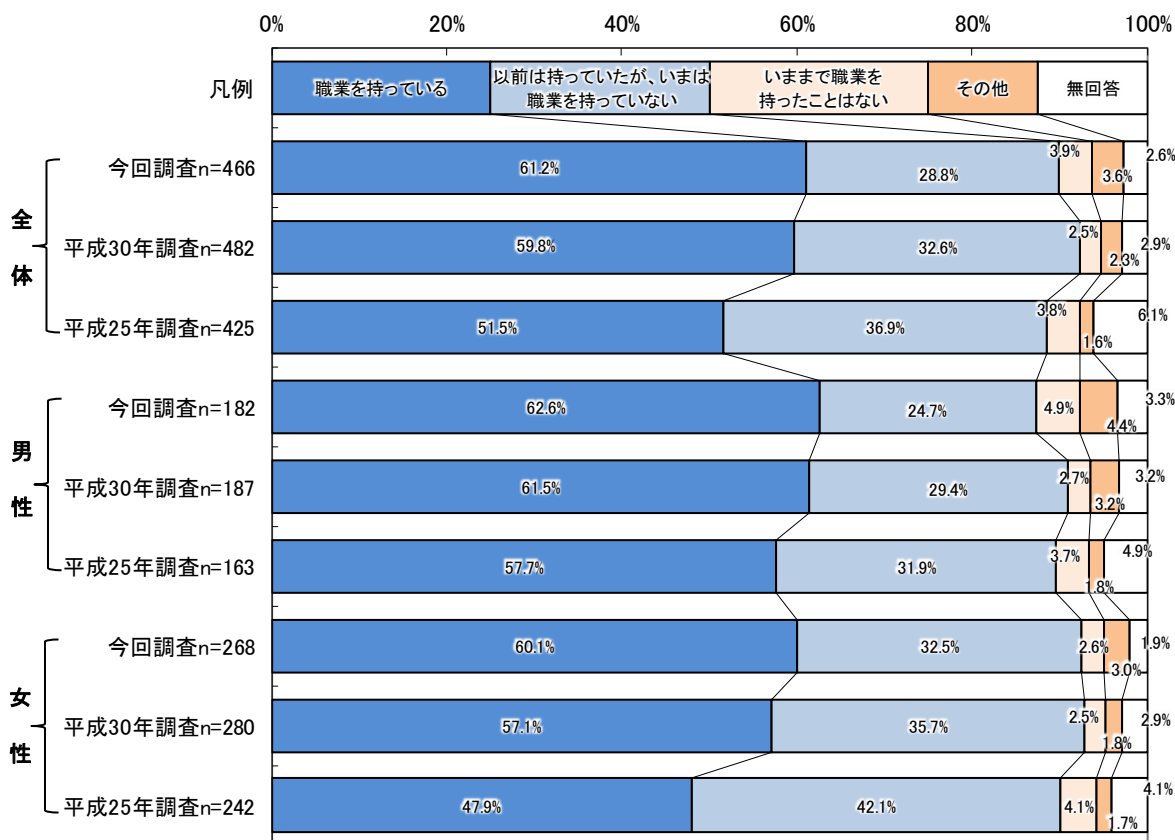
- 国・県等の関係機関と協力し、各事業所・事業主に女性の能力が十分に発揮できる職場環境の整備を図るよう啓発する。

【担当課】産業振興課

(2) 雇用環境の整備と就労支援

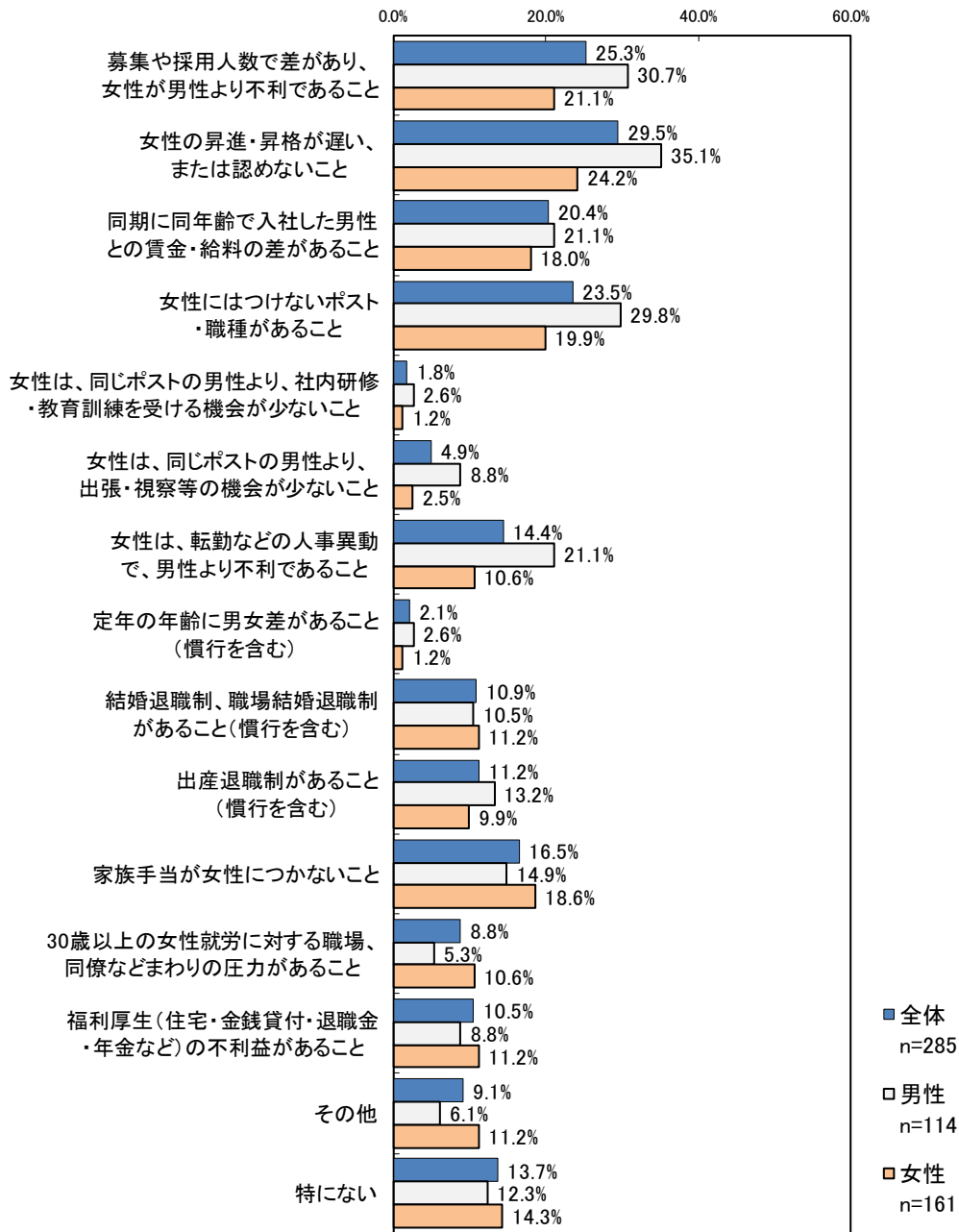
男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性では非正規の労働者が多くだけでなく働く場において活躍することが困難になる場合が多くみられます。令和4年度市民意識調査によると、「職業を持っている」のは61.2%で、3人に2人は就業している状況です。これを性別にみると、就業率は女性（60.1%）と男性（62.6%）がほぼ同率となっており、特に女性で「職業を持っている」の割合は前回調査と比べ3.0ポイント、前々回調査と比べ12.2ポイントそれぞれ増加しており、男女の就業率の差が急速に小さくなってきていることがうかがえます。また、女性が職業を継続する上での障壁として、女性では「女性の昇進・昇格が遅い」という回答が24.2%と最も高く、以下の女性の回答は、「募集や採用人数で差があり、女性が男性より不利であること」（21.1%）、「女性にはつけないポスト・職種があること」（19.9%）、「家族手当が女性にはつかないこと」（16.3%）と続いており、依然として「男性中心型労働慣行」が続いていることがうかがえます。また、2007（平成19）年に「改正男女雇用機会均等法」が施行され、企業に対してセクシュアルハラスメント（以下、セクハラという。）対策の強化が求められることになりました。これは、男女双方に対しての「性的嫌がらせ」を禁止しています。しかし、セクハラだと思われる行為のうち、行為を受けているにもかかわらず、それをセクハラだと認識していない人が多数みられます。また、実際にセクハラだと思われる行為を受けたことがある人の割合は女性が極めて高くなっています。男性も女性も働きやすい職場環境にするためにも、人権侵害行為であるセクハラ防止に対する啓発活動を行うことが重要です。

職業の有無〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）



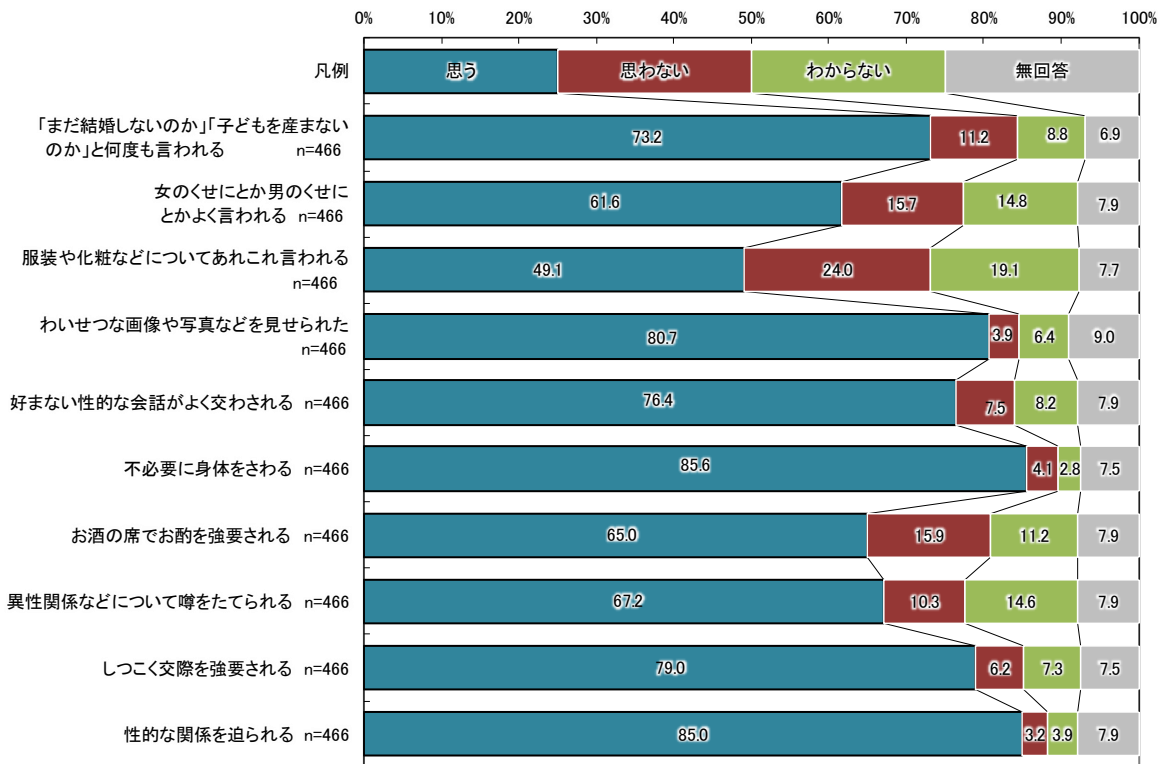
※令和4年度市民意識調査

女性が職業を続けていく上での障壁 [全体、性別]



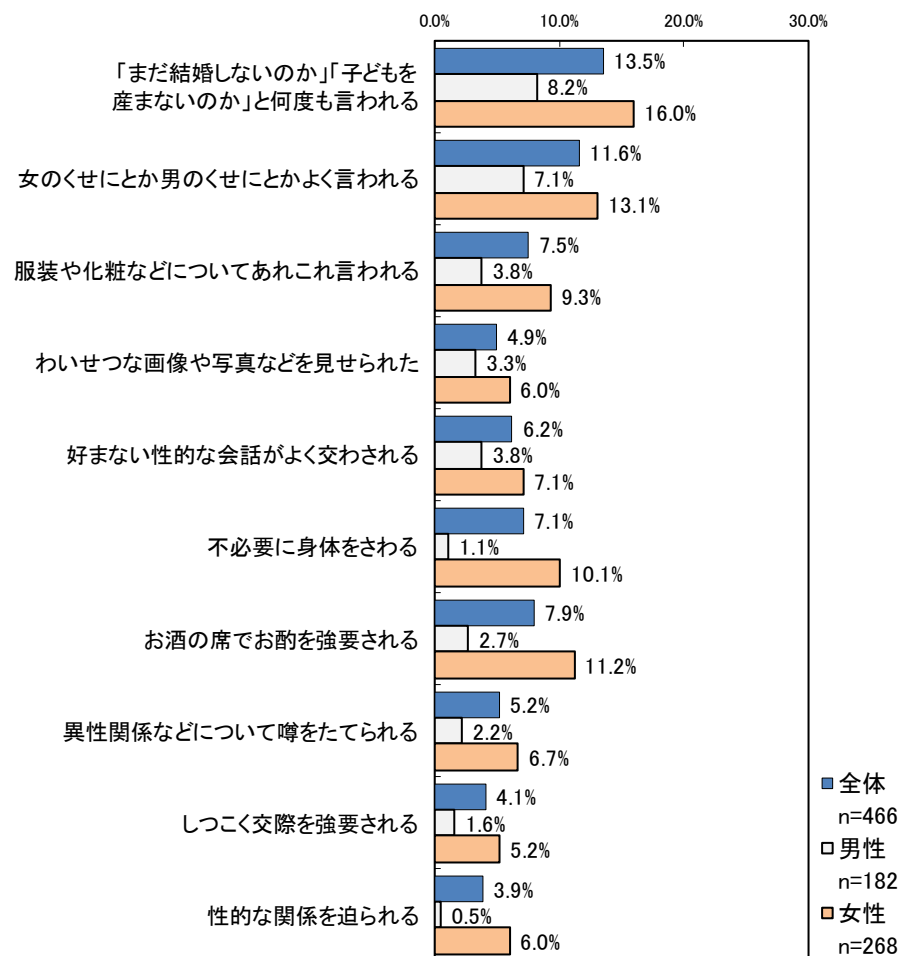
※令和4年度市民意識調査

セクシャル・ハラスメントだと思う行為 [全体]



※令和4年度市民意識調査

受けたことがある行為 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 女性のための就職、再就業、就業継続のための支援

1) 就職、再就業希望者への情報提供を図る。

- 「マザーズハローワーク北九州」等、女性の就労に関する関係機関の情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課

2) パートタイム労働者のための相談窓口を設置する。

- 事業所・事業主等へ、国や県等の関係機関と連携し、パートタイム労働者の相談窓口に関する情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課

- パートタイム労働者の相談窓口の設置に向けて、国・県等の職員研修会等に参加を推進する。

【担当課】産業振興課

② 事業所内における女性が働きやすい労働環境の整備

1) パートタイム就業規則等事業所内の労働指針作成の普及・啓発に努める。

- 各事業所に「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」等が示されたことから、国や県と連携しパートタイム労働者の労働に関するガイドラインの作成を行うよう普及・啓発を推進する。

【担当課】産業振興課

2) 事業所内のあらゆるハラスメント防止に対する啓発活動を推進する。

- 国・県等の関係機関と連携し、各事業所にさまざまなハラスメント防止パンフレットの配布等、事業所内のセクハラをはじめとするあらゆるハラスメント防止を呼び掛けるとともに、市の広報やホームページ等で啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 庁内の職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するために職員の研修指導を行う。

【担当課】総務課、人権男女共同参画課

3) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進する。

- 事業所内に従業員の子どもの保育ができる場所を設置する等、女性が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのために、国・県等の関係機関、経済団体とともに啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 母親が働く地域で、職場内保育ができる保育所の設置・充実をめざし、事業所へ関係資料等を配布し啓発を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

(3) 農業及び自営業等における女性の地位向上

都市部への女性の流出が続いているとともに、農業や自営業等における女性の従事者数は低下傾向にあります。しかし一方で「地方回帰」の動きが見られる中で、移住や定住、地域おこし協力隊などで、地域の農業や自営業との関わりを志向する都市部の女性が増えているのも事実です。

地域の活性化には農業や商工自営業に携わる女性の活躍が欠かせません。地域と深い関わりを持つ農業や商工自営業で女性が活躍できるよう、女性が働きやすく暮らしやすい地域にすることが重要であり、そのためには女性が地域の方針策定に参画し女性の声を反映させていくことが必要です。また、女性が働きやすい環境の整備や育児・介護等の負担の軽減、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進していくことが必要です。

中間市の農家数をみると62戸と少なく、そのうち個人経営は60戸、法人経営2事業者（農業組合法人1、株式会社1で、いずれも男性経営）となっています。経営者以外に経営方針の決定参画者がいる26戸のうちわけをみると、男性の経営者がいる23戸のうち女性の経営方針決定参画者がいるのが18戸、男女の経営方針参画者がいるのが3戸となっています（2020年農業センサス）。

また、公務を除く民営事業所数は令和3年度で1,428事業所（従業者数10,861人）となっており（2020年経済センサス）、女性が経営に関わっている場合もあります。女性の視点を活かした女性による起業を支援するため、あらゆる情報の提供や研修体制の整備等、女性の経営参画意識や経営管理能力をサポートするための様々な支援策を充実することが求められています。

個人経営体における経営方針の決定参画者（経営者を除く）の有無別農家数

	男 の 経 営 者			
	経営方針の決定参画者がいる	男女の経営方針決定参画者がいる	男の経営方針決定参画者がいる	女の経営方針決定参画者がいる
福岡県	8,428	1,722	865	5,841
	100.0%	20.4%	10.3%	69.3%
中間市	23	3	2	18
	100.0%	13.0%	8.7%	78.3%

	女 の 経 営 者			
	経営方針の決定参画者がいる	男女の経営方針決定参画者がいる	男の経営方針決定参画者がいる	女の経営方針決定参画者がいる
福岡県	538	104	365	69
	100.0%	19.3%	67.8%	12.8%
中間市	3	1	2	0
	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%

※相対度数（％）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。

※2020年農業センサス

◎ 具体的施策

① 農業及び自営業等の世帯の女性に対する地位向上のための支援活動

1) 男女共同参画に対する意識改革に向けた啓発を推進する。

- 農業・自営業に従事する人に男女共同参画に関する県等の研修会等の情報提供を行う。

【担当課】産業振興課

- 農業・自営業と異なる業種に携わる女性との意見交換等、意識改革に向けた各種研修会を開催する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 生産・加工や、経営管理技術等の能力向上を図る。

- 女性の能力向上を図るため、経営管理や生産技術に関する県等の情報を提供し、経済団体等と連携し女性の経営参画を促進する。

【担当課】産業振興課

- 農業・自営業で働く女性のスキルアップにつながる研修を行う。

【担当課】産業振興課

3) 農業及び自営業等の世帯における「家族経営協定」の締結を推進する。

- 民間組織（農業協同組合・商工会議所等）及び県の関係機関等と協力して「家族経営協定」※の情報を提供し、締結を推進する。

【担当課】産業振興課

② 農業及び自営業等における女性参画に対する啓発・支援活動

1) 農業及び自営業等の方針決定の場における女性の参画に努める。

- 民間組織（農業協同組合・商工会議所等）との連携を密にするとともに、女性等の多様な意見の有効性についての理解を促進し、市の農業委員等に女性委員等の登用を促す。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布等で、女性の参画を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 農業及び自営業等の女性の起業に対する支援策を充実する。

- 農業及び自営業等に従事する女性に、生産技術・経営管理に関する研修への参加を促し、女性の能力の向上を図り、起業や経営参画を促進する。

【担当課】産業振興課

③女性の起業に関する支援

1) 起業をめざす女性に対する研修等を開催する。

- 国・県等の関係機関及び民間組織(商工会議所、金融機関等)と連携し、起業をめざす女性の講習会・研修会等を開催し、女性の社会進出を促す。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 県・北九州市等の男女共同参画センター等で開催される、起業をめざす女性及び起業した女性のための研修会に関する情報を提供する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 起業のための情報提供を行う。

- 国・県等の関係機関及び民間組織(商工会議所、金融機関等)から女性の起業に関する情報、日本政策金融公庫、県及び市の融資制度等の様々な情報を提供する。

【担当課】産業振興課

※「家族経営協定」

家族農業経営は、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬等の就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

第3節 男女の自立促進と生活・子育て支援

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

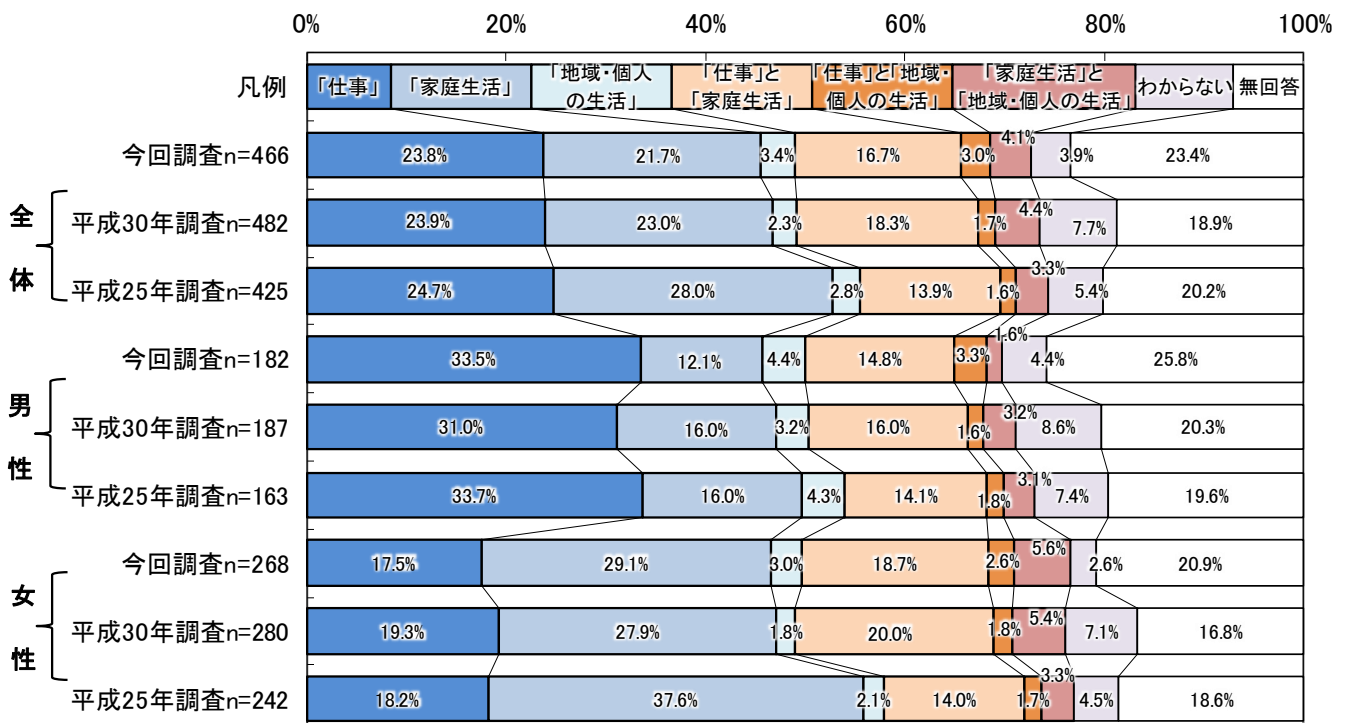
女性の社会進出に伴い、女性が自らの意思で働き続けるためには、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが課題になっています。

しかし令和4年度市民意識調査によると、「仕事」と「家庭生活」や「地域・個人の生活」に対する優先順位では、理想と現実には大きな違いが見られます。男女ともに、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望が最も高くなっていますが、現状では、女性は「家庭生活」（29.1%）、男性は「仕事」（33.5%）を優先している人の割合がそれぞれ最も高くなっています。

また、福岡県の「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」によると、出産者または配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合は、女性98.4%、男性12.5%となっており、平成28年に比べ男女とも増加していますが男性の取得率は極めて低い状況にあります。これは、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に家事・育児・介護等の多くを女性が担っている環境の中で、未だに男性が育児休業を取得しづらい風潮にあることが大きな要因と考えられます。

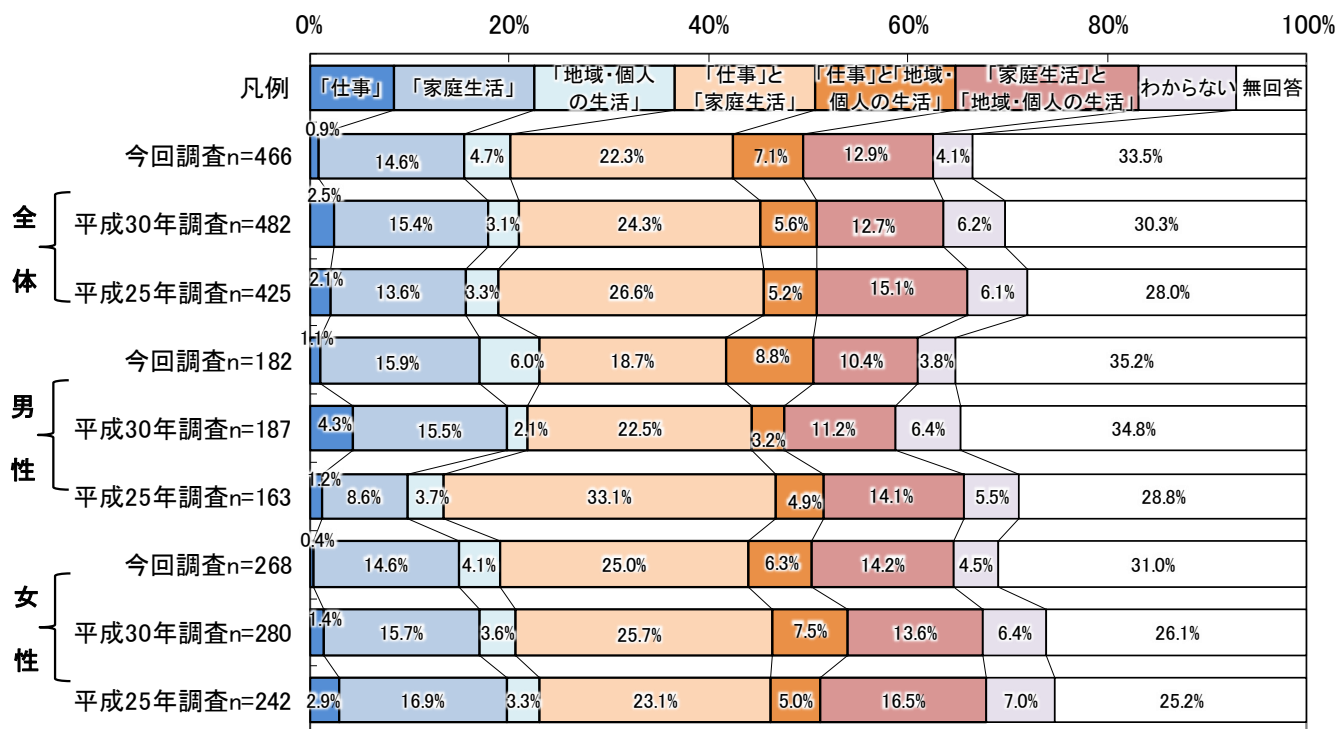
ワーク・ライフ・バランス実現のためには、企業だけでなく社会全体で取り組みを推進していかなければなりません。家庭生活は夫婦が共に担うものです。そのため、「育児・介護休業法」等の制度周知や職場の就業環境整備が不可欠であり、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが必要です。

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの—現状 [全体、性別] (前回調査比較)



※令和4年度市民意識調査

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの—希望 [全体、性別] (前回調査比較)



※令和4年度市民意識調査

育児休業取得率の推移

単位：%

年度	H17 (2005)	H19 (2007)	H21 (2009)	H23 (2011)	H25 (2013)	H27 (2015)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
女性	72.3	89.7	85.6	87.8	83.0	81.5	83.2	82.2	83.0	81.6	85.1	80.2
男性	0.50	1.56	1.72	2.63	2.03	2.65	5.14	6.16	7.48	12.65	13.97	17.13

※平成23年度の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

※厚生労働省雇用均等基本調査

有期契約労働者の育児休業取得率の推移

単位：%

年度	H17 (2005)	H20 (2008)	H23 (2011)	H25 (2013)	H27 (2015)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
女性	51.5	86.6	80.7	69.8	73.4	70.7	69.6	77.5	62.5	68.6	65.5
男性	0.10	0.30	0.06	0.78	4.05	5.69	7.54	3.07	11.81	14.21	8.57

※平成23年度の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

※厚生労働省雇用均等基本調査

育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申し出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

男女別育児休業取得率の推移（福岡県）

単位：％

性別	H22年 2010	H25年 2013	H28年 2016	R2年 2020
女性	89.6	92.2	94.6	98.4
男性	0.7	0.6	3.7	12.5

※福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」結果
 ※R2年はチャレンジふくおか働き方改革推進協議会
 「職場の『働きやすさ』度アンケート」（令和2年）

★「ワーク・ライフ・バランス」

仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すもの。

◎ 具体的施策

①ワーク・ライフ・バランスのための啓発活動、相談体制の充実

1) 家庭内における男女の対等な仕事の役割分担のための啓発を図る。

- 男女が共に育児・介護を分担した家庭生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・認識を図ることを目的とした、より興味を持たれる講習会・学習会及び啓発を推進する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

2) 育児・介護休業制度の普及・啓発と定着を促進する。

- 市職員（特に男性）の育児・介護休業制度の利用を推進するとともに、男性職員がより長期の取得ができるような職場環境や働き方についての改善策について検討する。

【担当課】総務課

- 市民や事業所等へ、国や県等の育児・介護休業制度に関する情報を提供する。

【担当課】人権男女共同参画課、産業振興課

3) ワーク・ライフ・バランスのための相談体制の整備を図る。

- 働く女性の仕事や家庭の悩みについての相談体制の整備を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

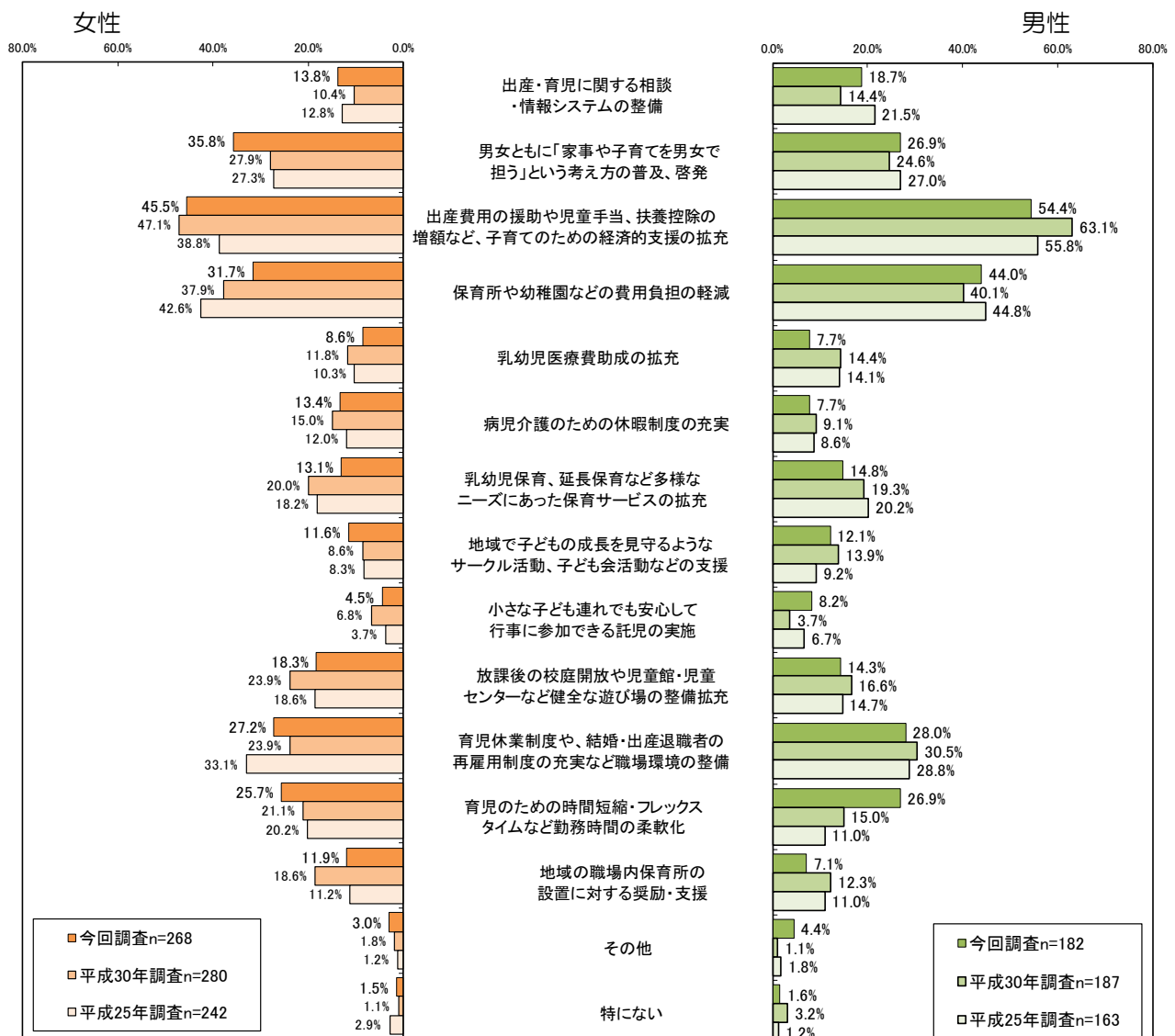
(2) 子育て支援の充実と児童の健全育成

安心して子どもを産み、健やかに育てる地域社会にするためには、子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育及び保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」をふまえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る必要があります。

令和4年度市民意識調査によると、安心して子どもを産み、健やかに育てる社会にするために望むこととしては、「子育てのための経済的支援」等が上位にあがっています。一方、女性の回答をみると、前回増加していた「保育所・幼稚園等の費用負担の軽減」が減少し、「男女ともに「家事や子育てを男女で担う」という考え方の普及、啓発」が7.9ポイント増加しています。

中間市では、県内でも比較的低い保育料を維持していますが、今後は男女が共に家事や子育てを担うという考え方を普及、啓発するとともに、子どもを安心して産み育てることができるよう、相談支援等の各種支援制度の充実、支援体制の一層の整備、拡充を進めていくことが必要です。

安心して子どもを産み、育てるために行政に期待すること〔性別〕（前回、前々回調査比較）



◎ 具体的施策

①子育て環境の整備

1) 各種子育て支援施設の整備、サービスの充実を図る。

- 市内の保育所・幼稚園や各小中学校との連携を深め、早期療育等の支援体制の強化、母親の育児不安の軽減、母親の心身の休息に関するケア等の一貫した総合的支援を実践する。

【担当課】こども未来課、健康増進課(保健センター)

- 「中間市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、令和6年4月総合会館内に設置予定の「子ども家庭センター」を核とする子育て支援施設の整備及びサービスの充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 子育て支援サービスの充実を図るため、より専門的な研修会・講習会等に参加を推進する。

【担当課】こども未来課

2) 子育てに関する相談体制の充実を図る。

- 令和6年4月に「子ども家庭センター」が設置予定であり、窓口の一本化が図られることから、人と人とのつながりを大切にした保護者や地域の人たちが安心・信頼できる子育て相談窓口のいっそうの充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 「子ども家庭センター」の母子保健係・家庭児童相談係・こども支援係の職員による専門的連携強化により妊娠・出産・子育てまでのワンストップの支援体制を整え、早期療育等の充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 子育て支援センターの事業に合わせて身体計測、育児相談、栄養相談等を行い、母親の育児不安の軽減に努める。また、あらゆる機会をとらえて教育・相談を実施し、育児相談や健康教育の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 助産師等による妊産婦訪問、乳児全戸訪問において、乳児の発達状態等の確認や、産婦の健康状態の聞き取りや助言等を行い、子育てに関する相談業務の推進を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 未成年者による子育てに関する相談ができる環境づくりと窓口の充実を図る。

【担当課】こども未来課、健康増進課(保健センター)

- 若年妊婦や18歳までの子どもにおける、あらゆる問題の相談窓口の充実及び支援を推進する。

【担当課】こども未来課

3) 子育てに携わる人に男女共同参画に関する研修等を実施する。

- 子育てに携わる市民を対象に、より興味を持たれる男女共同参画に関する講座・研修等を実施する。

【担当課】こども未来課、人権男女共同参画課

②子育て支援体制の機能強化

1) 更なる専門相談員等の資質向上を図る。

- 専門相談員の自主研修や市外で開催される研修会への参加を促進するとともに、専門スタッフによる療育研修会等を開催する。また、「子ども家庭センター」が主体となって講師の選定・専門的研修会を開催するための体制を整える。

【担当課】こども未来課

- 保育士として、発達心理等、より専門性を高める研修会等を開催する。また保育理念、保育方針、保育目標に基づき、園内研修を実施し、保育士一人ひとりの意識向上に差異がないように努めていく。

【担当課】こども未来課(さくら保育園)

2) 各種子育て支援の関係機関等との連携を強化する。

- 「子ども家庭センター」の設置に伴い相談窓口を一本化し、各施設・相談窓口等の連携や職員間の共通認識を図り子育て支援を推進する。

【担当課】こども未来課

- 「子ども家庭センター」の設置とあわせ、保護者向けチラシを作成し、情報提供等子育て支援体制の強化を図る(家庭児童相談係)。

【担当課】こども未来課

③多様な子育て支援サービスの充実

1) 時間外保育、病後児保育及び一時保育、病後児保育を充実する。

- 市民の保育ニーズを把握し、地域のバランスを考慮しながら、各保育所と協力し、保育所施設の運用・充実を図り、時間外保育、病後児保育及び一時保育、病後児保育等の多様な保育サービスを推進する。また病児・病後児保育室については、利用者がより利用しやすいように窓口等で周知を行う。

【担当課】こども未来課

2) 障がい児保育を充実する。

- 障がい児の保育については、障がい児の現状の把握に一層努め、障がい者手帳、療育手帳の有無だけではなく、様々な状況に対応できるよう保育サービスの充実を図る。

【担当課】こども未来課

3) 放課後児童クラブを充実する。

- 市内の放課後児童クラブ(学童保育)のサービス充実を図る。

【担当課】こども未来課

4) ファミリー・サポートの事業の推進を図る。

- シルバー人材センターでの育児支援サービスのいっそうの周知を図る。

【担当課】介護保険課

(3) 生活上の困難に直面する世帯への支援

近年、家族形態が多様化し、母子・父子のひとり親家庭も増加の傾向にあり、生活上の困難に直面する世帯が多くなっています。特に女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。

このためセーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要です。また、貧困等を防止するための取組も重要であり、家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアラーの問題にも取り組む必要があります。

国勢調査によると、中間市におけるひとり親家庭の母子世帯数は、全国平均と比較しても高い傾向にあります。また、全国的に見ると、父子家庭における父親の69.9%が正社員であるのに対し、母子家庭の母親においては48.8%であり、42.4%の母親は派遣またはパート・アルバイトとして働いている状況があります（令和3年 内閣府全国母子世帯等調査）。

このように、経済的にも精神的にも不安定になりがちなひとり親家庭等が、自立して安定した生活を送ることができるよう、相談業務を充実させ、経済的支援や生活支援を行うことが重要です。

また、女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、子どもの貧困対策のみならず、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要です。65歳以上の一人暮らしは男女ともに増加傾向にあり、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方、家族形態等の影響が大きく、また、新型コロナウイルスや就職氷河期など深刻な事象の影響や、長年にわたって様々な分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響が凝縮され固定化されて現れていることに留意した取組が必要です。

また、高齢女性の就業が増えていることや、女性に対するハラスメントの問題などに留意するとともに、女性が長期的な展望に立って働けるようにするために、出産・育児・介護等に対応した多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることも必要です。

さらに、女性であることに加え、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であることからくる複合的な困難を抱える場合があります。このように、高齢者、障がい者、外国人等さまざまな困難を抱える人々が直面する問題を解決するには、福祉サービスの充実を図るとともに、市内に生活する生活上の困難に直面する世帯が安心して生活できる環境整備が必要です。

ひとり親家庭の状況

単位：人

一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
中間市 17,331	358	2.07%	30	0.17%
福岡県 2,318,479	35,804	1.54%	3,280	0.14%
全国 55,704,949	646,809	1.16%	74,481	0.13%

資料：令和2年国勢調査

ひとり親世帯の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他			
母子世帯の母の就業状況	平成28年											
	総数	(100.0)	(81.8)								(9.4)	(8.8)
			(100.0)	(44.2)	(4.6)	(43.8)	(0.9)	(3.4)	(0.5)	(2.5)		
母子世帯の母の就業状況	令和3年											
	総数	1,195,128 (100.0)	1,031,567 (86.3)	503,380	37,387	400,134	9,900	51,224	5,198	24,344	109,412 (9.2)	54,149 (4.5)
			(100.0)	(48.8)	(3.6)	(38.8)	(1.0)	(5.0)	(0.5)	(2.4)		
父子世帯の父の就業状況	平成28年											
	総数	(100.0)	(85.4)								(5.4)	(9.1)
			(100.0)	(68.2)	(1.4)	(6.4)	(1.7)	(18.2)	(2.6)	(1.4)		
父子世帯の父の就業状況	令和3年											
	総数	148,711 (100.0)	131,073 (88.1)	91,614	1,922	6,442	9,545	19,373	781	1,397	7,116 (4.8)	10,521 (7.1)
			(100.0)	(69.9)	(1.5)	(4.9)	(7.3)	(14.8)	(0.6)	(1.1)		

資料：令和3年内閣府全国母子世帯等調査

◎ 具体的施策

①ひとり親家庭の子育て、就学支援

1) ひとり親家庭の子育て支援と生活支援を図る。

- 「ひとり親家庭等医療費助成」及び「児童扶養手当」等様々な制度を、市の広報やホームページ等で紹介するとともに、個別の事情等も勘案しひとり親家庭の支援を図る。また、関係窓口と連携し、円滑な事務処理に努める。

【担当課】こども未来課、健康増進課

- ひとり親に対する県営住宅の倍率優遇措置制度の周知について、パンフレット等を活用し行う。

【担当課】都市整備課

2) ひとり親家庭の就学支援を行う。

- 小・中学校において、各家庭の実態把握に努めるとともに、教育相談を定期的に行い、ひとり親家庭等の支援の充実を図る。

【担当課】学校指導課

- 就学援助制度が国の標準化業務の対象になっていることから、市としての窓口業務のあり方なども念頭に、手続き・周知方法を随時検討し、今後も引き続き経済的な理由から就学困難と認められる児童生徒の保護者負担の軽減を図っていく。

【担当課】学校教育課

②高齢者・障がい者の各種支援制度の充実と相談体制

1) 豊かな老後を送るための各種福祉制度に関する学習、啓発を推進する。

- 高齢者の経験や知識を活用した社会参加や生きがいづくりの一環として「ボランティア講師派遣事業」を実施し、さらにボランティア講師同士の情報交換や指導者の技術向上を図る研修会等を開催する。まだ活用されていない分野についても幅広く広報やホームページで周知活動を行う。

【担当課】安全安心まちづくり課

- 市民活動の活性化を図る様々なボランティア活動の拠点として、NPO・ボランティア同士の連携を深めるため、ボランティアセンターをさらに充実させ、市民への啓発活動を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- シルバー人材センター事業を支援し、高齢者の生きがい対策を推進するとともに、能力を活かした地域づくりを推進する。また、事業充実のための担い手の確保について支援に努める。

【担当課】介護保険課

2) 障がい者への福祉に関する相談体制の充実を図る。

- 障がい者が抱える悩みに対応するため、相談しやすい環境づくりに努める。相談内容が多岐にわたり複数の機関が関わる案件が多いことから、情報共有の場を設け相談体制の在り方を検討する。

【担当課】福祉支援課

③外国人が安心して暮らせる環境の整備

1) 外国人の支援体制の整備・充実を図る。

- 県や近隣自治体の男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画に関する国際的な様々な情報を提供する。

【担当課】人権男女共同参画課

- ボランティア団体「日本語教室なかま」と連携し、市内に在住する外国人が地域の中で孤立しないように支援する。

【担当課】産業振興課

- 県や(財)福岡県国際交流センター等から配布される多言語版の外国人向け各種リーフレット等を市の施設等で配布する。

【担当課】産業振興課

(4) 男女が共に介護を担う社会環境づくり

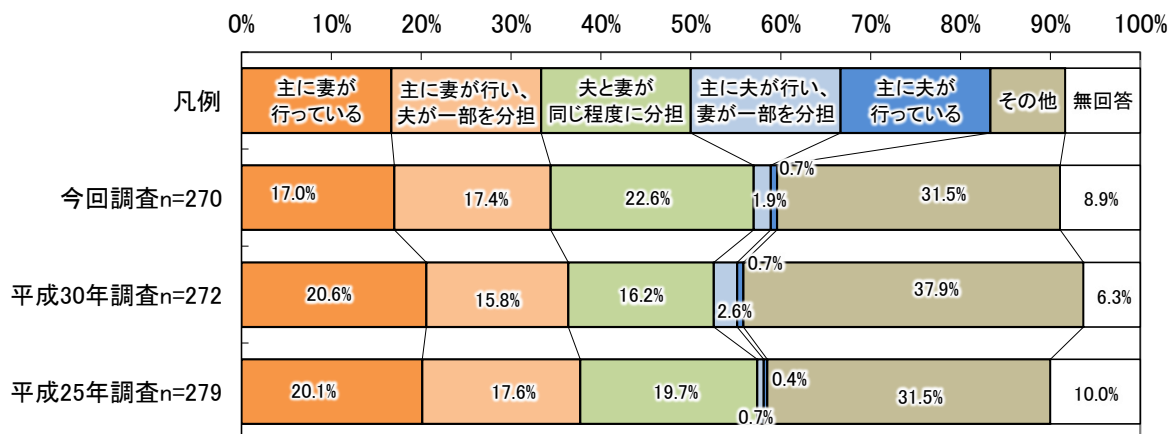
近年、介護を必要とする人の割合は増加傾向にあります。なかでも、高齢者の介護・介助は女性が中心的役割を果たしています。

令和4年度市民意識調査によると、家庭内における介護は「主に妻が行っている」が17.6%、「主に妻が行い、夫が一部を負担」が17.4%となっていますが、「主に夫が行っている」と「主に夫が行い、妻が一部を負担」は合わせて2.6%に過ぎません。「夫と妻が同じ程度に分担」が22.6%で平成30年調査と比べ6.4%増加しているものの、介護・介助等の軽減を図ることは女性に対する負担の問題を解決する側面をもっていることがうかがえます。

また、福岡県では介護や看病を理由に離職・転職した人のほとんどを女性が占めており、毎年2,000人から4,000人台に上ると推計されています。今後ますます高齢化が進むと予測されており、仕事と介護の両立は重要な課題となっています。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できることは、これからの高齢社会を考える上でも重要です。その実現のため、介護負担を性別、年齢を超えた共通の問題として、市民全体の意識を啓発していくことが重要です。

家庭内における仕事の役割分担・親の世話（介護）をする [全体]（前回、前々回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

介護・看護を理由に離職・転職した人の男女比

		平成29年10月 ～30年9月	平成30年10月 ～令和元年9月	令和元年10月 ～2年9月	令和2年10月 ～3年9月	令和3年10月 以降
全国	女性の占める割合 (%)	71.9	79.6	75.7	70.2	75.3
	離職・転職した女性の人数 (人)	57,100	39,400	72,300	62,000	80,000
福岡県	女性の占める割合 (%)	76.2	69.4	87.5	75.8	100.0
	離職・転職した女性の人数 (人)	3,200	3,400	3,500	2,500	4,300

資料：各年内閣府就業構造基本調査（調査年月令和4年10月）

◎ 具体的施策

① 介護しやすい社会環境づくり

1) 介護サービスの充実に努める。

- 「中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、男女が共に介護を担う介護サービスの充実を図る。また近年では、男女に関わらず、配偶者やパートナーの一方に介護が必要になることでの老老介護や認知介護に対する支援の在り方を検討する。

【担当課】介護保険課

- 男女が共に介護を担う社会づくりのため、介護保険制度や介護の相談窓口業務の啓発を推進する。

【担当課】介護保険課

- 市民のニーズにあった介護サービスが継続して提供できるよう、サービス内容の工夫や充実を図る。

【担当課】介護保険課

2) 精神ケアを促進する。

- 男女が支えあい、ともに住み続けるまちづくりを目指すため、家庭内の介護に携わる人の抱える悩み等の相談窓口を充実させるため民間事業者による認知症カフェの増設等をめざす。長期的には地域の実情に応じた様々な主体により運営されるよう、支援に努める。

【担当課】介護保険課(地域包括支援センター)

- 家族のリフレッシュのために必要に応じて介護支援専門員の作成するケアプランにショートステイを取り入れるよう啓発を行っていく。

【担当課】介護保険課(地域包括支援センター)

3) 介護に携わる人材の育成を図る。

- 介護サービス充実を目指し、各事業所の介護支援専門員の資質向上を図るため、包括ケア研修会を定期的に実施し、人材育成を推進する。

【担当課】介護保険課

- 介護保険サービスガイド等に性別にかかわらず、介護者が過重な負担を負うことがないように、介護制度の解説や、各種介護サービスの紹介等を掲載し一人で抱え込むことのないよう啓発を図る。

【担当課】介護保険課、人権男女共同参画課

第4節 男女の健康づくりと暴力の根絶

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となります。特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があるため、健康課題解決には、背景となる社会課題の解決が求められます。健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

また、性交後 72 時間以内に内服すると効果があるとされる緊急避妊薬が医師の処方により使用できるようになりました。しかしながら、緊急避妊薬を処方すべきかの判断は過去の月経などの情報を的確に聴取し判断する必要があるとする意見(日本産科婦人科学会「緊急避妊法の適正使用に関する指針」)がある一方で、迅速な対応が求められる状況下で、地方において産婦人科を受診しにくい状況やデートレイプを含む犯罪などが関係する場合などにおいてもアクセスがしにくいという「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点からの指摘が多くあげられています。

国の調査結果をみると、性感染症の中でも梅毒の感染者が急増しています。また、HIV 感染者や AIDS が令和 2 年以降急増しており、これら性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

また、特に女性は妊娠・出産の機能がもたらす特有の健康問題があり、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題が生じるため、女性特有の病気に留意しなければなりません。国の調査では、女性特有のがん死亡率及び人工妊娠中絶率において、福岡県は全国の中でも上位に位置しているほか、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験で「避妊に協力してくれない」「脅しや暴力により性的な行為を強要された」という「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を侵害された経験も持つ人も少なくありません(51 ページ参照)。このため健康や生殖に関する予防等の正しい知識の普及を図ることが喫緊の課題となっており、母性機能の社会的重要性についての認識を浸透させるとともに、男女の性差に応じた健康づくりに対する理解を深める必要があります。また、「思春期」、「子育て期」、「更年期」といったライフステージ(生活周期)に応じた健康管理のための施策の推進も重要課題です。

性感染症報告数の年次推移

定点報告		H21年	H23年	H25年	H27年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
定点医療機関数		961	967	974	980	988	984	983	981	983
淋菌感染症	総数	9,285	10,247	9,488	8,698	8,107	8,125	8,205	8,474	10,399
	男	7,358	8,076	7,591	6,905	6,459	6,378	6,467	6,718	8,097
	女	1,927	2,171	1,897	1,793	1,648	1,747	1,738	1,756	2,302
性器クラミジア感染症	総数	26,045	25,682	25,606	24,450	24,825	25,467	27,221	28,381	30,003
	男	11,845	11,736	12,369	11,670	12,072	12,346	13,947	14,712	15,458
	女	14,200	13,946	13,237	12,780	12,753	13,121	13,274	13,669	14,545
性器ヘルペスウイルス感染症	総数	7,760	8,240	8,778	8,974	9,308	9,129	9,413	9,000	8,981
	男	3,078	3,292	3,493	3,540	3,694	3,585	3,520	3,324	3,387
	女	4,682	4,948	5,285	5,434	5,614	5,544	5,893	5,676	5,594
尖圭コンジローマ	総数	5,270	5,219	5,743	5,806	5,437	5,609	6,263	5,685	5,602
	男	2,981	2,987	3,356	3,589	3,382	3,584	4,113	3,587	3,524
	女	2,289	2,232	2,387	2,217	2,055	2,025	2,150	2,098	2,078

※H21年は4月～12月の実績

全数報告		H21年	H23年	H25年	H27年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
総数		691	827	1,228	2,690	5,826	7,007	6,642	5,867	7,978
梅毒	男	523	650	993	1,930	3,931	4,591	4,387	3,902	5,261
	女	168	177	235	760	1,895	2,416	2,255	1,965	2,717

資料：厚生労働省「感染症発生動向調査」

HIV感染者及びAIDS患者の年次推移（国籍別、性別）

単位：人

診断区分	国籍	性別	S60年 1985	H2年 1990	H7年 1995	H12年 2000	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020	R3年 2021	R4年 2022
HIV	日本	男	0	27	147	336	709	956	860	17,806	18,420	18,935
		女	0	10	19	32	32	41	38	1,046	1,056	1,068
		計	0	37	166	368	741	997	898	18,852	19,476	20,003
	外国	男	0	11	47	53	60	59	88	2,122	2,220	2,314
		女	0	18	64	41	31	19	20	1,515	1,535	1,546
		計	0	29	111	94	91	78	108	3,637	3,755	3,860
合計		0	66	277	462	832	1,075	1,006	22,489	23,231	23,863	
AIDS	日本	男	5	18	108	239	291	421	379	8,080	8,340	8,542
		女	0	3	11	21	11	15	11	432	435	441
		計	5	21	119	260	302	436	390	8,512	8,775	8,983
	外国	男	1	10	33	41	49	29	30	1,041	1,081	1,116
		女	0	0	17	28	16	4	8	438	450	459
		計	1	10	50	69	65	33	38	1,479	1,531	1,575
合計		6	31	169	329	367	469	428	9,991	10,306	10,558	

資料：厚生労働省エイズ動向委員会

女性特有のがん死亡率

単位：人

がんの部位	地域	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020	R3年 2021	R4年 2022
子宮がん (女子人口10万人対)	福岡県	7.8	9.8	11.4	11.0	11.3	10.0
	全国	8.3	9.1	10.0	10.7	10.8	11.4
乳がん (人口10万人対)	福岡県	9.9	10.9	11.9	12.3	12.0	13.6
	全国	8.6	9.9	10.9	12.0	12.1	13.1

資料：各年厚生労働省人口動態調査

人口妊娠中絶実施率（15歳以上49歳女子人口千人対）

単位：人

	地域	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020	R3年 2021
中絶実施率	福岡県	14.6	11.1	9.6	7.7	6.6
	全国	10.3	7.9	6.8	5.8	5.1

資料：各年厚生労働省衛生行政報告例

★「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）

いつ何人子どもを産む産まないを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じた性と生殖に関する課題が広く議論されている。このようにライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。Reproductive・Health/Rights

◎ 具体的施策

①生涯にわたる健康づくりの支援

1) ライフステージに応じた健康教育等を推進する。

- 各種保健事業で、市民のライフステージに応じた健康教育を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 各種検診や健康教室等に多くの市民が参加できるよう、広報活動を充実させ、男女平等の精神で健やかな老後を送ることができるよう施策の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

2) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。

- 各種保健事業の中で「健康をおびやかす問題についての正しい知識」の普及に努める。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 学校教育の保健体育・学級活動・道徳の時間等を中心に、健康問題についての正しい知識の定着を図る。また、薬物乱用防止教室の充実を努める。

【担当課】学校指導課

3) 健康づくりとスポーツ活動を推進する。

- 市内の体育施設で、健康づくりをめざした各種スポーツ教室の開催を推進する。

【担当課】生涯学習課

- 健康づくりをめざした、各種健康教室や市主催の健康教室から派生した任意の市民の活動の支援を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)

②性と生殖に関する健康についての理解の促進

1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発を行う。

- 健康教室や新生児訪問等を通じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解と認識を深めるための啓発活動を行う。

【担当課】健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての情報を、市の広報やパンフレット等で発信し、市民に対する啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

2) HIVをはじめとした性感染症に対する正しい知識の普及を図る。

- 学校教育の中で、HIVをはじめとした性感染症についての正しい知識の定着を図る。

【担当課】学校指導課

- 健康教室の中で、HIVをはじめとした性感染症を正しく理解し認識を深めるよう、啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、市の広報や人権センターだより、パンフレット等で、特集記事を掲載し啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

③妊娠・出産期における女性の健康支援

1) 母子保健対策を充実する。

- 妊婦健康診査、母子健康手帳の交付及び相談室、母親学級、両親学級、全新生児の訪問・乳幼児の教室等を実施し、妊娠・出産期における女性の心身の健康支援の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 妊娠出産期を捉え、両親学級での男女共同参画の視点に立った学習の普及を図るとともに、子育ての出発である母子健康手帳交付時に父親やパートナーの同席を促し、学習機会の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

(2) あらゆる暴力防止対策の推進

すべての性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは深刻であり、的確かつ迅速に対応する必要があります。近年は新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNS やメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりもふまえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要となってきました。

またセクシュアルハラスメントも重大な人権侵害です。雇用の場や就職活動におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、外部相談窓口を含む相談体制の整備や研修の充実等、セクシュアルハラスメント防止対策の促進に向けた取組が必要です。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入やオンラインの活用が進んでいることから、こうした場合におけるセクシュアルハラスメントにも留意していく必要があります。

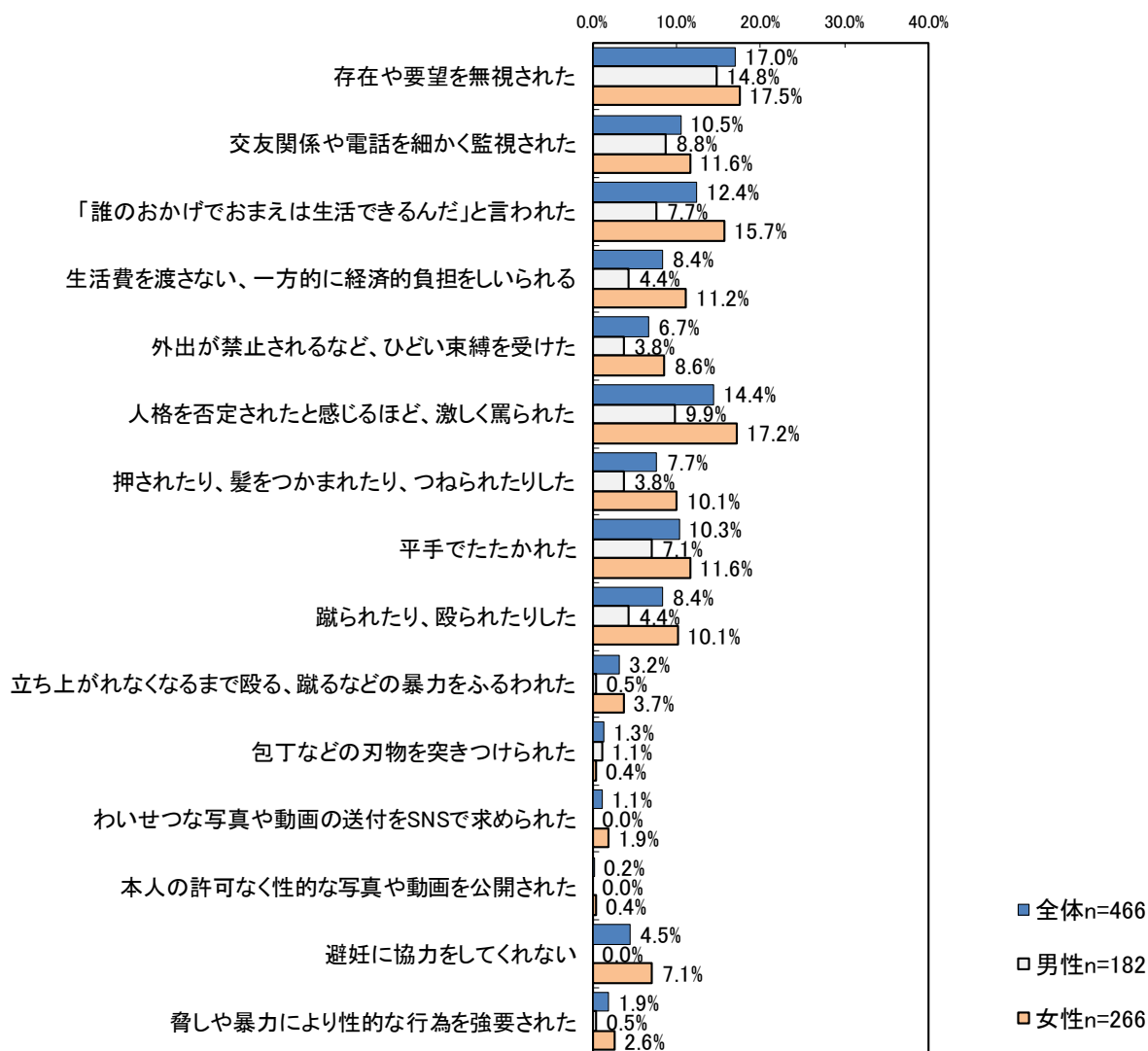
ストーカー事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、民間団体を含めた関係機関が連携して、被害者等の適切な避難等、迅速・的確な支援を行うことが重要です。

インターネット上であっても、誹謗中傷等の暴力は、重大な人権侵害となっています。このため行政及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済及び予防に努め暴力を防止するための取組を推進します。また、SNS 上における違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応も行う必要があります。

令和 4 年度市民意識調査においては、配偶者・パートナーからの暴力を受けたと回答した女性の割合が男性より高くなっています。DVは、個人や家庭の問題として捉えられるために周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化してしまうという特徴があります。このため、2008 年（平成 20 年）には「DV防止法」が改正され、強化されたことにつづき、令和 6 年 4 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）」が施行されます。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律です。

今後は、配偶者からの暴力を含めた被害者に対する相談・支援体制等、関係機関との連携を図るとともに、さまざまな暴力に対する人権意識を高めることが重要です。

パートナーからの暴力の有無 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 性の尊厳と差別、偏見を無くすための啓発活動の推進

1) 個人の人権を守るための、各種媒体による啓発活動を充実する。

- 市の広報やホームページ等を通じてDV等人権を侵害する行為を防止するための啓発を推進する。

【担当課】人権男女共同参画課

- ホットラインカードを市内公共施設のトイレに設置し、相談窓口の周知を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

2) 青少年に対する性の尊厳についての啓発活動を推進する。

- ヤングテレホン等で、青少年に関する相談窓口の充実・啓発を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- 各学校において、保健体育・家庭・道徳・学級活動や外部講師を招いた講演会などを通し、児童生徒の発達段階に応じて、性の尊厳について理解し、性に関する偏見をなくす教育を行う。

【担当課】学校指導課

- 性的虐待について相談を受けた場合は、専門機関である児童相談所に情報提供を行い、早急な支援を確立することを徹底する。

【担当課】こども未来課

② あらゆる暴力の根絶

1) DV等に関する学習会を開催する。

- 教育関係機関等との連携による学習会、講演会の充実を図る。また中高校生対象のDV(デートDV)・虐待等の冊子を各学校に配布するとともに、正しい知識の普及・啓発に努める。

【担当課】こども未来課、学校教育課、人権男女共同参画課

2) 関係機関との連携を強化し、DV被害者への24時間支援の充実を図る。

- DV防止等に関する市民への啓発活動の充実のため、民間団体等と連携し、被害女性の支援と相談窓口の周知の徹底を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

- デートDV被害等の啓発や被害者支援のため、支援活動の周知や関係機関との連携に努める。

【担当課】安全安心まちづくり課(少年相談センター)

- 県や近隣市町村の女性相談窓口と連携し、DV被害者の情報の共有化を図り市内の支援体制の充実を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 相談窓口の周知と専門カウンセラーを育成する。

- 県などの関係機関と連携し、市の広報やパンフレット等の配布により相談窓口の周知と虐待防止等に関する啓発に努める。

【担当課】子ども未来課、介護保険課

- 相談員の資質向上のため、研修会等に積極的に参加し、各種相談業務に必要な資格取得等の推進を図り、窓口の充実に努める。

【担当課】子ども未来課、安全安心まちづくり課、介護保険課、人権男女共同参画課

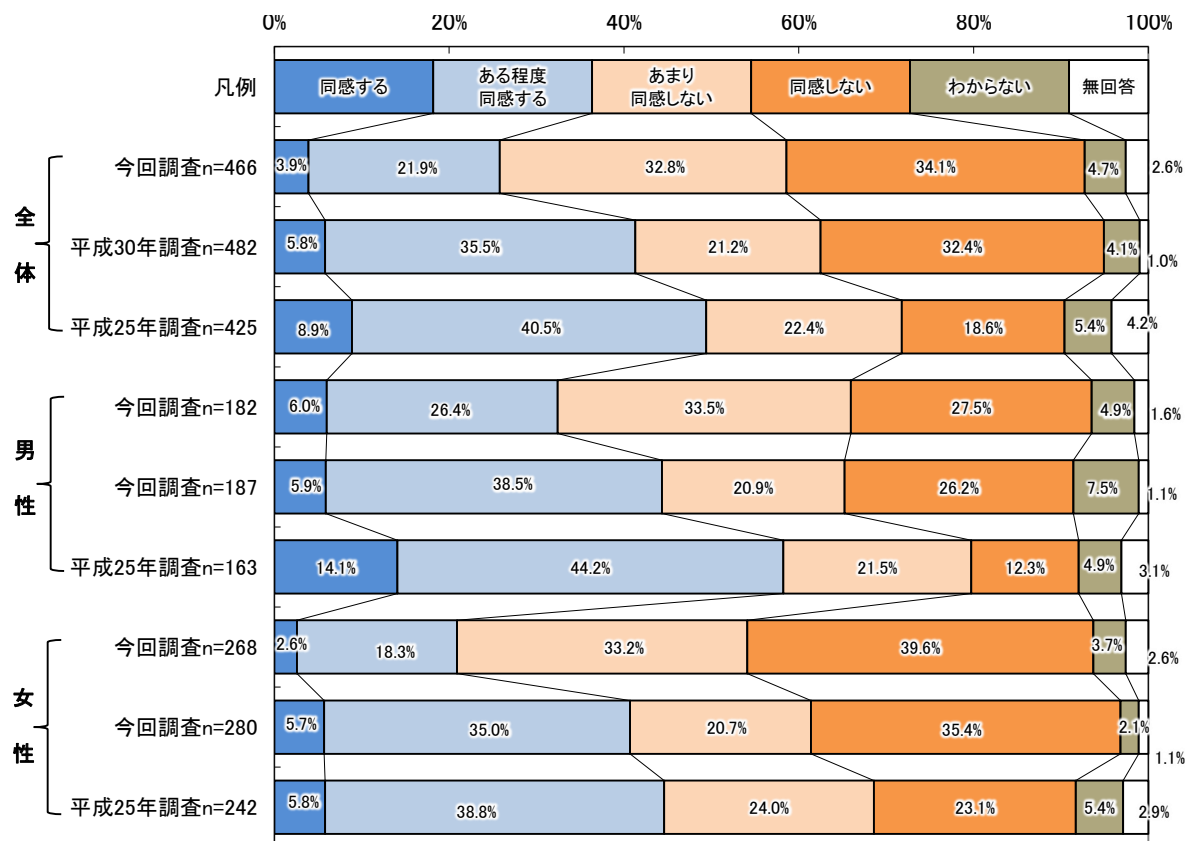
第5節 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

人々の意識のなかに長い時間をかけて形成されたものに、「性別役割分担意識」があります。この意識は「ジェンダー」（性別による生き方の枠づけ）の典型的なものであり、この性別役割分業に「反対（同感しない）」の割合の高くなることが、男女共同参画意識の浸透度を示すものとして重要視されています。この「男は仕事、女は家庭」に「同感しない／あまり同感しない」市民の割合は、前々回（平成25年）調査で41.0%、前回（平成30年）調査で53.6%と半数を超え、令和4年度調査では全体で66.9%と3人に2人の割合を占めるに至っています。男女別で見ると、「反対（同感しない）」の割合は男性が61.0%、女性では72.8%に達しています。しかもその際、一定の留保の込められた「あまり同感しない」ではなく、はっきりと「同感しない」を選んだ人が、全体で34.1%（女性では39.6%）と高率となっています。明確な確信をもって性別役割分業（「男は仕事、女は家庭」）を否定する市民が増加しつつあることがうかがえます。

以上をふまえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図る必要があります。また、市民一人ひとりの意識改革や動機づけを図るため、各種イベント・学習会の開催等を中心とした効果的な広報活動等、行政が中心となった積極的な取り組みが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①男女共同参画に関する啓発活動の推進

1) 国や県の男女共同参画強調週間に各種啓発活動を推進する。

- 国の「男女共同参画週間(6月23日～29日)」や県の「男女共同参画の日(11月第4土曜日)」の強調週間に男女共同参画の特集等を広報・ホームページに掲載する。

【担当課】人権男女共同参画課

- 強調週間に男女共同参画をテーマとした絵画や川柳、標語等の作品を市民から募集し、施設での展示や市の広報等で市民への啓発を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

2) 年代間や世代間において、対象に応じた効果的な啓発活動を推進する。

- 関係各課と協働で様々な年代に応じた各種講座を開催し、学習・情報の提供を行う。

【担当課】生涯学習課、健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

3) 事業所・事業主等に対する啓発活動を推進する。

- 事業所・事業主に対し「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」等の理解・認識を図るため、市広報やパンフレット等で男女平等意識の浸透を図る。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

②男女共同参画に関する各種広報媒体の充実

1) 他市町村における男女共同参画プランに関する資料を収集・提供する。

- 人権センターや市民図書館で男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供に努める。男女共同に関する図書の紹介を人権センターだより「よかかぜ」に掲載する。

【担当課】生涯学習課(市民図書館)、人権男女共同参画課

- 人権センターや市民図書館に市町村の男女共同参画プランを備え、市民が自由に閲覧できるように図る。

【担当課】生涯学習課(市民図書館)、人権男女共同参画課

2) 市の広報等による男女共同参画に関する情報の提供を図る。

- 市広報やホームページ等で男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の意識の高揚を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 男女共同参画に関する法令等の周知を図る。

- 「男女共同参画社会基本法」や「中間市男女共同参画推進条例」等の法令を、人権センターだより「よかかぜ」等に掲載し市民に周知する。

【担当課】人権男女共同参画課

(2) 生涯を通した男女平等教育と教育・学習機会の充実

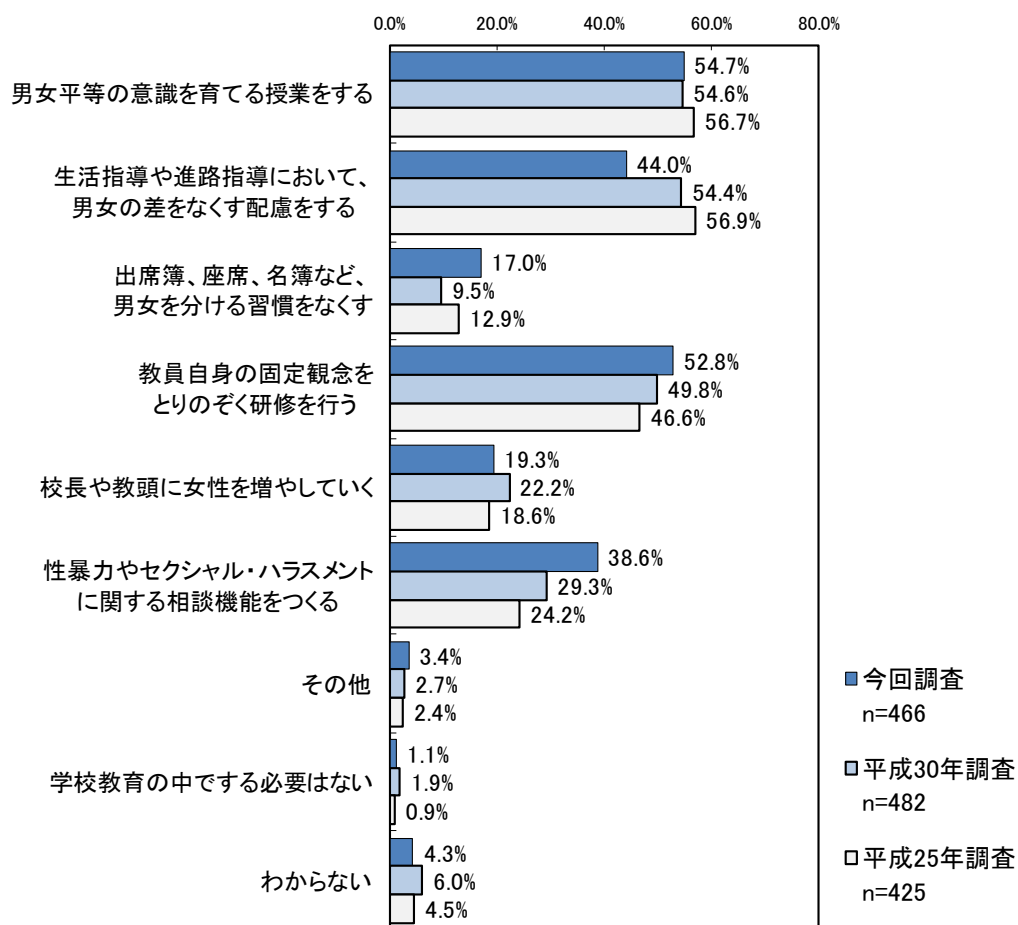
本来、子どもは性別にかかわらず、一人ひとりに多様な能力や個性が備わっています。そのため、子どもの成長過程において、「男女の不平等意識」や「固定的性別役割分担意識」にとられない生き方を選択できるような教育環境が必要です。

令和4年度市民意識調査によると、「男女平等の意識を育てる授業をする」(54.7%)が最も高く、次いで、「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」(52.8%)となっており、男女平等意識を育成する授業や指導者の資質向上を要望する人が多いことがうかがえます。前回調査と比べて「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」と「性暴力やセクシャル・ハラスメントに関する相談機能をつくる」が増加傾向を示しています。このような状況をふまえ、発達段階に応じ、「家庭」、「学校」、「地域」における男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが重要です。

また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められています。学校教育の場だけでなく、生涯を通して男女共同参画の理念や意識の形成が必要であり、さまざまな機会をとらえた意識啓発・学習の推進が必要です。

このほか近年活発になっているIoTやビッグデータ、AI等の最先端の技術開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要です。今後は研究職・技術職に進む女性を増やすべく、女子中高生、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を向上させるための取組により女性の理工系進路選択を促進し、女性の科学技術人材を育成することも課題となっています。

男女平等実現のために学校教育の場で力を入れるべきこと [全体] (前回、前々回調査比較)



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 幼児期における男女平等教育の推進

1) 市立保育園における男女平等教育を推進する。

- 乳幼児期から一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進するために、園内研修等を実施し、保育士一人ひとりの意識向上に努める。

【担当課】こども未来課(さくら保育園)

2) 保育所、幼稚園における教職員、その保護者等に対する研修会を実施する。

- 市内の保育所・幼稚園を通じて、教職員や保護者へ、より多くの人が参加できるよう工夫し、男女共同参画の研修会への参加を働きかける。

【担当課】こども未来課、人権男女共同参画課

② 学校における男女平等教育の推進

1) 男女平等の視点に立った人権教育、性教育等を充実する。

- 全教育活動を通して、人権尊重の視点に立った人権教育の充実を図る指導を行い、男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる教育の充実を図る。

【担当課】学校指導課

2) 教育関係者に対する男女共同参画に関する研修を充実する。

- 教職員を対象に男女共同参画の研修会を実施し、その研修内容の精選・深化・充実を図る。

【担当課】学校指導課、生涯学習課

③ 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた学習（生涯学習）の推進

1) 男女共同参画のための学習機会の充実を図る。

- 地域の公民館等を利用し、男女共同参画社会の実現に向けた学習会等を開催する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

- 男女共同参画講座の開設等、市民が幅広く参加できるよう情報の提供を行う。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

第4章 推進体制の整備

この中間市男女共同参画プランに掲げた「計画の基本理念」に基づき、施策の展開を推進し、プランの実効性を確保するためには、市長をトップとする行政による推進体制の確立はもとより、市議会をはじめ、地域、職域、学校及び各年代層におけるすべての住民の理解と協力が求められます。

中間市男女共同参画プランに掲げた施策の展開にあたっては、具体的施策の実効性を高めるための「行動計画」を策定し、施策を具体化し推進を図ります。

その進行管理のため「中間市男女共同参画推進委員会・幹事会」による情報収集、施策展開の進捗度の検証、「中間市男女共同参画推進委員会」及び「中間市男女共同参画審議会」による精査、監修のもと、それらから整理された状況について、広く市民に公開し意見・提言を求めていきます。

第5章 男女共同参画行動計画一覧表

基本目標 1. 地域における女性の活躍促進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 地域社会における男女共同参画の推進	①地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	1) 地域活動における男女共同参画を推進する。	自治会長並びに民生児童委員等及び人権擁護委員の地域指導者に対し、男女共同参画社会への理解促進のための学習会・講演会等を実施するとともに、広報紙やホームページ等、様々な手段を活用して地域指導者に対する男女共同参画に関する情報の提供を行う。	安全安心まちづくり課 生涯学習課 人権男女共同参画課 福祉支援課
		2) 地域活動を通じた子育てに関する啓発を図る。	男女共同の子育てに関するサークル活動・ボランティア活動の促進等の情報提供を広報紙や市ホームページ等を通じて行う。	こども未来課 安全安心まちづくり課
			各校区のまちづくり協議会や民生児童委員協議会、小中学校PTA役員会等に、男女共同参画の視点に立った地域活動を通じた啓発を推進する。	こども未来課 安全安心まちづくり課 生涯学習課 福祉支援課
			校区のまちづくり協議会と連携し、地域の人が協働して子育てを支援していく意識を広めるための啓発を行う。	こども未来課 安全安心まちづくり課
	②地域社会における男女共同参画の推進	1) 男女が平等に地域役員を担える環境づくりを進める。	自治会やNPO・ボランティア団体等の実態を把握し、男女が地域の役員を担える環境づくりを推進する。また若い世代の人材育成や確保策の在り方を検討する。	安全安心まちづくり課 人権男女共同参画課
		2) 男女共同参画に関する理解促進のための研修を実施する。	地域での多世代学び合いを促進するために、自治会長、民生児童委員等の地域指導者を対象に、地域コミュニティが直面する身近な課題等関心が高いテーマについて、幅広い世代から関心を持ってもらえるような男女共同参画の講座や学習会を開催し、男女共同参画に対する理解・認識の向上を図る。	安全安心まちづくり課 生涯学習課 健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
			市内の女性団体ネットワーク組織「女性ネットなかま」等とおして、男女共同参画社会への環境づくりに努める。また「女性ネットなかま」の会員が増えるよう方を検討する。	人権男女共同参画課
		3) 男女が平等に地域リーダーとして十分に活動できる意識改革を推進する	自治会長の自主学習会等各種機会を捉えて、啓発資料の配布等を通じた地域役員等に男女平等意識改革に関する啓発を推進する。	安全安心まちづくり課 生涯学習課 人権男女共同参画課
			男女が平等に地域のリーダーとして活躍できるよう、男女共同参画の公民館講座を実施し、指導者の育成・支援体制を推進する。また市民の興味を引くような企画の在り方を検討する。	生涯学習課 人権男女共同参画課

基本目標 1. 地域における女性の活躍促進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進	①政策・方針決定の場における女性の登用促進	1) 女性委員の割合を、2020年代のできるだけ早い時期に40%を達成する。	女性の社会参画を推進するため、市の各種審議会及び委員会等に女性委員の積極的な登用を各課に要請する。また達成率に差が認められることから、できるだけ多くの分野で目標達成できるよう努める。	企画課 人権男女共同参画課
		2) 女性公務員の職域拡大を促進する。	固定的な性別役割分担を解消するため、女性職員の職域拡大を推進するために、女性職員が勤務しやすい職場環境の整備等に努める。	総務課
		3) 女性職員の管理職登用を促進する。	現状では、対象となる世代の女性が少ないため、女性の多様な実務経験をふまえた能力の評価を促進し、長期的な視点で女性の管理職への登用に努める。	総務課
	②女性人材の育成と人材リストの充実	1) 女性の人材育成の促進を図る。	様々な分野の女性リーダーの発掘・養成のため、男女共同参画講座等の企画・開催や、県や関係機関の研修会等の周知に努める。	生涯学習課 人権男女共同参画課
		2) 各分野で活躍する女性人材リストを作成し活用を図る。	市の審議会等に女性の登用を促進するため、企業や地域等で活躍している女性リーダーの人材リストの活用の在り方や、周知方法等の見直しを行う。	人権男女共同参画課
(3) 防災・災害時における男女共同参画の推進	①防災分野における女性の参画の拡大	1) 防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大する。	男性が多い各団体や部局等の代表者で構成する防災会議や水防班に女性の参画を促すとともに、多様な意見交換のための女性参画の必要性についての理解促進に努める。	安全安心まちづくり課
	②男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進	1) 防災・災害復興対策について、事前に性の多様性の視点から検討する。	中間市地域防災計画に女性及び性の多様性に沿った視点を取り入れ、性差や性の多様性に配慮した施設・空間の設置等の対応を行う。計画書及び各種マニュアルの作成段階から積極的に女性の意見を取り入れるよう努める。	安全安心まちづくり課

基本目標 2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 雇用の場における男女平等の促進	①事業所・事業主に対する男女平等意識の啓発活動	1) 男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法を浸透させるための啓発活動を行う。	国・県等の関係機関と連携し、各事業所・事業主を対象とした「男女雇用機会均等法」や「積極的改善措置」等の周知・啓発を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 性別による賃金や昇進、昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。	国・県等の関係機関と連携し、市広報やパンフレット等で、事業所等の性別による賃金や昇進・昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。	産業振興課 人権男女共同参画課
		3) 職場における男女共同参画に関する相談・支援体制の整備を推進する。	各事業所に国・県等の「企業内の相談・支援体制の整備」に関する資料・参考パンフレット等、情報の提供を行う。	産業振興課 人権男女共同参画課
	②女性が能力を発揮しながら安心して働くための支援活動	1) 女性従業員の研修への理解促進と参加ができる環境整備を推進する。	各事業所に女性従業員の男女共同参画の研修会へ参加を促すため、経済団体等と連携し女性従業員に対する理解と環境整備を図ることを推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 働く女性のための各種情報の提供を図る。	働く女性が能力を発揮できるよう、国や県他市町等関係機関のさまざまな講演会・学習機会の情報を市の広報やホームページ、パンフレット等で提供する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		3) 事業所内において女性の能力が発揮できる職域の拡大と体制の整備を啓発する。	国・県等の関係機関と協力し、各事業所・事業主に女性の能力が十分に発揮できる職場環境の整備を図るよう啓発する。	産業振興課
(2) 雇用環境の整備と就労支援	①女性のための就職、再就業、就業継続のための支援	1) 就職、再就業希望者への情報提供を図る。	「マザーズハローワーク北九州」等、女性の就労に関する関係機関の情報の提供を行う。	産業振興課
		2) パートタイム労働者のための相談窓口を設置する。	事業所・事業主等へ、国や県等の関係機関と連携し、パートタイム労働者の相談窓口に関する情報の提供を行う。	産業振興課
			パートタイム労働者の相談窓口の設置に向けて、国・県等の職員研修会等に参加を推進する。	産業振興課
	②事業所内における女性が働きやすい労働環境の整備	1) パートタイム就業規則等事業所内の労働指針作成の普及・啓発に努める。	各事業所に「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」等に示されたことから、国や県と連携しパートタイム労働者の労働に関するガイドラインの作成を行うよう普及・啓発を推進する。	産業振興課
		2) 事業所内のあらゆるハラスメント防止に対する啓発活動を推進する。	国・県等の関係機関と連携し、各事業所にさまざまなハラスメント防止パンフレットの配布等、事業所内のセクハラをはじめとするあらゆるハラスメント防止を呼び掛けるとともに、市の広報やホームページ等で啓発を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課
			庁内の職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するために職員の研修指導を行う。	総務課 人権男女共同参画課
	3) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進する。	事業所内に従業員の子ども保育ができる場所を設置する等、女性が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのために、国・県等の関係機関、経済団体とともに啓発を推進する。	産業振興課 人権男女共同参画課	
		母親が働く地域で、職場内保育ができる保育所の設置・充実をめざし、事業所へ関係資料等を配布し啓発を行う。	人権男女共同参画課	

基本目標 2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(3) 農業及び自営業における女性の地位向上	①農業及び自営業等の世帯の女性に対する地位向上のための支援活動	1) 男女共同参画に対する意識改革に向けた啓発を推進する。	農業・自営業に従事する人に男女共同参画に関する県等の研修会等の情報提供を行う。 農業・自営業と異なる業種に携わる女性との意見交換等、意識改革に向けた各種研修会を開催する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 生産・加工や、経営管理技術等の能力向上を図る。	女性の能力向上を図るため、経営管理や生産技術に関する県等の情報を提供し、経済団体等と連携し女性の経営参画を促進する。 農業・自営業で働く女性のスキルアップにつながる研修を行う。	産業振興課 産業振興課
		3) 農業及び自営業等の世帯における「家族経営協定」の締結を推進する。	民間組織（農業協同組合・商工会議所等）及び県の関係機関等と協力して「家族経営協定」の情報を提供し、締結を推進する。	産業振興課
		②農業及び自営業等における女性参画に対する啓発・支援活動	1) 農業及び自営業等の方針決定の場における女性の参画に努める。	民間組織（農業協同組合・商工会議所等）との連携を密にするとともに、女性等の多様な意見の有効性についての理解を促進し、市の農業委員等に女性委員等の登用を促す。 農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布等で、女性の参画を推進する。
	2) 農業及び自営業等の女性の起業に対する支援策を充実する。	農業及び自営業等に従事する女性に、生産技術・経営管理に関する研修への参加を促し、女性の能力の向上を図り、起業や経営参画を促進する。	産業振興課	
	③女性の起業に関する支援	1) 起業をめざす女性に対する研修等を開催する。	国・県等の関係機関及び民間組織（商工会議所、金融機関等）と連携し、起業をめざす女性の講習会・研修会等を開催し、女性の社会進出を促す。	産業振興課 人権男女共同参画課
			県・北九州市等の男女共同参画センター等で開催される、起業をめざす女性及び起業した女性のための研修会に関する情報を提供する。	産業振興課 人権男女共同参画課
		2) 起業のための情報提供を行う。	国・県等の関係機関及び民間組織（商工会議所、金融機関等）から女性の起業に関する情報、日本政策金融公庫、県及び市の融資制度等の様々な情報を提供する。	産業振興課

基本目標 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課	
(1) ワークライフバランスの推進	①ワークライフバランスのための啓発活動、相談体制の充実	1) 家庭内における男女の対等な仕事の役割分担のための啓発を図る。	男女が共に育児・介護を分担した家庭生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・認識を図ることを目的とした、より興味を持たれる講習会・学習会及び啓発を推進する。	生涯学習課 人権男女共同参画課	
		2) 育児・介護休業制度の普及・啓発と定着を促進する。	市職員（特に男性）の育児・介護休業制度の利用を推進するとともに、男性職員がより長期の取得ができるような職場環境や働き方についての改善策について検討する。	総務課	
		3) ワークライフバランスのための相談体制の整備を図る。	働く女性の仕事や家庭の悩みについての相談体制の整備を図る。	人権男女共同参画課 産業振興課	
		市民や事業所等八、国や県等の育児・介護休業制度に関する情報を提供する。		人権男女共同参画課 産業振興課	
(2) 子育て支援の充実と児童の健全育成	①子育て環境の整備	1) 各種子育て支援施設の整備、サービスの充実を図る。	市内の保育所・幼稚園や各小中学校との連携を深め、早期療育等の支援体制の強化、母親の育児不安の軽減、母親の心身の休息に関するケア等の一貫した総合的支援を実践する。	こども未来課 健康増進課 (保健センター)	
			「中間市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、令和6年4月総合会館内に設置予定の「子ども家庭センター」を核とする子育て支援施設の整備及びサービスの充実を図る。	こども未来課	
			子育て支援サービスの充実を図るため、より専門的な研修会・講習会等に参加を推進する。	こども未来課	
		2) 子育てに関する相談体制の充実を図る	令和6年4月に「子ども家庭センター」が設置予定であり、窓口の一本化が図られることから、人と人とのつながりを大切にした保護者や地域の人たちが安心・信頼できる子育て相談窓口のいっそうの充実を図る。	こども未来課	
			「子ども家庭センター」の母子保健係・家庭児童相談係・子育て支援センター係の職員による専門的連携強化により妊娠・出産・子育てまでのワンストップの支援体制を整え、早期療育等の充実を図る。	こども未来課	
			子育て支援センターの事業に合わせて身体計測、育児相談、栄養相談等を行い、母親の育児不安の軽減に努める。また、あらゆる機会をとらえて教育・相談を実施し、育児相談や健康教育の充実を図る。	健康増進課 (保健センター)	
			助産師等による妊産婦訪問、乳児全戸訪問において、乳児の発達状態等の確認や、産婦の健康状態の聞き取りや助言等を行い、子育てに関する相談業務の推進を図る。	健康増進課 (保健センター)	
			未成年者による子育てに関する相談ができる環境づくりと窓口の充実を図る。	こども未来課 健康増進課 (保健センター)	
			若年妊婦や18歳までの子どもにおける、あらゆる問題の相談窓口の充実及び支援を推進する。	こども未来課	
			子育てに携わる市民を対象に、より興味を持たれる男女共同参画に関する講座・研修等を実施する。	こども未来課 人権男女共同参画課	
		②子育て支援体制の機能強化	1) 更なる専門相談員等の資質の向上を図る。	専門相談員の自主研修や市外で開催される研修会への参加を促進するとともに、専門スタッフによる療育研修会等を開催する。また、「子ども家庭センター」が主体となって講師の選定・専門的研修会を開催するための体制を整える。	こども未来課
				保育士として、発達心理等、より専門性を高める研修会等を開催する。また保育理念、保育方針、保育目標に基づき、園内研修を実施し、保育士一人ひとりの意識向上に差異がないように努めていく。	こども未来課 (さくら保育園)
			2) 各種子育て支援の関係機関等との連携を強化する。	「子ども家庭センター」の設置に伴い相談窓口を一本化し、各施設・相談窓口等の連携や職員間の共通認識を図り子育て支援を推進する。	こども未来課
「子ども家庭センター」の設置とあわせ、保護者向けチラシを作成し、情報提供等子育て支援体制の強化を図る（家庭児童相談係）。	こども未来課				

基本目標 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課	
(2) 子育て支援の充実と児童の健全育成	③多様な子育て支援サービスの充実	1) 時間外保育、病後児保育及び一時保育、病後児保育を充実する。	市民の保育ニーズを把握し、地域のバランスを考慮しながら、各保育園と協力し、保育所施設の運用・充実を図り、時間外保育、病後児保育及び一時保育、病後児保育等の多様な保育サービスを推進する。また病児・病後児保育室については、利用者がより利用しやすいように窓口等で周知を行う。	こども未来課	
		2) 障がい児保育を充実する。	障がい児の保育については、障がい児の現状の把握に一層努め、障がい者手帳、療育手帳の有無だけではなく、様々な状況に対応できるよう保育サービスの充実を図る。	こども未来課	
		3) 放課後児童クラブを充実する。	市内の放課後児童クラブ（学童保育）のサービス充実を図る。	こども未来課	
		4) ファミリー・サポートの事業の推進を図る。	シルバー人材センターでの育児支援サービスのいっそうの周知を図る。	介護保険課	
(3) 生活上の困難に直面する世帯への支援	①ひとり親家庭の子育て、就学支援	1) ひとり親家庭の子育て支援と生活支援を図る。	「ひとり親家庭等医療費助成」及び「児童扶養手当」等様々な制度を、市の広報やホームページ等で紹介するとともに、個別の事情等も勘案しひとり親家庭の支援を図る。また、関係窓口と連携し、円滑な事務処理に努める。	こども未来課 健康増進課	
			ひとり親に対する県営住宅の倍率優遇措置制度の周知について、パンフレット等を活用し行う。	都市計画課	
		2) ひとり親家庭の就学支援を行う。	小・中学校において、各家庭の実態把握に努めるとともに、教育相談を定期的に行い、ひとり親家庭等の支援の充実を図る。	学校指導課	
	②高齢者・障がい者の各種支援制度の充実と相談体制	1) 豊かな老後を送るための各種福祉制度に関する学習、啓発を推進する。	高齢者の経験や知識を活用した社会参加や生きがいづくりの一環として「ボランティア講師派遣事業」を実施し、さらにボランティア講師同士の情報交換や指導者の技術向上を図る研修会等を開催する。まだ活用されていない分野についても幅広く広報やホームページで周知活動を行う。	安全安心まちづくり課	
			市民活動の活性化を図る様々なボランティア活動の拠点として、NPO・ボランティア同士の連携を深めるため、ボランティアセンターをさらに充実させ、市民への啓発活動を推進する。	安全安心まちづくり課	
			シルバー人材センター事業を支援し、高齢者の生きがい対策を推進するとともに、能力を活かした地域づくりを推進する。また、事業充実のための担い手の確保について支援に努める。	介護保険課	
		2) 障がい者の福祉に関する相談体制の充実を図る。	障がい者が抱える悩みに対応するため、相談しやすい環境づくりに努める。相談内容が多岐にわたり複数の機関が関わる案件が多いことから、情報共有の場を設け相談体制の在り方を検討する。	福祉支援課	
			③外国人が安心して暮らせる環境の整備	1) 外国人の支援体制の整備・充実を図る。	県や近隣自治体の男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画に関する国際的な様々な情報を提供する。
		ボランティア団体「日本語教室なかま」と連携し、市内に在住する外国人が地域の中で孤立しないように支援する。			産業振興課
		県や（財）福岡県国際交流センター等から配布される多言語版の外国人向け各種リーフレット等を市の施設等で配布する。			産業振興課

基本目標 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(4) 男女が共に介護を担う社会環境づくり	①介護しやすい社会環境づくり	1) 介護サービスの充実に努める。	「中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、男女が共に介護を担う介護サービスの充実に努める。また近年では、男女に関わらず、配偶者やパートナーの一方に介護が必要になることでの老老介護や認知介護に対する支援の在り方を検討する。	介護保険課
			男女が共に介護を担う社会づくりのため、介護保険制度や介護の相談窓口業務の啓発を推進する。	介護保険課
			市民のニーズにあった介護サービスが提供できるよう、サービス内容の充実に努める。	介護保険課
		2) 精神ケアを促進する。	男女が支えあい、ともに住み続けるまちづくりを目指すため、家庭内の介護に携わる人の抱える悩み等の相談窓口を充実させるため民間事業者による認知症カフェの増設等をめざす。長期的には地域の実情に応じた様々な主体により運営されるよう、支援に努める。	介護保険課 (地域包括支援センター)
			家族のリフレッシュのために必要に応じて介護支援専門員の作成するケアプランにショートステイを取り入れるよう啓発を行っていく。	介護保険課 (地域包括支援センター)
		3) 介護に携わる人材の育成を図る。	介護サービス充実に目指し、各事業所の介護支援専門員の資質向上を図るため、包括ケア研修会を定期的実施し、人材育成を推進する。	介護保険課
介護保険サービスガイド等に性別にかかわらず、介護者が過重な負担を負うことがないように、介護制度の解説や、各種介護サービスの紹介等を掲載し一人で抱え込むことのないよう啓発を図る。	介護保険課 人権男女共同参画課			

基本目標 4. 男女の健康づくりと暴力の根絶

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	①生涯にわたる健康づくりの支援	1) ライフステージに応じた健康教育等を推進する。	各種保健事業で、市民のライフステージに応じた健康教育を推進する。	健康増進課 (保健センター)
			各種検診や健康教室等に多くの市民が参加できるように、広報活動を充実させ、男女平等の精神で健やかな老後を送ることができるよう施策の充実を図る。	健康増進課 (保健センター)
		2) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。	各種保健事業の中で「健康をおびやかす問題についての正しい知識」の普及に努める。	健康増進課 (保健センター)
			学校教育の保健体育・学級活動・道徳の時間等を中心に、健康問題についての正しい知識の定着を図る。また、薬物乱用防止教室の充実を図る。	学校指導課
		3) 健康づくりとスポーツ活動を推進する。	市内の体育施設で、健康づくりをめざした各種スポーツ教室の開催を推進する。	生涯学習課
			健康づくりをめざした、各種健康教室や市主催の健康教室から派生した任意の市民の活動の支援を推進する。	健康増進課 (保健センター)
	②性と生殖に関する健康についての理解の促進	1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発を行う。	健康教室や新生児訪問等を通じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解と認識を深めるための啓発活動を行う。	健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
			リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての情報を、市の広報やパンフレット等で発信し、市民に対する啓発を推進する。	健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
		2) HIVをはじめとした性感染症に対する正しい知識の普及を図る。	学校教育の中で、HIVをはじめとした性感染症についての正しい知識の定着を図る。	学校指導課
			健康教室の中で、HIVをはじめとした性感染症を正しく理解し認識を深めるよう、啓発を推進する。	健康増進課 (保健センター)
			性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、市の広報や人権センターだより、パンフレット等で、特集記事を掲載し啓発を推進する。	健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
③妊娠・出産期における女性の健康支援	1) 母子保健対策を充実する。	妊婦健康診査、母子健康手帳の交付及び相談室、母親学級、両親学級、全新生児の訪問・乳幼児の教室等を実施し、妊娠・出産期における女性の心身の健康支援の充実を図る。	健康増進課 (保健センター)	
		妊娠出産期を捉え、両親学級での男女共同参画の視点に立った学習の普及を図るとともに、子育ての出発である母子健康手帳交付時に父親やパートナーの同席を促し、学習機会の充実を図る。	健康増進課 (保健センター)	

基本目標 4. 男女の健康づくりと暴力の根絶

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(2) あらゆる暴力防止対策の推進	①性の尊厳と差別、偏見を無くすための啓発活動の推進	1) 個人の人権を守るための、各種媒体による啓発活動を充実する。	市の広報やホームページ等を通じてDV等人権を侵害する行為を防止するための啓発を推進する。	人権男女共同参画課
			ホットラインカードを市内公共施設のトイレに設置し、相談窓口の周知を行う。	人権男女共同参画課
		2) 青少年に対する性の尊厳についての啓発活動を推進する。	ヤングテレホン等で、青少年に関する相談窓口の充実・啓発を推進する。	安全安心まちづくり課
			各学校において、保健体育・家庭・道徳・学級活動や外部講師を招いた講演会などを通し、児童生徒の発達段階に応じて、性の尊厳について理解し、性に関する偏見をなくす教育を行う。	学校指導課
	②あらゆる暴力の根絶	1) DV等に関する学習会を開催する。	教育関係機関等との連携による学習会、講演会の充実を図る。また中高生対象のDV(デートDV)・虐待等の冊子を各学校に配布するとともに、正しい知識の普及・啓発に努める。	こども未来課 学校指導課 人権男女共同参画課
			2) 関係機関との連携を強化し、DV被害者への24時間支援の充実を図る。	DV防止等に関する市民への啓発活動の充実のため、民間団体等と連携し、被害女性の支援と相談窓口の周知の徹底を図る。
		デートDV被害等の啓発や被害者支援のため、支援活動の周知や関係機関との連携に努める。		安全安心まちづくり課 (少年相談センター)
		県や近隣市町村の女性相談窓口と連携し、DV被害者の情報の共有化を図り市内の支援体制の充実を図る。		人権男女共同参画課
		3) 相談窓口の周知と専門カウンセラーを育成する。	県などの関係機関と連携し、市の広報やパンフレット等の配布により相談窓口の周知と虐待防止等に関する啓発に努める。	こども未来課 介護保険課
			相談員の資質向上のため、研修会等に積極的に参加し、各種相談業務に必要な資格取得等の推進を図り、窓口の充実に努める。	こども未来課 安全安心まちづくり課 介護保険課 人権男女共同参画課

基本目標 5. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

計画目標	施策目標	具体的施策	具体的施策の実施方法	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進	①男女共同参画に関する啓発活動の推進	1) 国や県の男女共同参画強調週間に各種啓発活動を推進する。	国の「男女共同参画週間(6月23日～29日)」や県の「男女共同参画の日(11月第4土曜日)」の強調週間に男女共同参画の特集等を広報・ホームページに掲載する。 強調週間に男女共同参画をテーマとした絵画や川柳、標語等の作品を市民から募集し、施設での展示や市の広報等で市民への啓発を行う。	人権男女共同参画課
		2) 年代間や世代間において、対象に応じた効果的な啓発活動を推進する。	関係各課と協働で様々な年代に応じた各種講座を開催し、学習・情報の提供を行う。	生涯学習課 健康増進課 (保健センター) 人権男女共同参画課
		3) 事業所・事業主等に対し啓発活動を推進する。	事業所・事業主に対し「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」等の理解・認識を図るため、市広報やパンフレット等で男女平等意識の浸透を図る。	産業振興課 人権男女共同参画課
	②男女共同参画に関する各種広報媒体の充実	1) 他市町村における男女共同参画プランに関する資料を収集・提供する。	人権センターや市民図書館で男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供に努める。男女共同に関する図書の紹介を人権センターだより「よかかぜ」に掲載する。	生涯学習課 (市民図書館) 人権男女共同参画課
		2) 市の広報等による男女共同参画に関する情報の提供を図る。	市広報やホームページ等で男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の意識の高揚を図る。	生涯学習課 (市民図書館) 人権男女共同参画課
		3) 男女共同参画に関する法令等の周知を図る。	「男女共同参画社会基本法」や「中間市男女共同参画推進条例」等の法令を、機関紙「人権センターだより」等に掲載し市民に周知する。	人権男女共同参画課
(2) 生涯を通じた男女平等教育と教育・学習機会の充実	①幼児期における男女平等教育の推進	1) 市立保育園における男女平等教育を推進する。	乳幼児期から一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進するために、園内研修等を実施し、保育士一人ひとりの意識向上に努める。	こども未来課 (さくら保育園)
		2) 保育所、幼稚園における教職員、またその保護者等に対する研修会を実施する。	市内の保育所・幼稚園を通じて、教職員や保護者へ、より多くの人に参加できるよう工夫し、男女共同参画の研修会への参加を働きかける。	こども未来課 人権男女共同参画課
	②学校における男女平等教育の推進	1) 男女平等の視点に立った人権教育、性教育等を充実する。	全教育活動を通して、人権尊重の視点に立った人権教育の充実を図る指導を行い、男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる教育の充実を図る。	学校指導課
		2) 教育関係者に対する男女共同参画に関する研修を充実する。	教職員を対象に男女共同参画の研修会を実施し、その研修内容の精選・深化・充実を図る。	学校指導課 生涯学習課
	③男女共同参画の視点に立った生涯を通じた学習(生涯学習)の推進	1) 男女共同参画のための学習機会の充実を図る。	地域の公民館等を利用し、男女共同参画社会の実現に向けた学習会等を開催する。	生涯学習課 人権男女共同参画課
			男女共同参画講座の開設等、市民が幅広く参加できるよう情報の提供を行う。	生涯学習課 人権男女共同参画課

計画書本文中に記載以外で、男女共同参画に関する施策に関係がある資料及びデータを収録しました。

1. 沿革

(1) 地勢

中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市の面積は15.96平方キロメートルで、広ぼうは東西6.98キロメートル、南北4.45キロメートルとなっています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）地区」と「川西（かわにし）地区」に分かれています。

北九州市側となる川東地区には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の9割が集中しています。川西地区の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市による工場団地が立地しています。

■ 中間市の位置



(2) 歴史

中間市域は肥沃な遠賀平野に位置していることから古代より稲作が盛んにおこなわれ、弥生時代の農耕文化の伝わりの指標となった「遠賀川式土器」など農耕文化を伝える遺物が多数出土しています。また、古墳時代後期（5世紀末～6世紀後半）には、現在の垣生（はぶ）公園にある垣生丘陵周辺に横穴式の群集墓が数多く作られました。これは「垣生羅漢百穴」と呼ばれ県指定文化財となっています。

室町時代には（現在の芦屋町山鹿を拠点として、八幡西区や遠賀郡、中間市、直方市などに所領を持つ）麻生氏と（現在の宗像市を拠点とし、遠賀川西部に勢力を伸ばす）宗像氏の両軍がにらみ合い、数度の合戦によっても決着がつかず、川西を宗像領、川東を麻生領に分割したことが古文書に書かれています。江戸時代には福岡藩の所領になりました。遠賀川の度重なる氾濫を防ぐため、遠賀川堤防の改修と堀川の掘削が始められます。

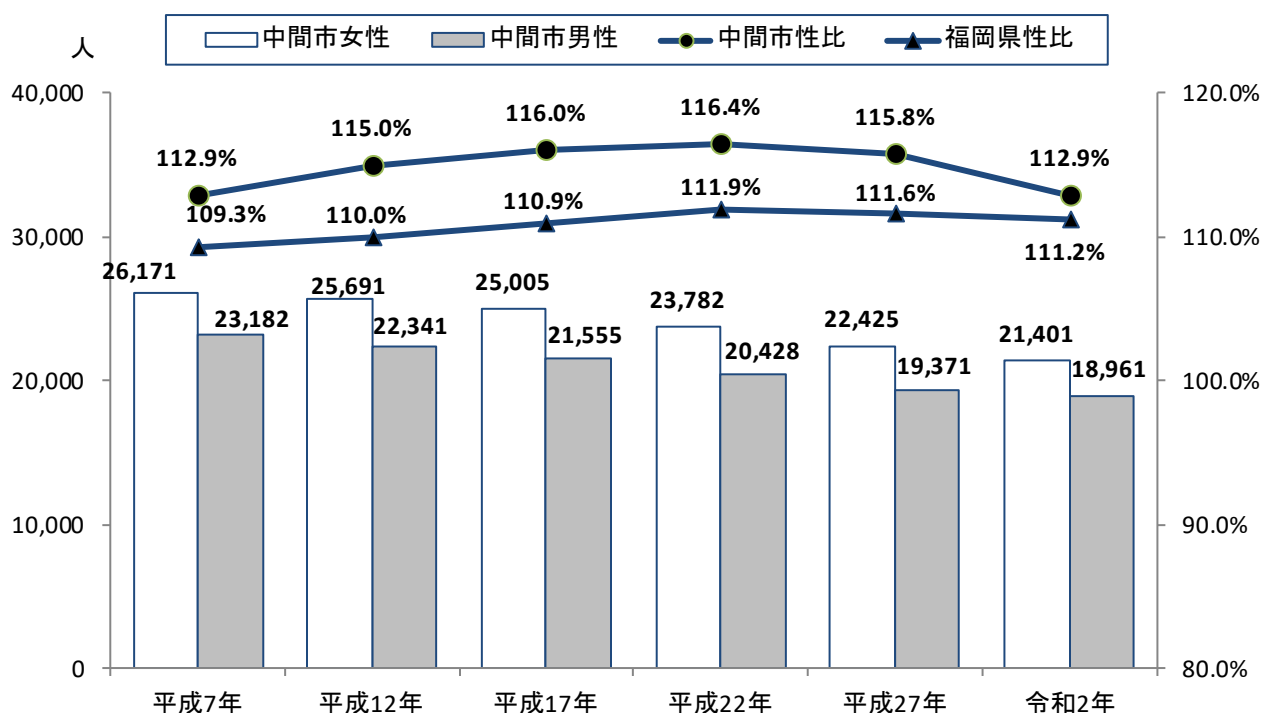
明治末期から昭和初期には、この地で発見された石炭が国の重要なエネルギー源となり、炭坑のまちとして筑豊炭田の一翼を担います。石炭輸送には当初、「川ひらた」と呼ばれる舟が遠賀川と堀川を下っていましたが、明治24年（1891）に筑豊本線、明治45年（1912）に香月線が開通すると、鉄道の大量輸送に押され、川ひらたは徐々に姿を消して行きました。人口も増え続け、明治末の4,800人から昭和34年（1959）には46,000人にまでなりましたが、炭坑の閉山があり人口は減少傾向になりました。その後、北九州市のベッドタウンとして宅地開発が進んだことにより、平成7年には49,353人（国勢調査結果）に増加しましたが、その後再び減少傾向となっています。

- 明治22年（1889）に中間村と岩瀬村が合併して長津村に
- 大正11年（1922）に町制施行で長津町に
- 大正13年（1924）に町名変更で中間町に
- 昭和7年（1932）に中間町と底井野村が合併して中間町に
- 昭和33年（1958）11月に市町村合併特例法に基づき市制施行し中間市に



2. 人口・世帯数

(1) 男女別にみた人口の推移



注) 性比=女性人口/男性人口×100

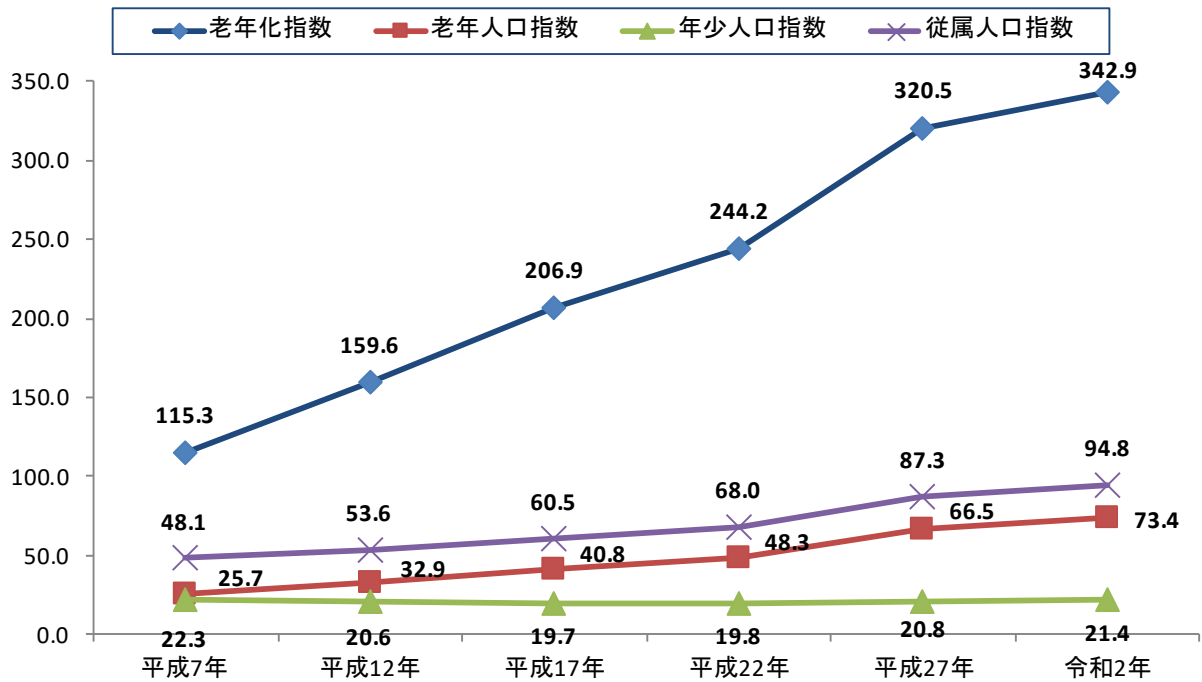
男女別人口の推移

単位: 人

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
中間市	総人口	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	40,362
	女性	26,171	25,691	25,005	23,782	22,425	21,401
	男性	23,182	22,341	21,555	20,428	19,371	18,961
福岡県	総人口	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	5,135,214
	女性	2,575,868	2,626,875	2,655,814	2,678,003	2,691,138	2,704,263
	男性	2,357,525	2,388,824	2,394,094	2,393,965	2,410,418	2,430,951

※国勢調査

(2) 年齢3区別にみた人口構成



年齢3区別の人口構成

単位:人

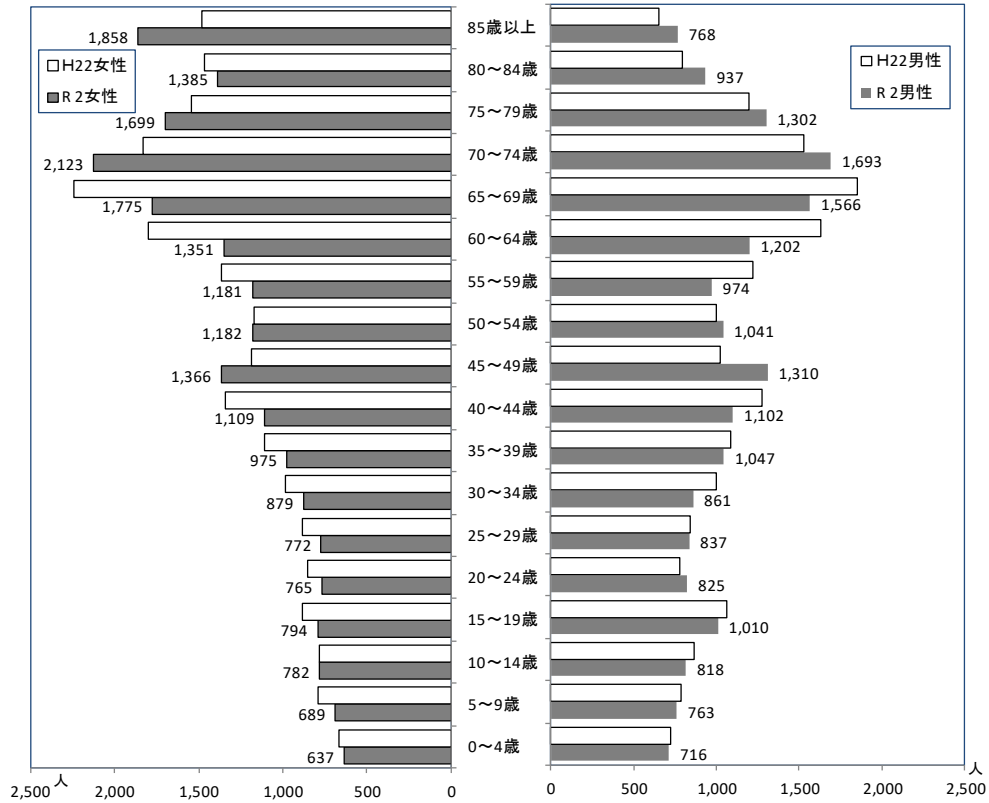
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 (福岡県)
総人口	49,353	48,032	46,560	43,948	41,796	40,362	5,135,214
A.年少人口	7,443	6,452	5,720	5,111	4,616	4,405	662,179
B.生産年齢人口	33,330	31,279	29,008	25,733	22,489	20,583	2,911,353
C.老年人口	8,579	10,298	11,832	13,078	14,585	15,106	1,395,142
高齢化指数(C/AX100)	115.3	159.6	206.9	255.9	316.0	342.9	210.7
高齢人口指数(C/BX100)	25.7	32.9	40.8	50.8	64.9	73.4	47.9
年少人口指数(A/BX100)	22.3	20.6	19.7	19.9	20.5	21.4	22.7
従属人口指数((A+C)/BX100)	48.1	53.6	60.5	70.7	85.4	94.8	70.7

※年齢不詳があるため合計は一致しない

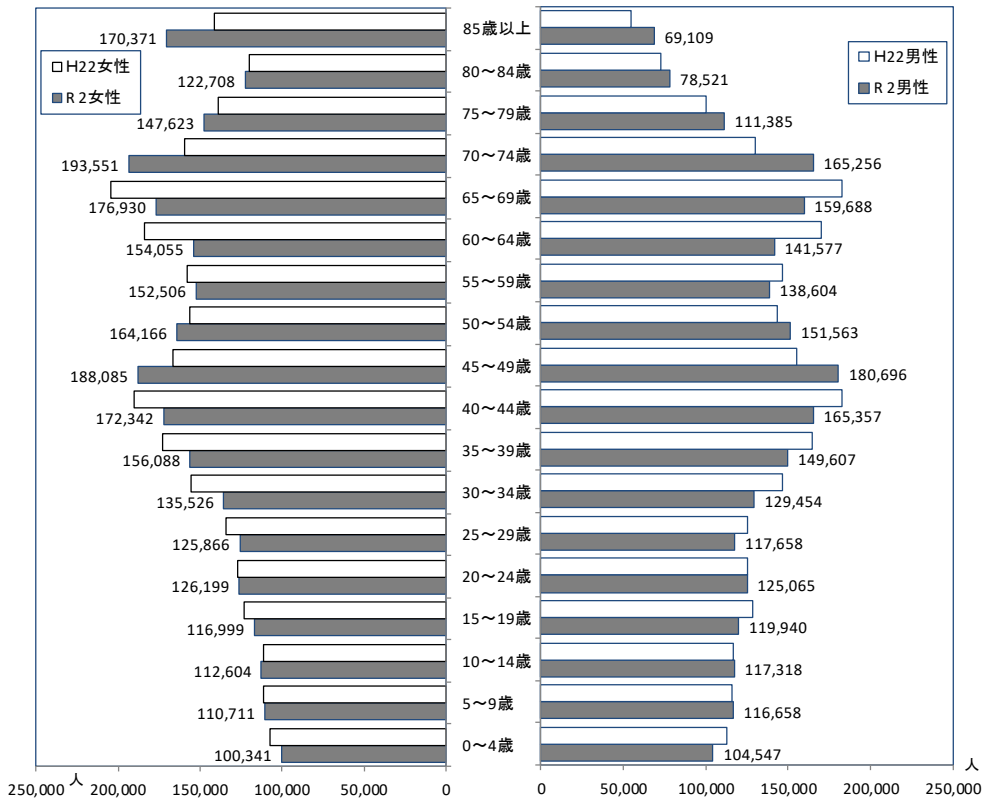
※国勢調査

(3) 5歳階級人口ピラミッド

<中間市>



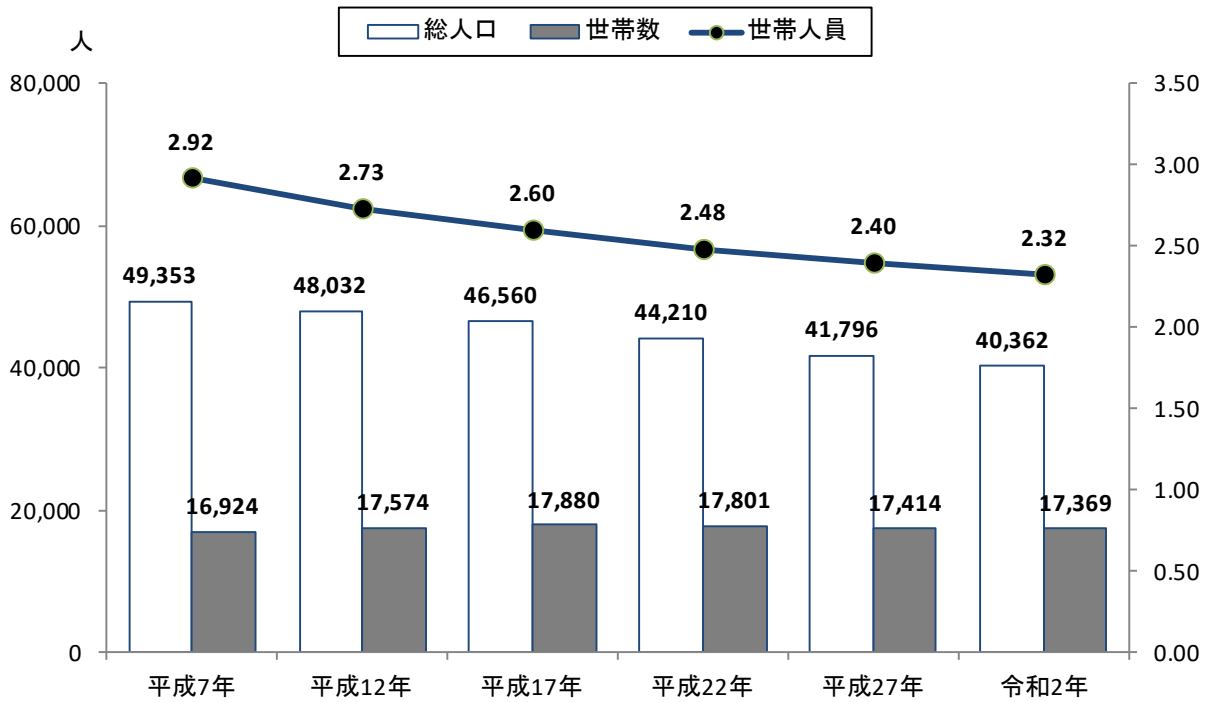
<福岡県>



※国勢調査

注) グラフ内の数値はR2のデータを記載

(4) 世帯数・世帯人員の推移



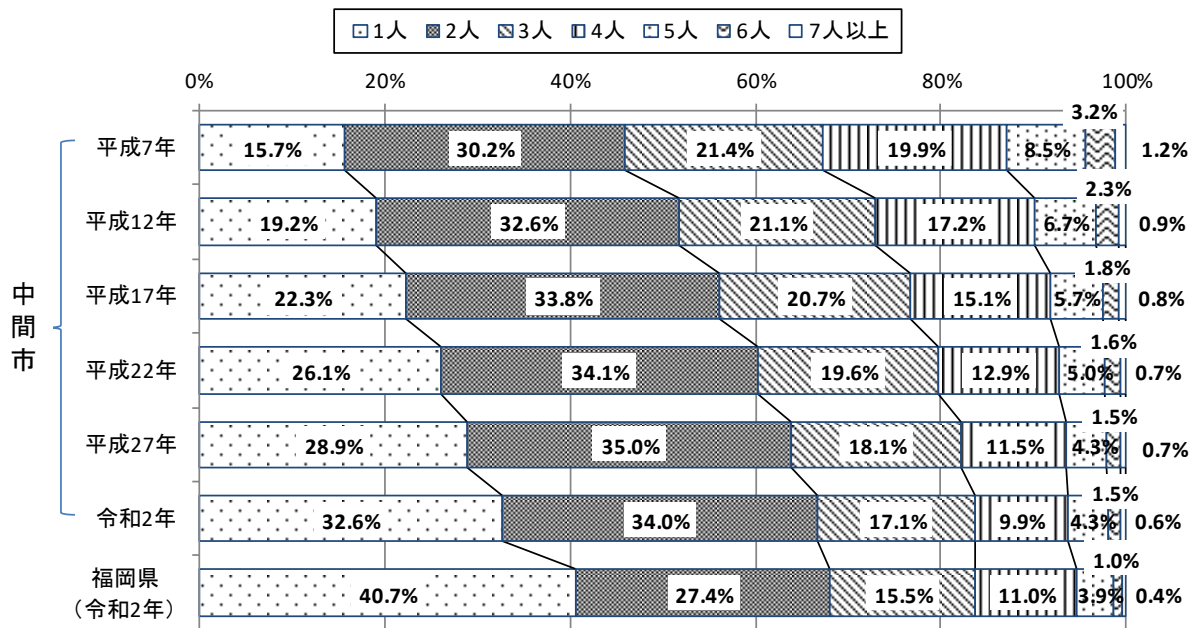
世帯数・世帯人員の推移

単位：人、世帯

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
中間市	総人口	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	40,362
	世帯数	16,924	17,574	17,880	17,801	17,414	17,369
	世帯人員	2.92	2.73	2.60	2.48	2.40	2.32
福岡県	総人口	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	5,135,214
	世帯数	1,782,911	1,917,721	2,009,911	2,110,468	2,201,037	2,323,325
	世帯人員	2.77	2.62	2.51	2.40	2.32	2.21

※国勢調査

(5) 世帯人員別一般世帯数の推移



世帯人員別一般世帯数の推移

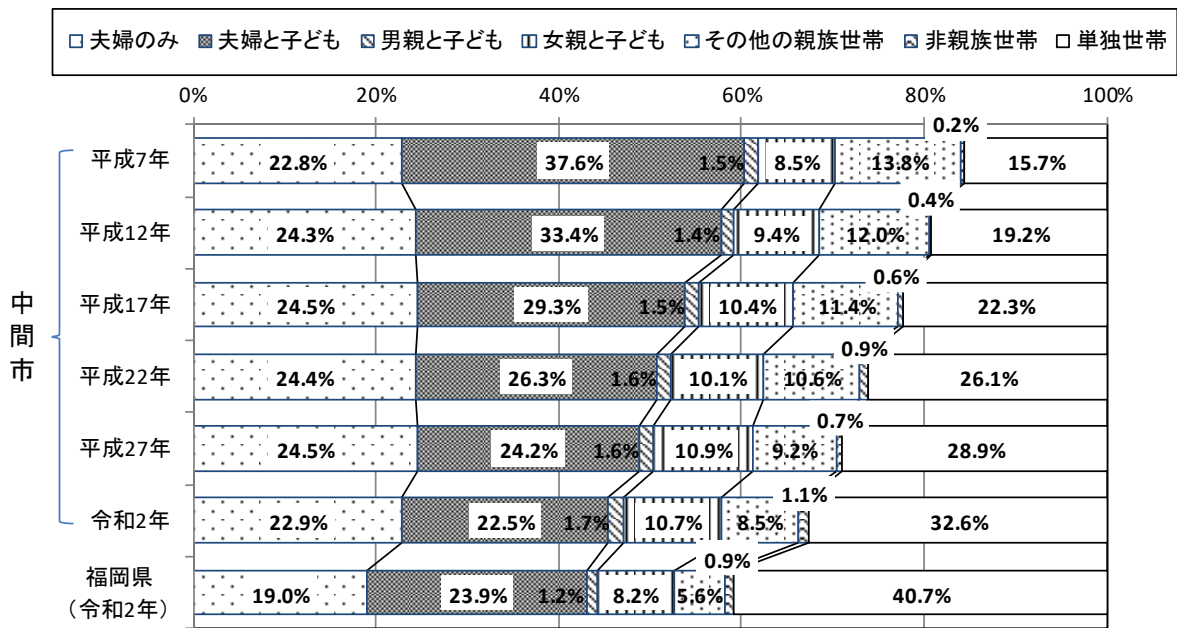
単位: 世帯

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
中間市	16,913	100.0%	17,560	100.0%	17,864	100.0%	17,778	100.0%	17,389	100.0%	17,331	100.0%
一般世帯数	2,654	15.7%	3,363	19.2%	3,984	22.3%	4,645	26.1%	5,029	28.9%	5,654	32.6%
1人	5,103	30.2%	5,724	32.6%	6,030	33.8%	6,059	34.1%	6,090	35.0%	5,901	34.0%
2人	3,621	21.4%	3,713	21.1%	3,690	20.7%	3,479	19.6%	3,156	18.1%	2,962	17.1%
3人	3,361	19.9%	3,023	17.2%	2,694	15.1%	2,295	12.9%	1,995	11.5%	1,708	9.9%
4人	1,436	8.5%	1,175	6.7%	1,011	5.7%	890	5.0%	748	4.3%	751	4.3%
5人	541	3.2%	403	2.3%	318	1.8%	285	1.6%	257	1.5%	254	1.5%
6人	197	1.2%	159	0.9%	137	0.8%	125	0.7%	114	0.7%	101	0.6%
7人以上												
福岡県	1,774,183	100.0%	1,906,862	100.0%	1,984,662	100.0%	2,106,654	100.0%	2,196,617	100.0%	2,318,479	100.0%
一般世帯数	490,053	27.6%	576,717	30.2%	630,031	31.7%	736,339	35.0%	820,806	37.4%	942,993	40.7%
1人	417,544	23.5%	478,630	25.1%	521,351	26.3%	563,201	26.7%	597,783	27.2%	635,218	27.4%
2人	319,928	18.0%	345,328	18.1%	361,459	18.2%	370,069	17.6%	367,239	16.7%	360,336	15.5%
3人	320,658	18.1%	308,072	16.2%	300,131	15.1%	287,110	13.6%	272,418	12.4%	255,949	11.0%
4人	137,996	7.8%	124,572	6.5%	110,986	5.6%	100,365	4.8%	96,349	4.4%	90,043	3.9%
5人	57,014	3.2%	48,216	2.5%	40,162	2.0%	33,277	1.6%	28,762	1.3%	23,726	1.0%
6人	30,990	1.7%	25,327	1.3%	20,542	1.0%	16,293	0.8%	13,260	0.6%	10,214	0.4%
7人以上												

※国勢調査

注) 構成比は一般世帯を100としたときの比率

(6) 家族類型別一般世帯数の推移



家族類型別一般世帯数の推移

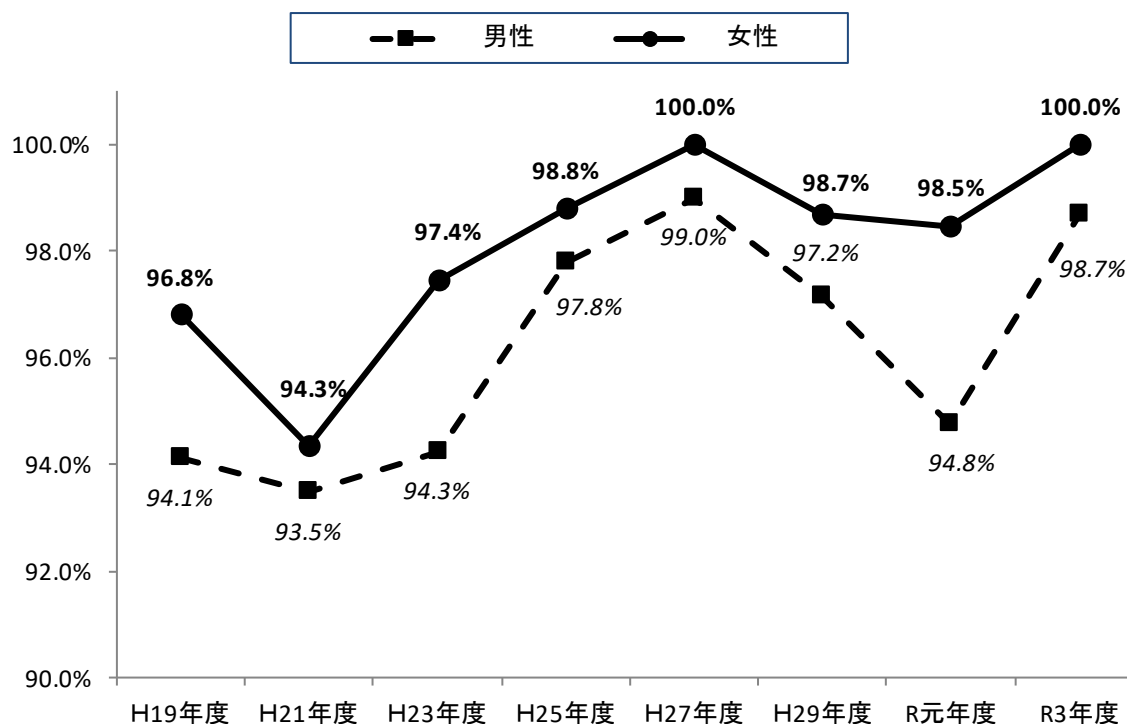
単位: 世帯

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比
中間市												
一般世帯数	16,913	100.0%	17,560	100.0%	17,864	100.0%	17,778	100.0%	17,389	100.0%	17,331	100.0%
(核家族) 夫婦のみ	3,856	22.8%	4,270	24.3%	4,379	24.5%	4,331	24.4%	4,268	24.5%	3,972	22.9%
(核家族) 夫婦と子ども	6,352	37.6%	5,870	33.4%	5,234	29.3%	4,677	26.3%	4,206	24.2%	3,892	22.5%
(核家族) 男親と子ども	249	1.5%	243	1.4%	272	1.5%	277	1.6%	276	1.6%	296	1.7%
(核家族) 女親と子ども	1,438	8.5%	1,644	9.4%	1,855	10.4%	1,793	10.1%	1,888	10.9%	1,848	10.7%
その他の親族世帯	2,326	13.8%	2,105	12.0%	2,041	11.4%	1,885	10.6%	1,601	9.2%	1,478	8.5%
非親族世帯	38	0.2%	65	0.4%	99	0.6%	165	0.9%	117	0.7%	191	1.1%
単独世帯	2,654	15.7%	3,363	19.2%	3,984	22.3%	4,645	26.1%	5,029	28.9%	5,654	32.6%
福岡県												
一般世帯数	1,774,183	100.0%	1,906,862	100.0%	1,984,662	100.0%	2,106,654	100.0%	2,196,617	100.0%	2,318,479	100.0%
(核家族) 夫婦のみ	305,350	17.2%	346,517	18.2%	369,671	18.6%	394,489	18.7%	420,249	19.1%	440,783	19.0%
(核家族) 夫婦と子ども	594,657	33.5%	589,607	30.9%	578,203	29.1%	567,730	26.9%	567,372	25.8%	553,879	23.9%
(核家族) 男親と子ども	19,664	1.1%	22,350	1.2%	24,783	1.2%	25,105	1.2%	26,619	1.2%	28,051	1.2%
(核家族) 女親と子ども	126,159	7.1%	144,850	7.6%	163,301	8.2%	176,112	8.4%	182,910	8.3%	191,273	8.2%
その他の親族世帯	233,122	13.1%	218,615	11.5%	206,523	10.4%	183,962	8.7%	156,857	7.1%	130,349	5.6%
非親族世帯	5,176	0.3%	8,206	0.4%	12,150	0.6%	19,646	0.9%	17,556	0.8%	21,570	0.9%
単独世帯	490,053	27.6%	576,717	30.2%	630,030	31.7%	736,339	35.0%	820,806	37.4%	942,993	40.7%

※国勢調査(類型不詳があるため必ずしも合計は一致しない)

3. 教育

(1) 中学校卒業生における進学率の推移



中学卒業生の進路の推移

単位:人

		平成19年度	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度	令和3年度
中間市	総数	426	409	370	361	359	334	304	307
	進学者計	406	384	355	343	353	324	293	305
	男性	224	201	164	177	200	171	163	153
	女性	182	183	191	166	153	153	130	152
	就業者計	20	25	15	6	2	7	11	2
	男性	14	14	10	4	2	5	9	2
	女性	6	11	5	2	0	2	2	0
	進学率	95.3%	93.9%	95.9%	98.3%	99.4%	97.9%	96.4%	99.3%
	男性	94.1%	93.5%	94.3%	97.8%	99.0%	97.2%	94.8%	98.7%
女性	96.8%	94.3%	97.4%	98.8%	100.0%	98.7%	98.5%	100.0%	

※学校教育課、統計なかま

注) 就職者の中に無業者及び各種学校・職業訓練校の生徒を含む

(2) 男女別教員数の推移

男女別教員数(小学校)

		平成27年	平成29年	令和元年	令和3年	令和5年
中間市	校長	6	6	6	6	6
	女性	0	0	1	2	1
	男性	6	6	5	4	5
	女性比率	0.00	0.00	0.17	0.33	0.17
	教頭	6	6	6	6	6
	女性	2	3	3	2	4
	男性	4	3	3	4	2
	女性比率	0.33	0.50	0.50	0.33	0.67
	教員 総数	138	145	136	139	144
	女性	83	93	91	94	93
	男性	55	52	45	45	51
	女性比率	0.60	0.64	0.67	0.68	0.65

※学校教育課

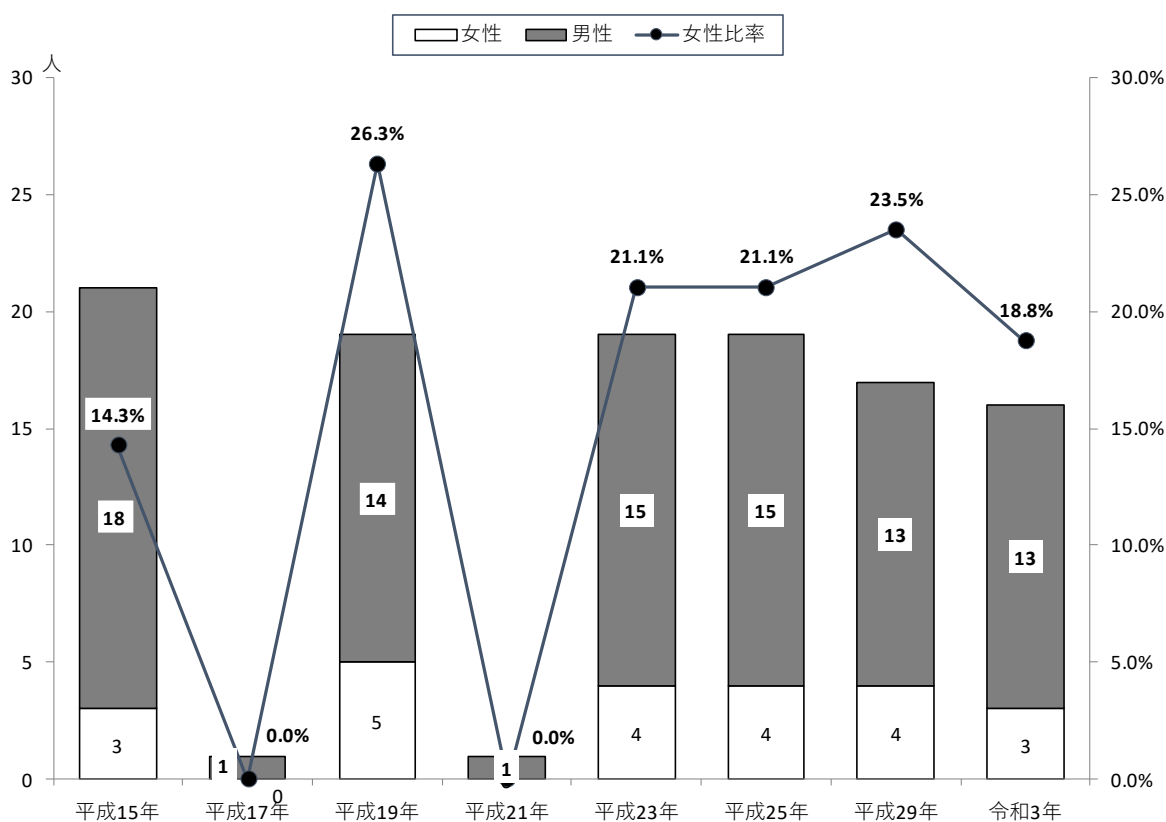
男女別教員数(中学校)

		平成27年	平成29年	令和元年	令和3年	令和5年
中間市	校長	4	4	4	4	4
	女性					2
	男性	4	4	4	4	2
	女性比率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50
	教頭	4	4	4	4	4
	女性		1	2	2	2
	男性	4	3	2	2	2
	女性比率	0.00	0.25	0.50	0.50	0.50
	教員 総数	97	94	96	97	93
	女性	42	43	43	47	48
	男性	55	51	53	50	45
	女性比率	0.43	0.46	0.45	0.48	0.52

※学校教育課

4. 方針決定の場への女性の参画

(1) 中間市議会における女性議員の割合



議会等における女性議員の割合

単位:人

		平成15年	平成17年	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成29年	令和3年
立候補者数	総数	24	2	20	2	20	21	19	20
	女性	3	0	5	0	4	4	4	3
	男性	21	2	15	2	16	17	15	17
	女性比率	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	20.0%	19.0%	21.1%	15.0%
当選者数	定数	21	1	19	1	19	19	17	16
	女性	3	0	5	0	4	4	4	3
	男性	18	1	14	1	15	15	13	13
	女性比率	14.3%	0.0%	26.3%	0.0%	21.1%	21.1%	23.5%	18.8%
摘要		一般選挙	補欠選挙	一般選挙	補欠選挙	一般選挙	一般選挙	一般選挙	一般選挙

※選挙管理委員会事務局

5. 就業状況

(1) 職業別にみた女性就業者数の状況

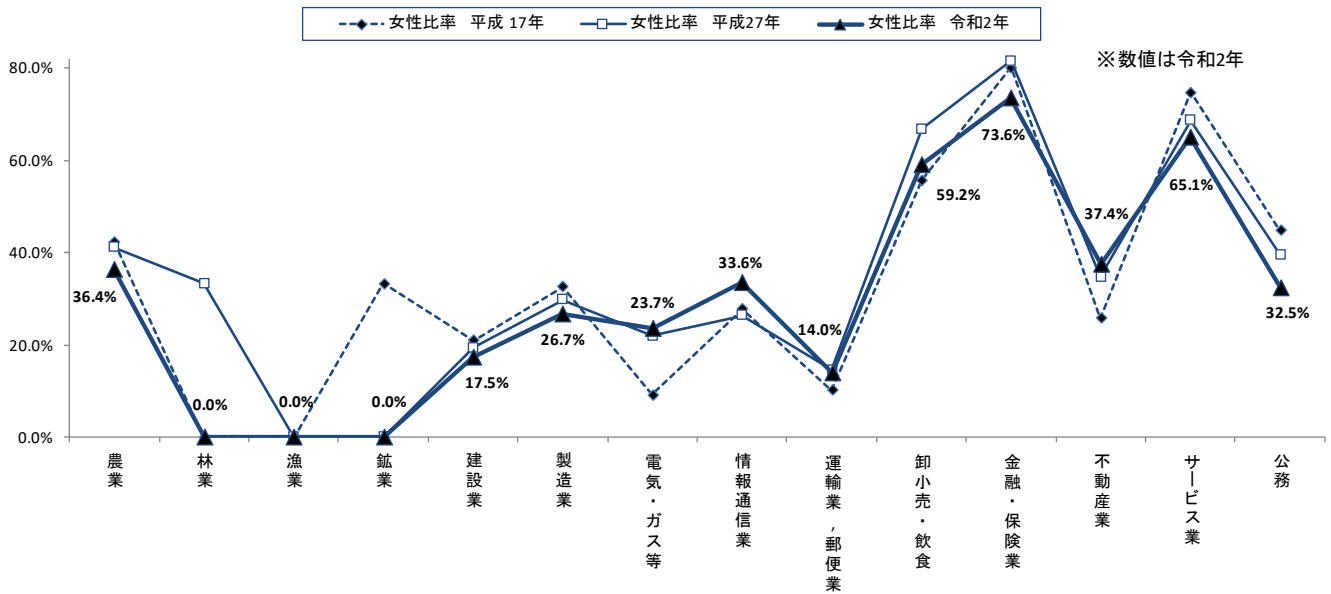
職業別にみた女性就業者数の状況(令和2年国勢調査)

単位:人

	総数	管理的職 業従事者	専門的・ 技術的職 業従事者	事務従事 者	販売従事 者	サービス 職業従事 者	保安職業 従事者	農林漁業 従事者	生産工程 従事者	輸送機械 運転従事 者	建設・採 掘従事者	運輸・清 掃・包装 等従事者	分類不能 の職業	
中間市	女性計	7,216	47	1,362	1,652	994	1,676	9	41	680	23	28	538	166
	15～19歳	106	0	3	4	35	40	3	0	13	0	0	4	4
	20～24歳	401	1	97	60	69	101	1	0	44	0	0	15	13
	25～29歳	477	0	129	115	61	103	0	0	42	0	0	17	10
	30～34歳	532	0	100	141	69	117	0	4	64	1	7	18	11
	35～39歳	618	2	135	149	92	131	0	1	60	2	1	29	16
	40～44歳	738	3	167	226	80	148	0	3	59	3	4	35	10
	45～49歳	909	3	189	245	107	174	2	2	103	7	2	56	19
	50～54歳	800	2	147	226	110	164	1	3	62	3	5	52	25
	55～59歳	743	2	158	157	112	172	1	2	72	1	1	55	10
	60～64歳	737	10	131	147	116	181	0	2	53	1	3	85	8
	65歳以上	1,155	24	106	182	143	345	1	24	108	5	5	172	40
	女性計	100.0%	0.7%	18.9%	22.9%	13.8%	23.2%	0.1%	0.6%	9.4%	0.3%	0.4%	7.5%	2.3%
	15～19歳	100.0%	0.0%	2.8%	3.8%	33.0%	37.7%	2.8%	0.0%	12.3%	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%
	20～24歳	100.0%	0.2%	24.2%	15.0%	17.2%	25.2%	0.2%	0.0%	11.0%	0.0%	0.0%	3.7%	3.2%
	25～29歳	100.0%	0.0%	27.0%	24.1%	12.8%	21.6%	0.0%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%	3.6%	2.1%
	30～34歳	100.0%	0.0%	18.8%	26.5%	13.0%	22.0%	0.0%	0.8%	12.0%	0.2%	1.3%	3.4%	2.1%
	35～39歳	100.0%	0.3%	21.8%	24.1%	14.9%	21.2%	0.0%	0.2%	9.7%	0.3%	0.2%	4.7%	2.6%
	40～44歳	100.0%	0.4%	22.6%	30.6%	10.8%	20.1%	0.0%	0.4%	8.0%	0.4%	0.5%	4.7%	1.4%
45～49歳	100.0%	0.3%	20.8%	27.0%	11.8%	19.1%	0.2%	0.2%	11.3%	0.8%	0.2%	6.2%	2.1%	
50～54歳	100.0%	0.3%	18.4%	28.3%	13.8%	20.5%	0.1%	0.4%	7.8%	0.4%	0.6%	6.5%	3.1%	
55～59歳	100.0%	0.3%	21.3%	21.1%	15.1%	23.1%	0.1%	0.3%	9.7%	0.1%	0.1%	7.4%	1.3%	
60～64歳	100.0%	1.4%	17.8%	19.9%	15.7%	24.6%	0.0%	0.3%	7.2%	0.1%	0.4%	11.5%	1.1%	
65歳以上	100.0%	2.1%	9.2%	15.8%	12.4%	29.9%	0.1%	2.1%	9.4%	0.4%	0.4%	14.9%	3.5%	
福岡県	女性計	1,062,112	8,276	219,583	296,648	131,271	192,520	3,269	20,002	73,156	3,354	3,437	77,358	33,238
	15～19歳	16,143	0	636	1,550	4,468	6,238	179	49	1,186	24	47	699	1,067
	20～24歳	74,573	10	17,637	15,029	13,576	16,095	620	470	5,530	200	220	2,455	2,731
	25～29歳	85,458	64	25,547	25,053	11,472	11,636	491	655	5,239	247	268	2,723	2,063
	30～34歳	86,996	153	23,010	27,606	10,847	12,898	344	639	5,448	228	259	3,569	1,995
	35～39歳	101,016	361	24,985	31,957	12,046	16,177	350	852	6,433	310	307	5,038	2,200
	40～44歳	118,479	532	27,670	39,758	12,998	18,701	304	964	7,642	392	366	6,682	2,470
	45～49歳	133,398	760	27,507	46,589	14,522	20,878	305	1,110	9,252	608	421	8,698	2,748
	50～54歳	115,861	947	23,846	38,048	12,793	19,452	237	1,189	7,939	480	317	8,357	2,256
	55～59歳	103,295	1,122	21,653	29,472	11,946	19,078	178	1,575	7,100	337	266	8,371	2,197
	60～64歳	86,462	1,094	15,006	19,928	10,337	18,267	105	2,316	6,823	209	322	9,662	2,393
	65歳以上	140,431	3,233	12,086	21,658	16,266	33,100	156	10,183	10,564	319	644	21,104	11,118
	女性計	100.0%	0.8%	20.7%	27.9%	12.4%	18.1%	0.3%	1.9%	6.9%	0.3%	0.3%	7.3%	3.1%
	15～19歳	100.0%	0.0%	3.9%	9.6%	27.7%	38.6%	1.1%	0.3%	7.3%	0.1%	0.3%	4.3%	6.6%
	20～24歳	100.0%	0.0%	23.7%	20.2%	18.2%	21.6%	0.8%	0.6%	7.4%	0.3%	0.3%	3.3%	3.7%
	25～29歳	100.0%	0.1%	29.9%	29.3%	13.4%	13.6%	0.6%	0.8%	6.1%	0.3%	0.3%	3.2%	2.4%
	30～34歳	100.0%	0.2%	26.4%	31.7%	12.5%	14.8%	0.4%	0.7%	6.3%	0.3%	0.3%	4.1%	2.3%
	35～39歳	100.0%	0.4%	24.7%	31.6%	11.9%	16.0%	0.3%	0.8%	6.5%	0.3%	0.3%	5.0%	2.2%
	40～44歳	100.0%	0.4%	23.4%	33.6%	11.0%	15.8%	0.3%	0.8%	6.5%	0.3%	0.3%	5.6%	2.1%
45～49歳	100.0%	0.6%	20.6%	34.9%	10.9%	15.7%	0.2%	0.8%	6.9%	0.5%	0.3%	6.5%	2.1%	
50～54歳	100.0%	0.8%	20.6%	32.8%	11.0%	16.8%	0.2%	1.0%	6.9%	0.4%	0.3%	7.2%	1.9%	
55～59歳	100.0%	1.1%	21.0%	28.5%	11.6%	18.5%	0.2%	1.5%	6.9%	0.3%	0.3%	8.1%	2.1%	
60～64歳	100.0%	1.3%	17.4%	23.0%	12.0%	21.1%	0.1%	2.7%	7.9%	0.2%	0.4%	11.2%	2.8%	
65歳以上	100.0%	2.3%	8.6%	15.4%	11.6%	23.6%	0.1%	7.3%	7.5%	0.2%	0.5%	15.0%	7.9%	

※令和2年国勢調査

(2) 産業別女性就業者数と女性比率の推移



産業別女性就業者数の状況

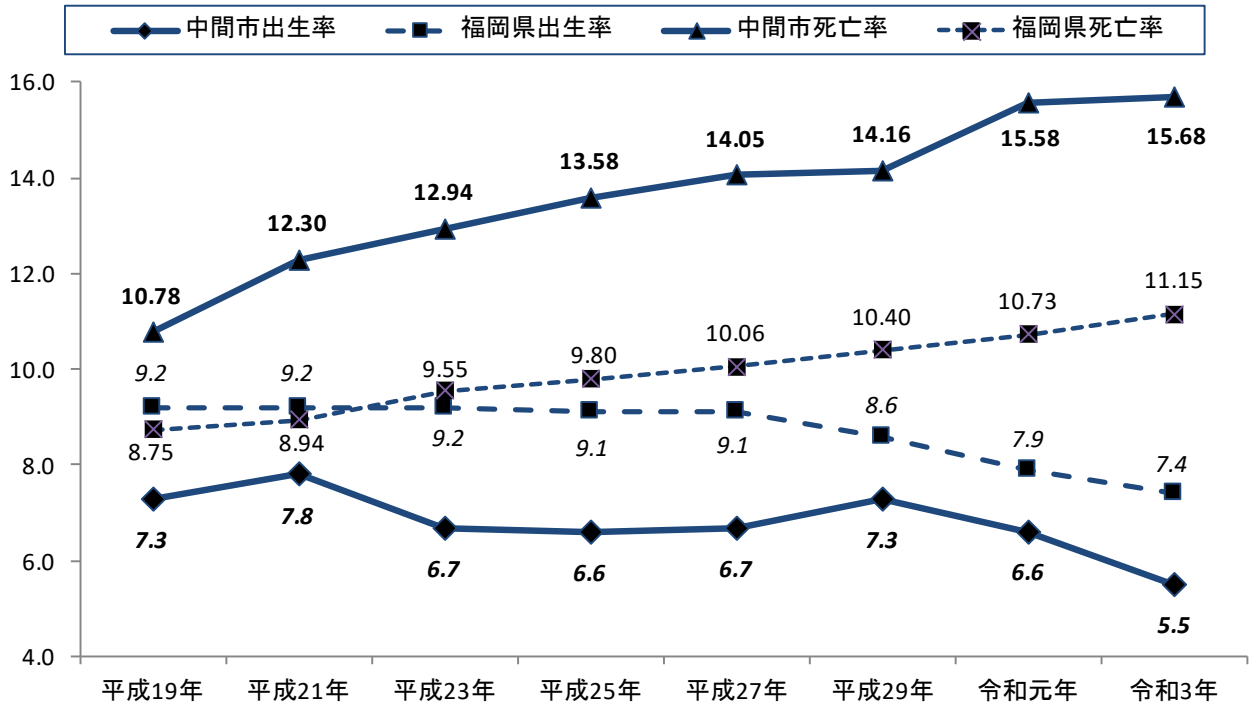
単位: 人

	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売・小売・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務	
実数(人)															
中間市	平成7年	180	0	2	19	3,341	4,870	103	1,419	4,556	516	115	5,267	711	
	うち女性	59	0	0	3	609	1,475	27	208	2,673	364	44	3,084	241	
	平成12年	125	0	2	11	3,301	4,021	95	1,363	4,516	423	107	5,549	595	
	うち女性	45	0	0	2	578	1,230	19	229	2,665	287	44	3,315	189	
	平成17年	149	3	0	5	2,649	3,673	55	189	976	3,579	334	144	6,741	615
	うち女性	55	0	0	1	458	1,030	6	47	96	2,122	223	52	4,168	217
	平成22年	130	4	1	3	2,180	3,157	65	169	937	3,809	278	202	5,573	484
	うち女性	44	0	0	0	309	824	11	53	116	2,299	197	75	3,501	154
	平成27年	144	5	3	5	2,105	3,041	54	145	872	2,718	220	206	6,625	452
	うち女性	53	1	1	0	355	823	13	37	117	1,583	164	80	4,227	147
令和2年	129	3	0	4	1,828	2,765	59	140	806	2,370	201	230	6,148	372	
うち女性	47	0	0	0	319	737	14	47	113	1,403	148	86	4,002	121	
福岡県	平成7年	91,592	991	8,322	2,465	259,342	348,179	13,721	161,477	616,568	73,677	26,125	622,301	85,989	
	うち女性	41,774	221	2,289	218	44,959	124,514	2,188	16,339	307,109	41,768	10,368	337,024	21,866	
	平成12年	78,910	842	6,839	1,566	247,156	317,932	13,267	163,528	599,950	67,952	28,066	685,604	82,223	
	うち女性	36,218	182	1,886	266	40,380	111,665	1,965	30,434	309,278	37,628	11,508	380,200	20,490	
	平成17年	74,824	568	5,827	684	217,328	278,930	11,122	53,243	132,554	470,936	60,145	32,649	833,522	82,090
	うち女性	33,139	81	1,591	96	34,282	92,623	1,420	15,942	21,276	237,746	32,649	13,328	485,224	20,595
	平成22年	60,199	1,000	4,607	660	183,705	263,231	11,370	51,513	138,664	553,104	56,706	44,686	688,593	79,546
	うち女性	25,635	151	1,301	101	29,984	82,154	1,578	15,685	24,413	294,308	32,460	17,775	410,419	20,954
	平成27年	58,701	960	3,941	660	177,709	276,116	11,708	54,772	131,902	378,068	53,766	48,999	866,672	79,022
	うち女性	24,311	141	1,107	96	30,216	85,163	1,687	15,623	24,483	197,044	30,951	20,111	526,466	22,227
令和2年	50,444	951	3,194	551	178,605	256,910	11,884	61,096	136,614	380,573	52,008	52,401	914,058	79,364	
うち女性	21,136	158	833	77	33,715	80,041	1,939	18,952	29,266	199,702	30,847	22,228	561,837	24,643	
女性比率(%)															
中間市	平成7年	47.2%	-	0.0%	27.3%	18.4%	36.7%	28.4%	14.7%	59.2%	86.1%	41.1%	55.6%	40.5%	
	平成12年	30.2%	0.0%	-	40.0%	21.8%	33.5%	34.5%	16.8%	74.5%	85.9%	30.6%	49.2%	30.7%	
	平成17年	42.3%	0.0%	0.0%	33.3%	21.0%	32.6%	9.2%	27.8%	10.2%	55.7%	80.2%	25.7%	74.8%	44.8%
	平成22年	30.6%	0.0%	0.0%	0.0%	14.7%	27.1%	20.4%	36.6%	13.3%	84.6%	89.5%	36.4%	52.8%	34.1%
	平成27年	41.1%	33.3%	-	0.0%	19.4%	29.8%	22.0%	26.4%	14.5%	66.8%	81.6%	34.8%	68.8%	39.5%
	令和2年	36.4%	0.0%	-	0.0%	17.5%	26.7%	23.7%	33.6%	14.0%	59.2%	73.6%	37.4%	65.1%	32.5%
福岡県	平成7年	45.6%	22.3%	27.5%	8.8%	17.3%	35.8%	15.9%	10.1%	49.8%	56.7%	39.7%	54.2%	25.4%	
	平成12年	48.4%	32.0%	32.4%	38.9%	18.6%	40.0%	17.7%	18.6%	65.7%	62.6%	35.2%	45.6%	25.0%	
	平成17年	55.0%	8.1%	34.5%	14.5%	18.7%	35.2%	12.5%	30.9%	15.3%	43.0%	57.6%	29.8%	70.5%	25.9%
	平成22年	43.7%	15.7%	33.0%	15.3%	16.9%	29.8%	13.5%	28.6%	18.5%	77.8%	60.4%	36.3%	47.4%	26.5%
	平成27年	48.2%	14.8%	34.7%	17.4%	16.9%	33.1%	14.2%	25.6%	17.9%	51.8%	59.5%	38.4%	57.6%	28.0%
	令和2年	41.9%	16.6%	26.1%	14.0%	18.9%	31.2%	16.3%	31.0%	21.4%	52.5%	59.3%	42.4%	61.5%	31.1%

※国勢調査

6. 家庭環境

(1) 出生数と死亡数の推移



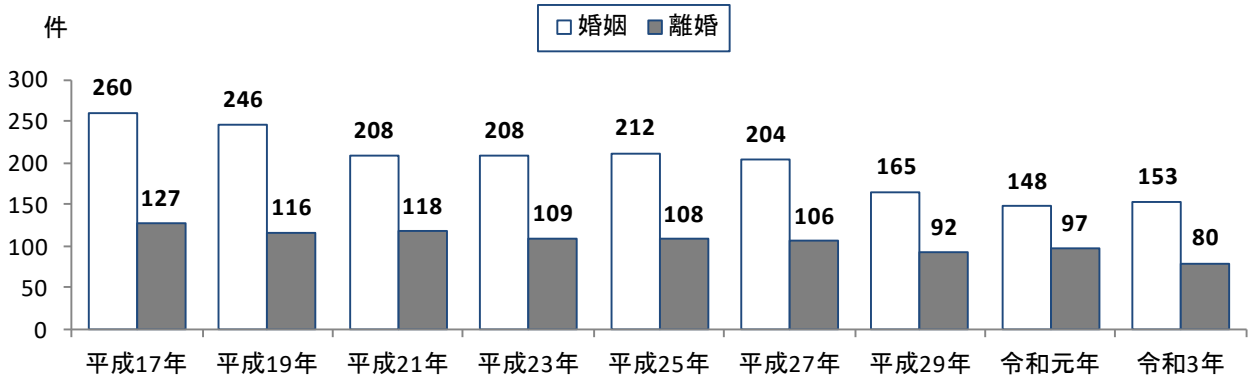
出生数と死亡数の推移

		平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和3年
中間市	出生数 計	333	347	292	283	280	298	263	217
	男	147	178	148	141	152	151	138	106
	女	186	169	144	142	128	147	125	111
	出生率(人口千人対)	7.3	7.8	6.7	6.6	6.7	7.3	6.6	5.5
	死亡数 計	489	546	563	581	583	578	619	617
	男	258	290	291	305	306	289	296	281
	女	231	256	272	276	277	289	323	336
	死亡率(人口千人対)	10.78	12.30	12.94	13.58	14.05	14.16	15.58	15.68
	新生児死亡数 計	1	2	1	0	1	0	0	0
	男	0	1	0	0	1	0	0	0
	女	1	1	1	0	0	0	0	0
	新生児死亡率(人口千人対)	3.00	5.76	3.42	0.00	3.57	0.00	0.00	0.00
	周産期死亡数 計	1	2	1	1	3	0	0	1
	妊娠22週以降の死産	1	2	0	1	2	0	0	1
生後1週間未満の死亡	0	0	1	0	1	0	0	0	
周産期死亡率(人口千人対)	2.99	5.73	3.42	3.52	10.64	0.00	0.00	4.59	
福岡県	出生数 計	46,393	46,084	46,220	45,897	45,235	43,438	39,754	37,540
	男	23,842	23,374	23,672	23,541	23,137	22,138	20,343	19,035
	女	22,551	22,710	22,548	22,356	22,098	21,300	19,411	18,505
	出生率(人口千人対)	9.2	9.2	9.2	9.1	9.1	8.6	7.9	7.4
	死亡数 計	43,919	44,879	48,112	49,456	50,259	52,530	54,099	56,410
	男	22,780	23,320	24,581	24,872	25,013	26,332	26,731	28,027
	女	21,139	21,559	23,531	24,584	25,246	26,198	27,368	28,383
	死亡率(人口千人対)	8.75	8.94	9.55	9.80	10.06	10.40	10.73	11.15
	新生児死亡数 計	54	48	56	41	45	39	35	39
	男	22	27	23	21	24	30	18	23
	女	32	21	33	20	21	9	17	16
	新生児死亡率(人口千人対)	1.16	1.04	1.21	0.89	0.99	0.90	0.88	1.04
	周産期死亡数 計	202	186	202	157	177	163	123	140
	妊娠22週以降の死産	157	153	157	123	142	134	96	110
生後1週間未満の死亡	45	33	45	34	35	29	27	30	
周産期死亡率(人口千人対)	4.34	4.02	4.36	3.41	3.90	3.74	3.09	3.72	

※福岡県保健統計年報

(2) 婚姻件数と離婚件数の推移

中間市の婚姻件数と離婚件数の推移



婚姻件数と離婚件数の推移

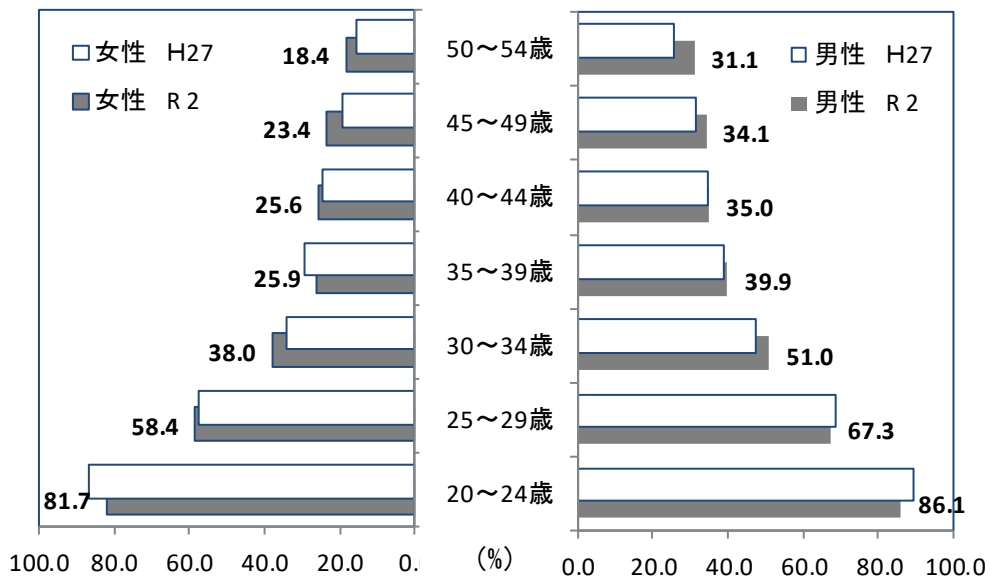
単位: 件

		平成17年	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和3年
中間市	婚姻	260	246	208	208	212	204	165	148	153
	離婚	127	116	118	109	108	106	92	97	80
福岡県	婚姻	28,715	29,486	29,419	28,966	28,183	27,566	25,887	25,777	22,009
	離婚	11,567	11,115	11,121	10,671	10,290	10,063	9,606	9,774	8,564

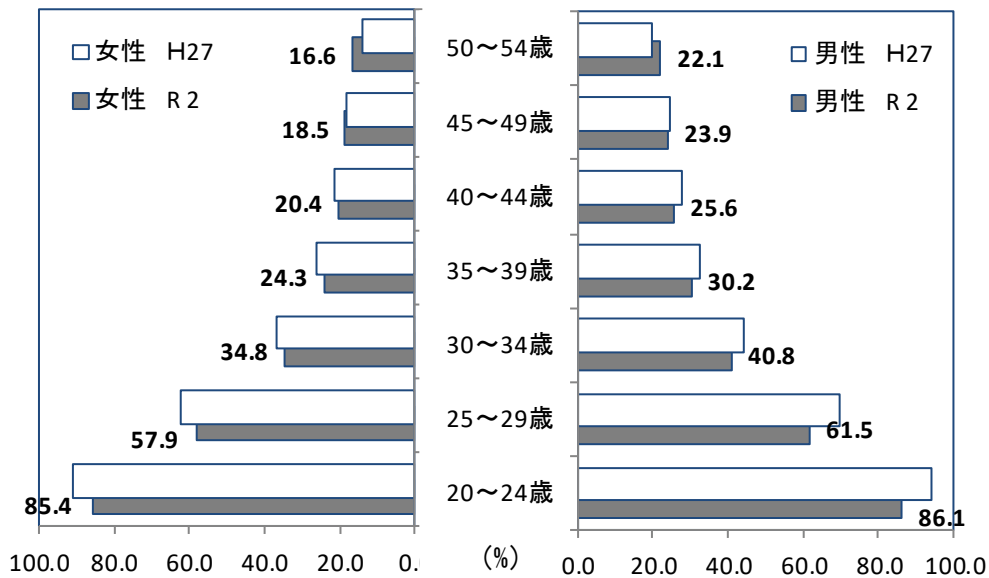
※福岡県保健統計年報

(3) 年齢階級別未婚率の推移

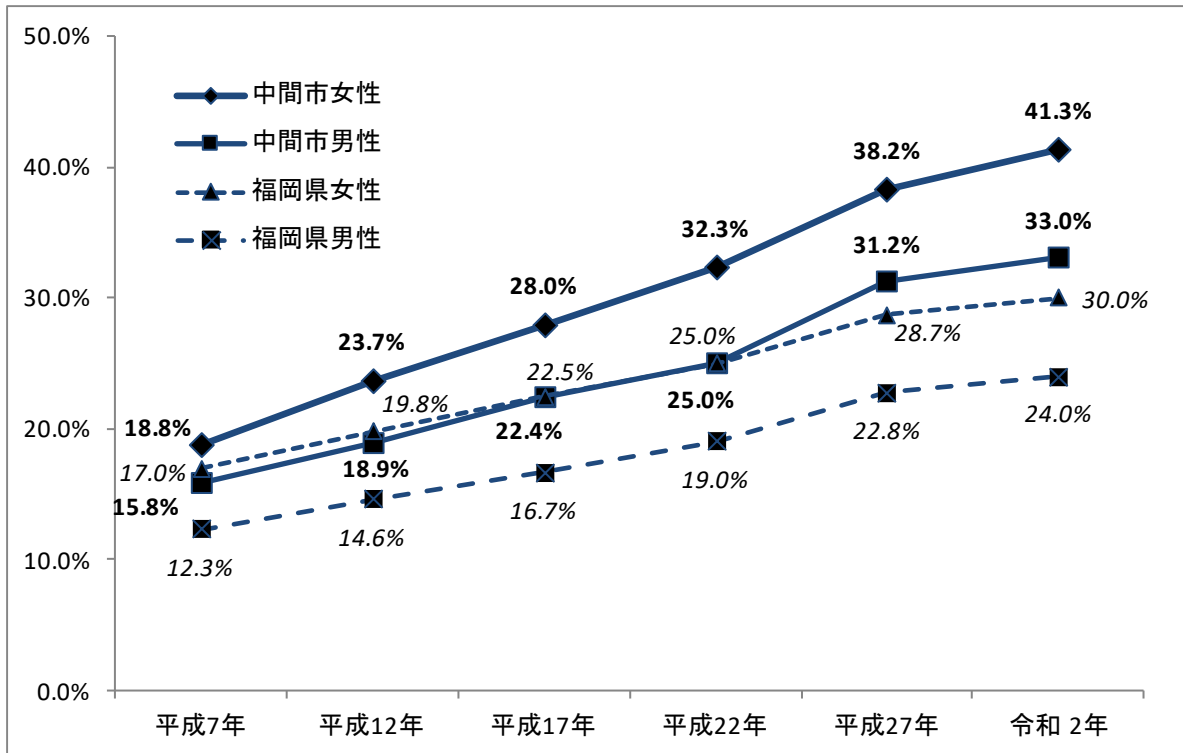
中間市



福岡県



(4) 高齢化率の推移



注) 高齢化率=65歳以上人口÷総人口×100

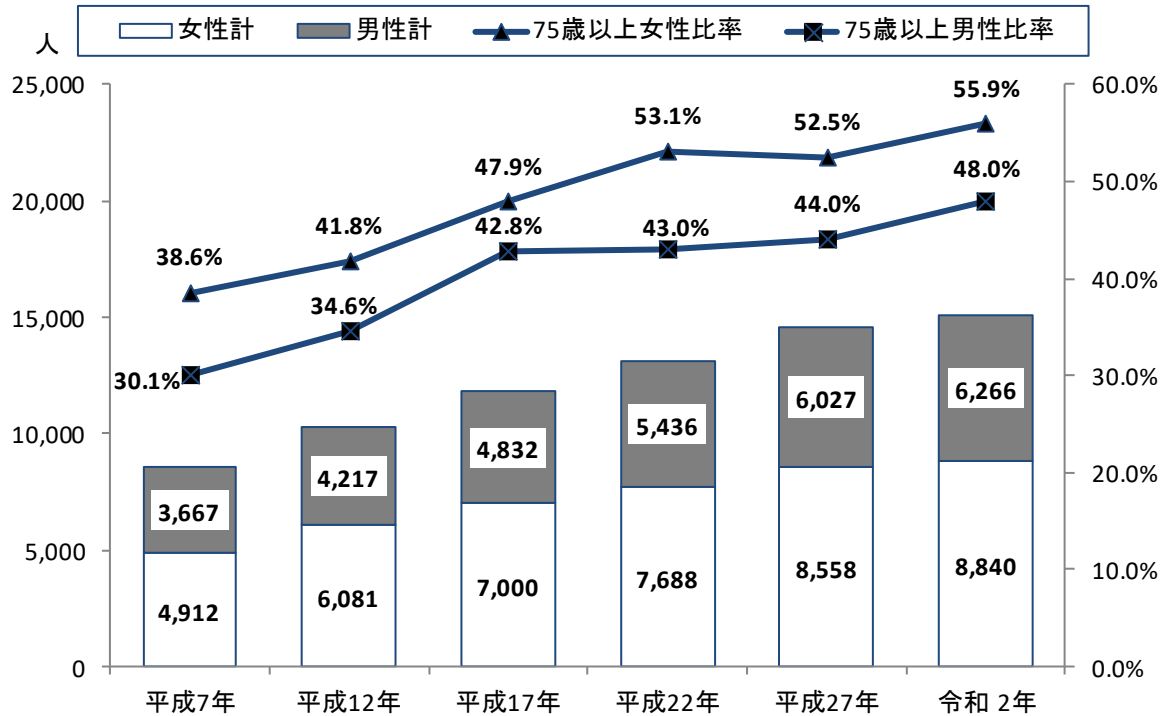
高齢者数の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
中間市	65歳以上 計	8,579	10,298	11,832	13,124	14,585	15,106
	女性	4,912	6,081	7,000	7,688	8,558	8,840
	男性	3,667	4,217	4,832	5,436	6,027	6,266
福岡県	65歳以上 計	728,574	870,290	997,798	1,123,376	1,304,764	1,395,142
	女性	439,140	520,923	596,896	668,682	764,402	811,183
	男性	289,434	349,367	400,902	454,694	540,362	583,959

※国勢調査

(5) 高齢者人口の構造

中間市における高齢者人口の構造



高齢者人口の構造

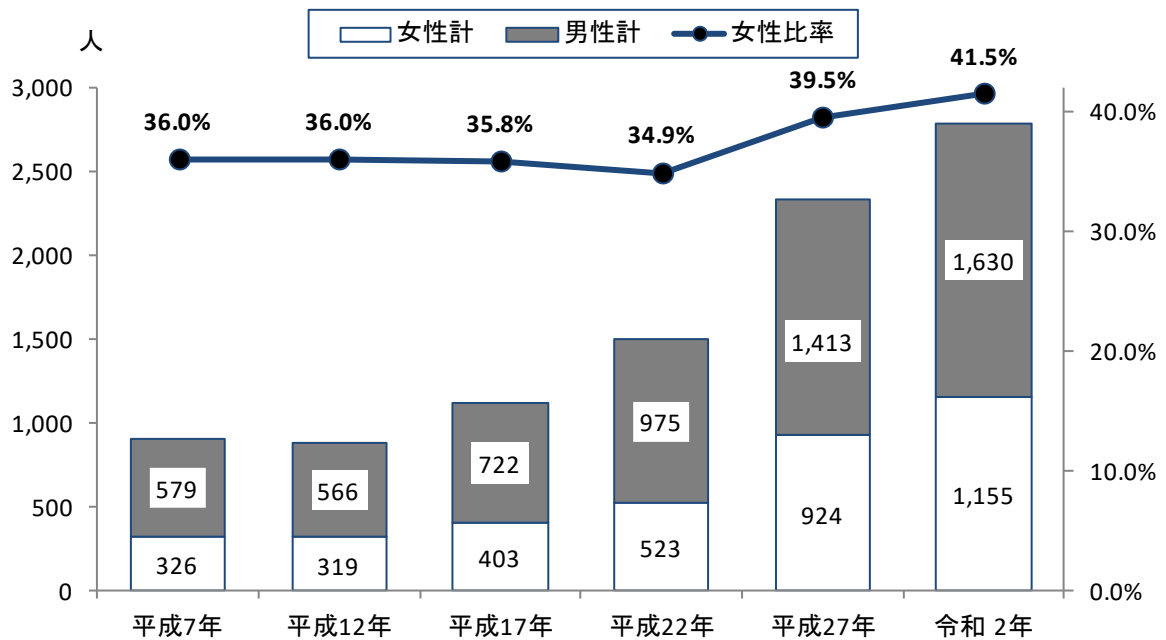
単位: 人

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
中間市	65歳以上 計	8,579	10,298	11,832	13,124	14,585	15,106
	女性 計	4,912	6,081	7,000	7,688	8,558	8,840
	65～74歳	3,017	3,541	3,648	3,602	4,067	3,898
	75歳以上	1,895	2,540	3,352	4,086	4,491	4,942
	75歳以上比率	38.6%	41.8%	47.9%	53.1%	52.5%	55.9%
	男性 計	3,667	4,217	4,832	5,436	6,027	6,266
	65～74歳	2,564	2,758	2,766	3,101	3,378	3,259
	75歳以上	1,102	1,459	2,066	2,335	2,649	3,007
	75歳以上比率	30.1%	34.6%	42.8%	43.0%	44.0%	48.0%
福岡県	65歳以上 計	728,574	870,290	997,798	1,123,376	1,304,764	1,395,142
	女性 計	439,140	520,923	596,896	668,682	764,402	811,183
	65～74歳	249,347	281,436	297,866	313,006	364,106	370,481
	75歳以上	189,793	239,487	299,030	355,676	400,296	440,702
	75歳以上比率	43.2%	46.0%	50.1%	53.2%	52.4%	54.3%
	男性 計	289,434	349,367	400,902	454,694	540,362	583,959
	65～74歳	189,945	224,642	237,992	257,465	312,953	324,944
	75歳以上	99,489	124,725	162,910	197,229	227,409	259,015
	75歳以上比率	34.4%	35.7%	40.6%	43.4%	42.1%	44.4%

※国勢調査

(6) 65歳以上の就業数

中間市における65歳以上の就業者率



65歳以上の就業者数

単位：人

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
中間市	65歳以上 計	905	885	1,125	1,498	2,337	2,785
	女性 計	326	319	403	523	924	1,155
	65～74歳	276	266	336	428	793	960
	75歳以上	50	53	67	95	131	195
	男性 計	579	566	722	975	1,413	1,630
	65～74歳	507	488	619	848	1,220	1,344
	75歳以上	72	78	103	127	193	286
福岡県	65歳以上 計	139,018	149,204	98,170	192,349	263,576	329,239
	女性 計	49,257	55,469	37,559	77,155	109,236	140,431
	65～74歳	41,211	44,782	30,220	60,398	88,734	112,345
	75歳以上	8,046	10,687	7,339	16,757	20,502	28,086
	男性 計	89,761	93,735	60,611	115,194	154,340	188,808
	65～74歳	74,757	76,431	49,380	90,544	126,348	152,026
	75歳以上	15,004	17,304	11,231	24,650	27,992	36,782

※国勢調査

中間市男女共同参画推進条例

(平成 25 年 9 月 27 日条例第 25 号)

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、国際社会と連動し、男女平等の
実現に向けた様々な取組が行われてきました。平成
11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定
され、男女共同参画社会の形成が 21 世紀の最
重要課題と位置付けられています。

中間市では、平成 10 年に「中間市人権擁護
条例」を制定し、あらゆる差別のないまちづく
りを目指し、また、平成 16 年には、「中間市
男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参
画社会の実現に向け、様々な取組を行って
います。

しかしながら、男女の役割を性別によって
固定的にとらえる慣行や制度、性別による差
別や偏見、暴力など今なお多くの課題が残
っています。

また、少子・高齢化は、急速に進展して
おり、今後人口が減少していく社会が到来
することが予測されています。こうした社会
経済情勢の急速な変化に対応できる活力
あるまちづくりを進めていくためには、女
性のチャレンジ支援を積極的に進めること
により、女性の個性と能力を充分に発揮
できる社会を構築することが必要となっ
ています。

このような状況を踏まえ、中間市は、男
女共同参画の推進を主要な政策として位
置付け、市、市民及び事業者等が一体
となって「一人一人が活きるまちなか
ま」を実現するため、この条例を制定
します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、中間市(以下「市」という。)の
男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、
市、市民及び事業者等の責務を明らかにすると
ともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合
的かつ計画的に実行することにより、性にかかわ
りなく、市民の人権が尊重され、豊かで活力ある
男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語
の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員と
して、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もっ
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文
化的利益を受けることができ、かつ、共に責任
を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る
男女間の格差を改善するため必要な範囲にお
いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を
積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する
者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点と
する個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業所を有する法
人(個人事業主を含む。)その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反
した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、
不利益を与え、又はその生活環境を害すること
をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(配偶
者であった者を含む。)、恋人等親密な関係にあ
る者に対する身体的、精神的、性的、経済的又
は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項
を基本理念として積極的に行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別
による差別的取扱いを受けることなく、個人と
しての能力を発揮する機会が確保され、男女の
人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制
度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な
選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮さ
れること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係のもとに、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して自ら決定し、個人の意思が尊重され、生涯にわたり身体的精神的及び社会的に良好な状態が確保されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう、職場環境等の整備に努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 全ての人は、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第8条 全ての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長又は連想させる表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「男女共同参画プラン」という。)を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画プランは、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第18条第1項の規定により設置する中間市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画プランを策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画プランの見直しを図らなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画プランの実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

2 市は、広報広聴活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育(保育園及び幼稚園)、学校教育(小学校及び中学校)、社会教育その他の教育活動に関わる者に対して適切な支援を行うものとする。

(市における男女共同参画推進の取組)

第12条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

(1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、性別にかかわらず全ての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供など適切な支援に努めなければならない。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援及び必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、実施し、又は評価するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取組の拠点施設の設置に努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条 市が実施する施策で、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合の市民からの相談に関し、市は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。

3 市は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を置かななければならない。

第3章 中間市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 本市における男女共同参画の推進を図るため、中間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。

(2) 前号の施策の実施状況に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱した15人以内の委員をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(中間市男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 中間市男女共同参画審議会設置条例(平成21年中間市条例第8号)は、廃止する。

5中市人第142号
令和5年6月8日

中間市男女共同参画審議会会長 殿

中間市長 福田 浩

諮 問 書

第4次中間市男女共同参画プラン策定にあたり、中間市男女共同参画推進条例第9条第3項に基づき下記の事項について調査研究し、答申されるよう諮問します。

記

- 1 中間市男女共同参画プランの見直しに関する事項
- 2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策推進に関し必要な事項

令和6年3月21日

中間市長 福田 浩 様

中間市男女共同参画審議会
会 長 河 内 祥 子

答 申 書

本会議は、平成16年に策定された「中間市男女共同参画プラン」が、平成31年の見直しから5年が経過し、本年が3回目の見直しの年にあたることから、令和5年4月1日から令和6年3月6日まで4回にわたり審議を重ねてまいりました。

その結果、別紙のとおり「第4次中間市男女共同参画プラン」がまとまりましたので提出いたします。

中間市男女共同参画審議会委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分	氏名	所属等
学識経験者	河内 祥子	福岡教育大学
人権部門	有馬 周子	人権擁護委員会
福祉部門	藤澤 冬美	ボランティア協議会
教育部門	河本 直子	教育委員会
労働部門	花田 匡英	商工会議所
	田染 智恵	ひびき青年会議所
市民団体	三角 由紀子	女性ネットなかま
市民代表	森 茂和	一般公募

※委員の順序は条例による

[敬称略]

本プラン策定に係る中間市男女共同参画審議会の審議経過

開催日		主な審議内容
第1回	令和5年6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度中間市男女共同参画行動計画各課進捗状況報告 ・ 第4次中間市男女共同参画プラン見直しについて ・ 男女共同参画にかかる市民意識調査結果について
第2回	令和5年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次中間市男女共同参画プランきらりⅢ（素案）について
第3回	令和5年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次中間市男女共同参画プランきらりⅢ（素案）について
第4回	令和6年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次中間市男女共同参画プランきらりⅢ（素案）について ・ 本プラン素案に対するパブリックコメント結果報告 ・ 本プラン最終審議 ・ 市長への答申

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる

おそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他

の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同

- 参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織す

る。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集

に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員

の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条

第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定

（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同條に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年法律第28号)

(平成30年5月23日公布・施行)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

中間市男女共同参画プラン きらりⅢ

～ “ひとり一人が生きるまち なかま” をめざして～

令和6年3月

発 行	福岡県中間市
企画・編集	中間市市民部人権男女共同参画課（中間市人権センター内）
	〒809-0011 福岡県中間市岩瀬一丁目 17 番 1 号
	TEL 093 (245) 3511
	FAX 093 (245) 3519